

自然再生全体構想作成の手引き（案）

～自然再生協議会を通じて、自然再生活動に取り組んでみませんか～

自然再生協議会を設立することのメリット

自然再生推進法を活用して、自然再生協議会を設立すると、どのようなメリットがあるのでしょうか。

自然再生推進法の施行以来、現在までに全国で26の自然再生協議会が設立され、様々な自然再生の取り組みが行われてきました。冒頭に紹介したコラムをはじめ、そのような、現在活動を行う協議会の声を参考に、主なメリットを以下に紹介します。

1. 地域の自主性を尊重した取り組みを行うことができます

- 自然再生推進法に基づく自然再生の取り組みは、地域のボトムアップによるものであり、多様な主体が連携し透明性を確保しつつ、自主的かつ積極的に取り組んで実施するものです。
- 地域住民やNPO法人、専門家等が自然再生全体構想作成段階から参画することで、地域の自主性を尊重した取り組みとして自然再生事業を進めることができます。
- 自然再生事業での取り組みを体験した若者や子供達が、地域に対して誇りや自信を持てるようになります。



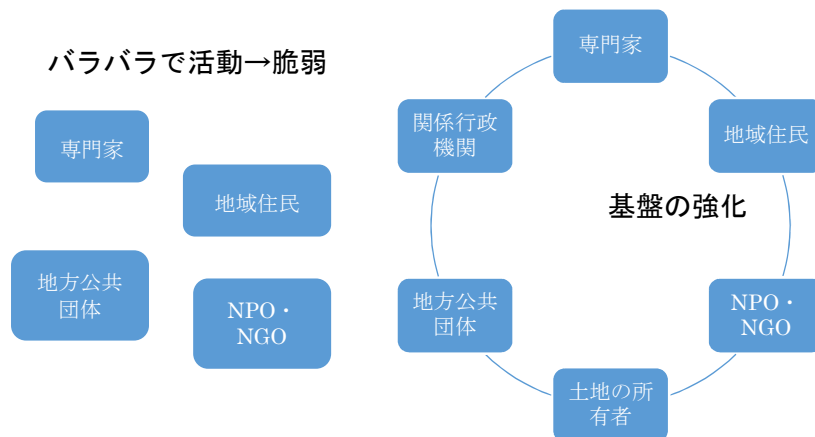
海岸清掃
(榎野川河口域・干潟自然再生協議会)



北潟湖フォーラム
(北潟湖自然再生協議会)

2. 協議会を組織することで、取り組みの基盤を強化することができます

- 保全活動を行う1団体・1個人のみでは脆弱な取り組みであっても、専門家、NPO、地域住民、行政等多様な主体が自然再生協議会を構成して、規約を作成することにより、取り組み体制の基盤が強化されます。
- 多様な主体が様々な取り組みを行うなかで、協議会が自然再生全体構想を作成することにより、自然再生という共通の目標を共有し、一本のスジが通った取り組みを行うことができます。
- 自然再生協議会には関係行政機関や関係地方公共団体が参加します。部署が違っていても、県や市の立場で出席しているため、組織内部で情報共有され、行政に話がとおりやすくなります。
- 多様な個人や組織から一つの協議会が構成されるため、わからないことがあっても教えてもらうことができ、人的ネットワークも広がります。それぞれの得意分野を明らかにしておくことで、そのネットワークがより有効に働きます。
- 自然再生推進法に基づく法定協議会という位置づけであるため、それまで活動してきた自然再生団体の立ち位置が明確となり、モチベーションが高まったり、意欲を維持しやすくなります。



3. 多様な主体の参加により新たなアイデアが生まれます

- 自然再生協議会では、地域の様々な主体の参加者が、共通目標のもと対等な立場で協議することができ、地域に根ざした幅の広い自然再生の取り組みを進めることが可能です。
- 普段交流のない方々が、お互いの利害や価値観を尊重・配慮しながら協議を行うことで、信頼関係が構築され、新たなアイデアや連携施策が生まれやすくなります。
- 各主体の活動の相乗効果が生まれ、取り組みが発展することが期待できます。



協議会の開催風景

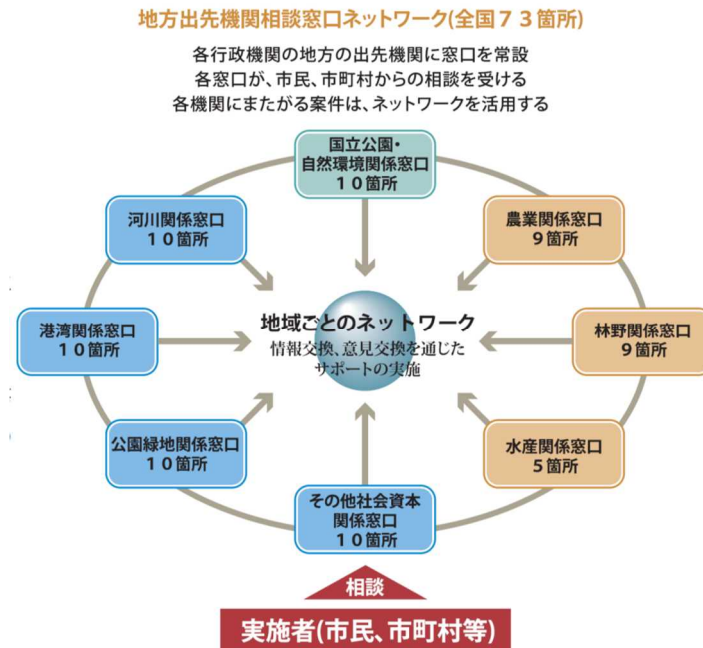
4. 取り組みの対外的な信用が高まります

- 自然再生推進法には、行政も含めた多様な主体の参加や、透明性の確保、科学的知見に基づく実施等が、基本理念として定められています。
- こうした法律に定められた基本理念に基づいて、自然再生協議会を設立・運営したり、自然再生事業を実施することにより、取り組みの対外的な信用が高まります。
- 信用が高まることにより、地元住民や専門家、NPO、企業等の協力が得やすくなります。
- 自然再生協議会には関係行政機関や関係地方公共団体が参加します。部署が違っていても、県や市の立場で出席しているため、組織内部で情報共有され、行政に話がとおりやすくなります。（再掲）

5. 国の機関に相談したり、情報提供を受けることができます

- NPO法人等の民間団体が発意した自然再生協議会であっても、協議会に関係行政機関と関係地方公共団体が参加しているため、各種事業を活用することや情報提供を受けることができます。
- 国の主務省庁（環境省、農林水産省、国土交通省）の本省や、地方支分部局の自然再生の担当より事業制度等の情報が提供されるとともに、協議会設立や取り組みに係る相談を受けることができます。

（P.86「4. 国（主務省庁）の役割・支援」参照）



6. 自然再生専門家会議からの助言を受けることができます

- 協議会が自然再生事業実施計画を作成して主務大臣（国）と都道府県知事に提出した場合に、主務大臣（国）は、様々な分野の専門の有識者からなる自然再生専門家会議の委員から意見を受けて、協議会に必要な助言を行います。



自然再生専門家会議
（平成30年度 第1回会議）



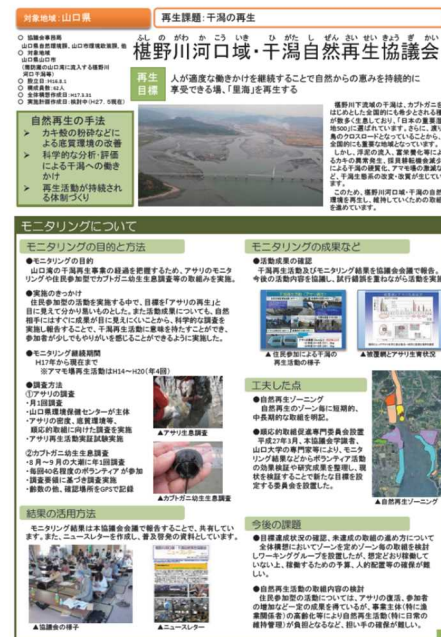
委員による現地調査
（平成29年度 久保川イーハートープ自然再生協議会）

7. 取り組みの発信力が高まります

- 環境省のホームページやパンフレットにおいて紹介されることにより、活動内容を全国に向けて発信することができます。
- 地方公共団体の広報誌や新聞などのメディアに取り上げてもらう機会が増えます。
- 自然再生協議会全国会議や、自然再生専門家会議の委員による現地調査の際に、積極的に情報提供を行い、地元マスコミ等の関心を集めている協議会もあります。



環境省 HP



自然再生モニタリング事例集（環境省）

8. 他の協議会との情報交換ネットワークができます

- 自然再生協議会全国会議等に参加することにより、日本全国の自然再生協議会のメンバーとのつながりができ、事例の共有や相談などの情報交換ができるようになります。
- 協議会同士のつながりを活かして、他地域の専門家に来てもらう等、人材の交流をすることも期待できます。



分科会形式での全国会議
(平成 28 年度中海自然再生協議会)



全国会議、昼食を利用した情報交換
(平成 30 年度 麻機遊水地保全活用推進協議会)

インデックス

本書は、地域の自然再生に興味があるすべての人に向けて、自然再生推進法に基づいた活動にかかわる幅広い内容を掲載しています。

自然再生に興味を持ち始めた人から、すでに自然再生協議会を立ち上げ、活動をしている人まで、様々な状況を想定した質問を、以下に取り上げました。

あなたの知りたいことに近い質問を見つけ、右側の項目のページを参考にしてみてください。

▶ 地域の自然再生に興味があるけど、何ができるだろう？

相談するところがありますか？

4-1. 自然再生相談窓口 P. 100

▶ 自然再生の取り組みを、もっと前に進めたい！

法律の仕組みを使って進めたい

1-3. 自然再生推進法に基づく
自然再生事業実施の流れ
P. 6

自然再生協議会ってなに？

2-1. 自然再生協議会とは P. 8

自然再生協議会って、
実際どんな感じ？

はじめに P. I

自然再生協議会になると、
どんないいことがあるの？

自然再生協議会を設立すること
のメリット P. IV

全国の自然再生協議会の
活動状況は？

2-1-3. 自然再生協議会の設置
状況 P. 11
4-5. 情報提供・発信 P. 105

▶ 自然再生協議会を立ち上げたい！

設立・運営の一連の流れは？

2-2. 自然再生協議会設立・運営の一連の流れ P. 13

自然再生協議会になるとどのような義務が発生するの？

2. 自然再生協議会の設立・運営 P. 8

自然再生協議会はどのようなメンバーをそろえればいいのか？

2-1. 自然再生協議会とは P. 8

設立と運営はどのようにすればいいのか？

2-3. 自然再生協議会の設立と運営 P. 16

▶ 自然再生協議会を立ち上げた。さあ、計画を作ろう！

自然再生全体構想ってなに？

2-4-1. 自然再生全体構想の作成 P. 39

3-1. 自然再生全体構想とは P. 49

自然再生事業実施計画ってなに？
どのように作成したらいいのか？

2-4-2. 自然再生事業実施計画の作成 P. 40

▶ 自然再生全体構想をつくりたい！

構成はどのようにすればいいですか？

3-2. 自然再生全体構想の構成 P. 51

「自然再生の対象となる区域」の考え方と、書き方は？

3-3. 自然再生の対象となる区域 P. 55

「自然再生の目標」の考え方と、書き方は？

3-4. 自然再生の目標 P. 65

「協議会に参加する者の名称又は氏名及びその役割分担」の考え方と、書き方は？

3-6. 自然再生協議会の参加者 P. 87

「その他自然再生の推進に必要な事項」の考え方と、書き方は？

3-5. 目標達成のための取り組み P. 73

➤ **国や行政の力を借りたい！**

相談するところがありますか？

4-1. 自然再生相談窓口 P. 100

国が提供する**情報**は
どこで見れますか？

4-5. 情報提供・発信 P. 105

国が行う**支援事業**がありますか？

**4-6. 関連事業の情報提供
P. 106**

**4-7. 環境省の関連事業の紹介
P. 107**

他の自然再生協議会と**連携**したい

**4-2. 自然再生協議会全国会議
P. 101**

専門家の助言が欲しい

**4-3. 自然再生専門家会議
P. 103**

目 次

	ページ
自然再生協議会を設立することのメリット	I
インデックス	VI
1. 自然再生推進法について	1
1-1. 自然再生とは	1
1-2. 自然再生推進法の概要	3
1-3. 自然再生推進法に基づく自然再生事業実施の流れ	6
2. 自然再生協議会の設立・運営	8
2-1. 自然再生協議会とは	8
2-2. 自然再生協議会設立・運営の一連の流れ	13
2-3. 自然再生協議会の設立と運営	16
2-4. 自然再生の計画づくり	39
3. 自然再生全体構想の作成	49
3-1. 自然再生全体構想とは	49
3-2. 自然再生全体構想の構成	51
3-3. 自然再生の対象となる区域	55
3-4. 自然再生の目標	65
3-5. 目標達成のための取り組み	73
3-6. 自然再生協議会の参加者	87
3-7. 添付資料	95
3-8. 全体構想の見直し	98
4. 国（主務省庁）の役割・支援	100
4-1. 自然再生相談窓口	100
4-2. 自然再生協議会全国会議	101
4-3. 自然再生専門家会議	103
4-4. 自然再生推進会議	104
4-5. 情報提供・発信	105
4-6. 関連事業の情報提供	106
4-7. 環境省の関連事業の紹介	107
5. 参考資料	110
5-1. 自然再生協議会の取り組み紹介	110
5-2. 自然再生基本方針の見直し（2019年12月）	111
5-3. 自然再生推進法、自然再生基本方針	113

1. 自然再生推進法について

1-1. 自然再生とは

自然再生推進法における「自然再生」の定義は、第二条に規定されています。そして、自然再生を目的として実施される事業を「自然再生事業」といいます。

「自然再生」とは、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門的知識を有する者等の地域の多様な主体が参加して、河川、湿原、干潟、藻場、里山、里地、森林その他の自然環境を保全し、再生し、若しくは創出し、又はその状態を維持管理することをいう。（自然再生推進法第二条）

解説

- ▶ 自然再生の「目的」は、過去に行われた事業や人間活動等によって損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことにあります。
- ▶ 開発行為等人為的改変により新たに損なわれる環境と同種のものをその近くに創出する「代償措置（ミティゲーション）」とは区別されます。
- ▶ 自然再生には多様な主体が参加します。（行政機関、地方公共団体、地域住民、NPO、専門家等）
- ▶ 自然再生（事業）の「対象」は、陸域の森林、草原、里地里山、陸水域の河川、湖沼、湿原、海域の砂浜、干潟、藻場、サンゴ礁など、多様な生態系になります。
- ▶ 自然再生（事業）としては、「保全」、「再生」、「創出」、「維持管理」が該当します。4つの行為のうち1つ以上が該当すれば「自然再生（事業）」として扱われます。

保全	良好な自然環境が現存している場所においてその状態を積極的に維持する行為
再生	人間活動や開発等により自然環境が損なわれた地域、あるいは自然資源の利用や維持管理を通じた自然に対する人間の働きかけの減少により二次的な自然環境が劣化した地域において、それらの自然環境を取り戻す行為
創出	大都市など自然環境がほとんど失われた地域において大規模な緑の空間の造成などにより、その地域の自然生態系を取り戻す行為
維持管理	再生された自然環境の状況をモニタリングし、その状態を長期間にわたって維持するために必要な管理を行う行為

※自然再生の概念には、「代償措置（ミティゲーション）」は含まれない。



チェックポイント



- ☐ 自然再生（事業）は、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的としていますか。
- ☐ 自然再生（事業）は「保全」「再生」「創出」「維持管理」に該当していますか。（4つのうち1つ以上に該当することが必要です）
- ☐ 自然再生（事業）は河川、湿原、干潟、藻場、里山、里地、森林その他の自然環境のいずれかを対象としたものとなっていますか。
- ☐ 自然再生事業は代償措置（ミティゲーション）になっていませんか。（代償措置は自然再生事業に該当しません）

1-2. 自然再生推進法の概要

1-2-1. 自然再生推進法とは

自然再生推進法は、自然再生の推進に関する基本的方向を定めるとともに、地域に固有の自然環境を取り戻すための自然再生事業を、地域の多様な主体が参加して進めていくための枠組みや手順を定めたものです。

解説

地域からの発意により、地域の多様な主体が参加して、自然再生協議会の場で合意形成を図りながら、自然再生を進めていくことが大きな特徴の一つです。（「ボトムアップ方式」などと表されることがあります。）

自然再生推進法は2003年（平成15年）1月に施行されました。なお、法に基づき自然再生に関する施策を総合的に推進するための自然再生基本方針についても同年4月に閣議決定されるとともに、自然再生の一層の推進を図るため、2008年（平成20年）10月、2014年（平成24年）11月に同基本方針の変更が行われています。

1-2-2. 法律の目的

自然再生推進法は、自然再生に関する施策を総合的に推進し、生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的としています。（自然再生推進法第一条）

解説

この法律には、

- **自然再生についての基本理念**
- **実施者等の責務**
- **自然再生基本方針の策定その他の自然再生を推進するために必要な事項**

が定められています。

1-2-3. 法律の基本理念

実施者（自然再生を行おうとする者）は、以下に示す自然再生推進法第三条の基本理念にのっとり、自然再生事業の実施に主体的に取り組まなければなりません。

- 生物多様性の確保
- 地域の多様な主体の参加と連携
- 科学的知見に基づく実施
- 順応的な進め方
- 自然環境学習の推進

解 説

（１）生物多様性の確保

自然再生は、健全で恵み豊かな自然が将来の世代にわたって維持されるとともに、生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを旨として適切に行われなければなりません。



（２）地域の多様な主体の参加と連携

自然再生は、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門的知識を有する者等の地域の多様な主体が連携するとともに、透明性を確保しつつ、自主的かつ積極的に取り組んで実施されなければなりません。



（３）科学的知見に基づく実施

自然再生は、地域における自然環境の特性、自然の復元力及び生態系の微妙な均衡を踏まえて、かつ、科学的知見に基づいて実施されなければなりません。



（４）順応的な進め方

自然再生事業は、自然再生事業の着手後においても自然再生の状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を加え、これを当該自然再生事業に反映させる方法により実施されなければなりません。



（５）自然環境学習の推進

自然再生事業の実施に当たっては、自然環境の保全に関する学習（以下「自然環境学習」という。）の重要性にかんがみ、自然環境学習の場として活用が図られるよう配慮されなければなりません。

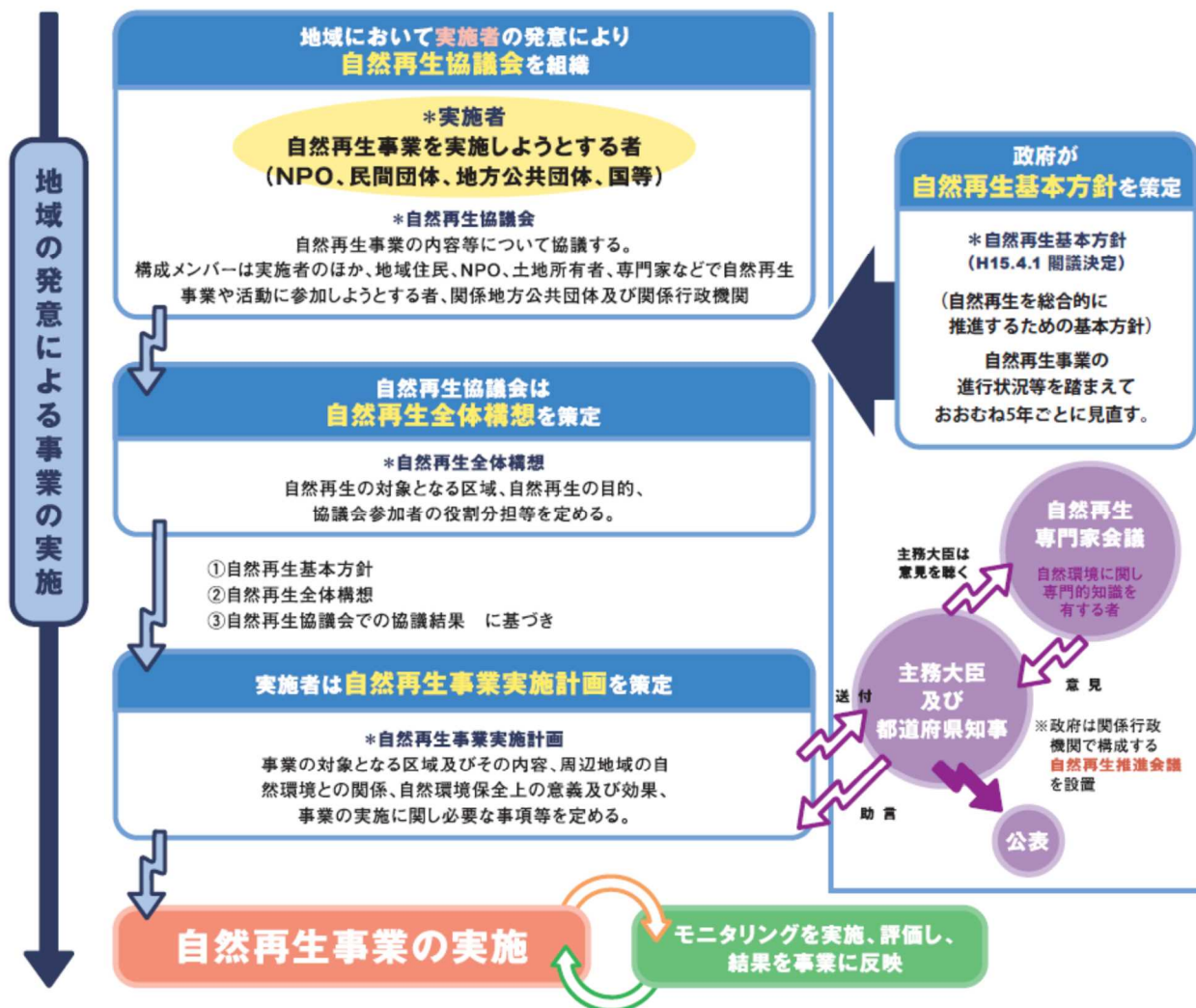


1-3. 自然再生推進法に基づく自然再生事業実施の流れ

自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施は、ボトムアップ型による進め方で、地域の自主性や主体性を尊重することができます。

解説

自然再生推進法では、これまでの国から都道府県、都道府県から市町村へというトップダウン型の事業の進め方ではなく、地域の発意によって自然再生協議会を組織し、自然再生協議会は自然再生全体構想を策定し、そして、実施者は全体構想に基づき自然再生事業実施計画を策定して事業を実施するといったように、地域の自主性や主体性の尊重、地域の様々な主体の参加と連携をもとにしたボトムアップ型による事業の進め方が特徴となっています。



NP0の発意により設立し、NP0が事務局を運営する自然再生協議会

2007年6月に設立された中海自然再生協議会は、NP0が立ち上げた初めての法定協議会です。自然再生推進法が成立したのは2002年ですが、この年に中海とそれに隣接する宍道湖では、40年近くにわたって行われてきた干拓・淡水化事業が中止となり、翌2003年には当時の島根県知事が両湖をラムサール条約の登録湿地にすると表明しました。このような時代背景のもと、地元の有志が中海にある米子湾の自然再生に向けた勉強会を2005年に立ち上げ、2007年6月に協議会が設立されることとなりました。発意者となったのは2006年4月に任意団体として設立された自然再生センターで、翌2007年にNP0法人となり、2012年には認定NP0法人となり、協議会の事務局として、また自然再生事業の実施者として地域の多様な主体と連携しながら活動しています。

事務局が民間団体であっても、法に基づく協議会の下、島根・鳥取両県をはじめとする様々な目的を持つ主体（行政・民間団体・企業・研究者）が連携するとともに協議会が組織化され対等に議論ができる場が生まれました。

中海の自然再生を継続するためには自然の恵みを地域の人々が享受し、そこに適切に手を加え次世代に引き継ぐ「里海」の地域づくり、そして事業資金の確保が必要です。例えばオゴノリ藻場再生は、実施組織・自然・資金が循環する持続可能な仕組みづくりに挑戦しています。

また、中海の水質悪化の一因である浚渫窪地環境修復事業は、自然再生推進法に基づく協議会がプラスに働きました。事業協力者の中国電力(株)は、法定協議会である事、循環型社会の形成に向けた会社理念と合致している事、研究者、地域住民を巻き込んでいる事などが企業内での合意につながり連携を図る素地ができました。

協議会運営においてはNP0の強みを生かし、住民、特に次世代と共に考えていくことが重要と捉え地元小中学生と実施事業を発表するシンポジウムを開催しました。今後も協議のみにとどまらず多様な方々と共に包括的再生を続けていきたいと考えています。

中海自然再生協議会 認定NP0法人自然再生センター
専務理事・事務局長 小倉加代子



窪地埋め戻し作業



地元高校生とのオゴノリ刈り

2. 自然再生協議会の設立・運営

2-1. 自然再生協議会とは

2-1-1. 自然再生協議会とは

自然再生推進法第八条に規定された、自然再生の推進のための協議を行う組織です。

協議会は、NPO、民間団体、地域住民、土地の所有者、専門家、関係行政機関、地方公共団体等の多様な主体から構成され、構成員は互いに協力して自然再生の推進に努めます。

解説

自然再生事業の実施者（NPO、民間団体、地方公共団体、国等）は実施者のほか、地域住民、NPO、専門家、土地所有者等自然再生事業や関連する活動に参加しようとする者、並びに、関係地方公共団体及び関係行政機関により構成される自然再生協議会を組織し、以下の事務を行います。

- ▶ 自然再生全体構想の作成
- ▶ 実施計画の作成
- ▶ 自然再生事業実施計画の案に関する協議
- ▶ 自然再生事業の実施に係る連絡調整

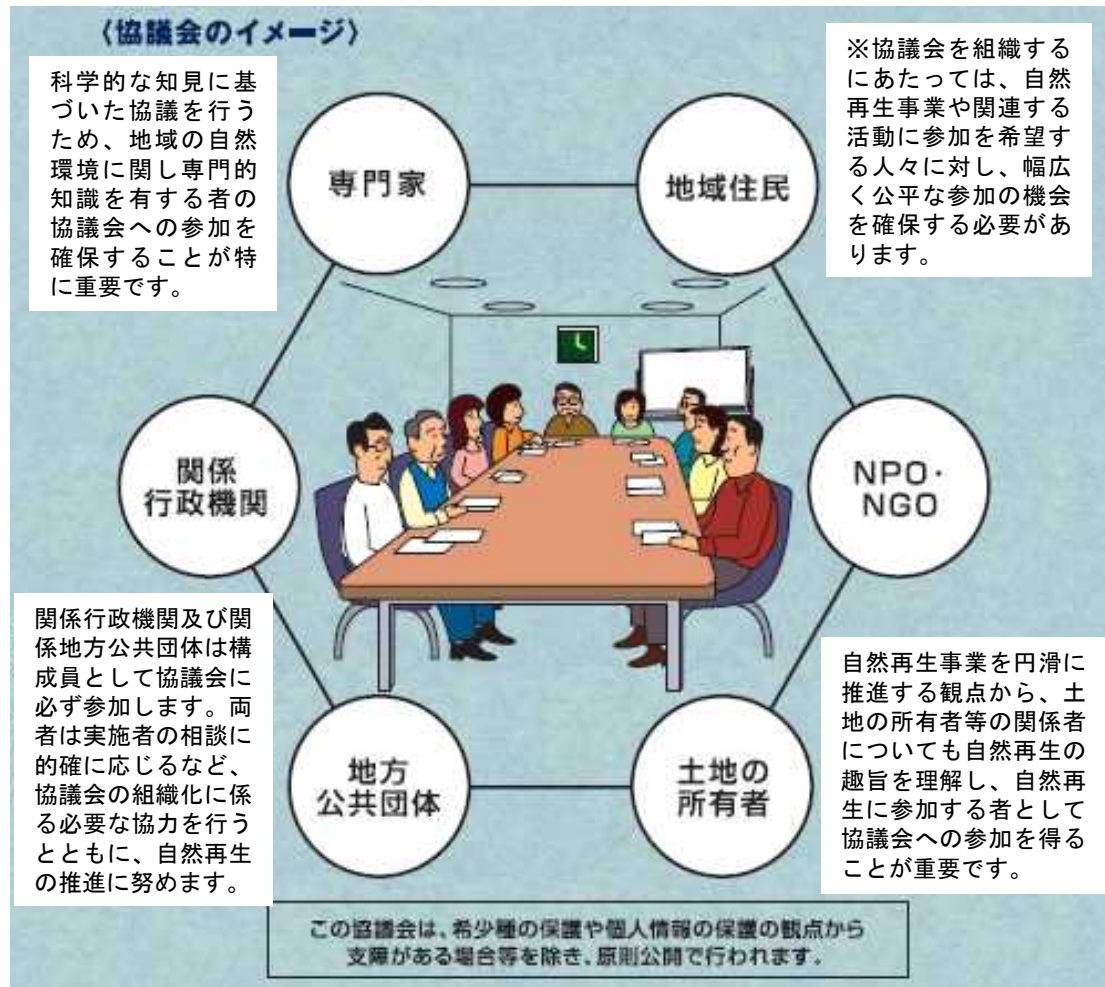
協議会の組織及び運営に関して必要な事項（自然再生協議会の規約等）は、協議会で定めま
す。また、協議会の構成員は、互いに協力して、自然再生の推進に努める必要があります。

2-1-2. 協議会への多様な主体の参加

自然再生は地域の多様な主体が連携し実施されるものであるため、協議会にはできるだけ、地域の多様な主体が参加するよう努めましょう。

解 説

- ▶ 自然再生推進法上の要件として、自然再生協議会には関係行政機関及び関係地方公共団体が参加することが必須となっています。（第八条第一項）
- ▶ 地域住民、NPO、専門家、土地所有者等は例示であって、必ずしも全てが揃うことが必須ではありませんが、それぞれの者の参加の意義を踏まえて、参加を得るよう努めましょう。
- ▶ 例示以外の者であっても自然再生事業又はこれに関する活動に参加しようとする者は、自然再生協議会のメンバーになり得ます。
- ▶ 地域に専門家がいなかったり、多忙で自主的な参加が望めない場合は、必要な時に協議会に出席を求めることや、その地域の自然を含む幅広い専門的知識を有する学識経験者等に対し、適宜ヒアリングを行うことなども一つの方法です。
- ▶ 地域に発信力のある地元メディア（新聞や地域情報誌等）が自然再生協議会に加わると、市民に対する広報、PR力が一段と高まり、今後の活動に効果的です。
- ▶ 一方で、自然再生に取り組む団体だけでなく、開発や振興に係る多様な主体も参加している組織であるため、たとえば地域振興に係る工事等に対し、自然再生協議会としての統一的な見解を出しにくい場合があります。

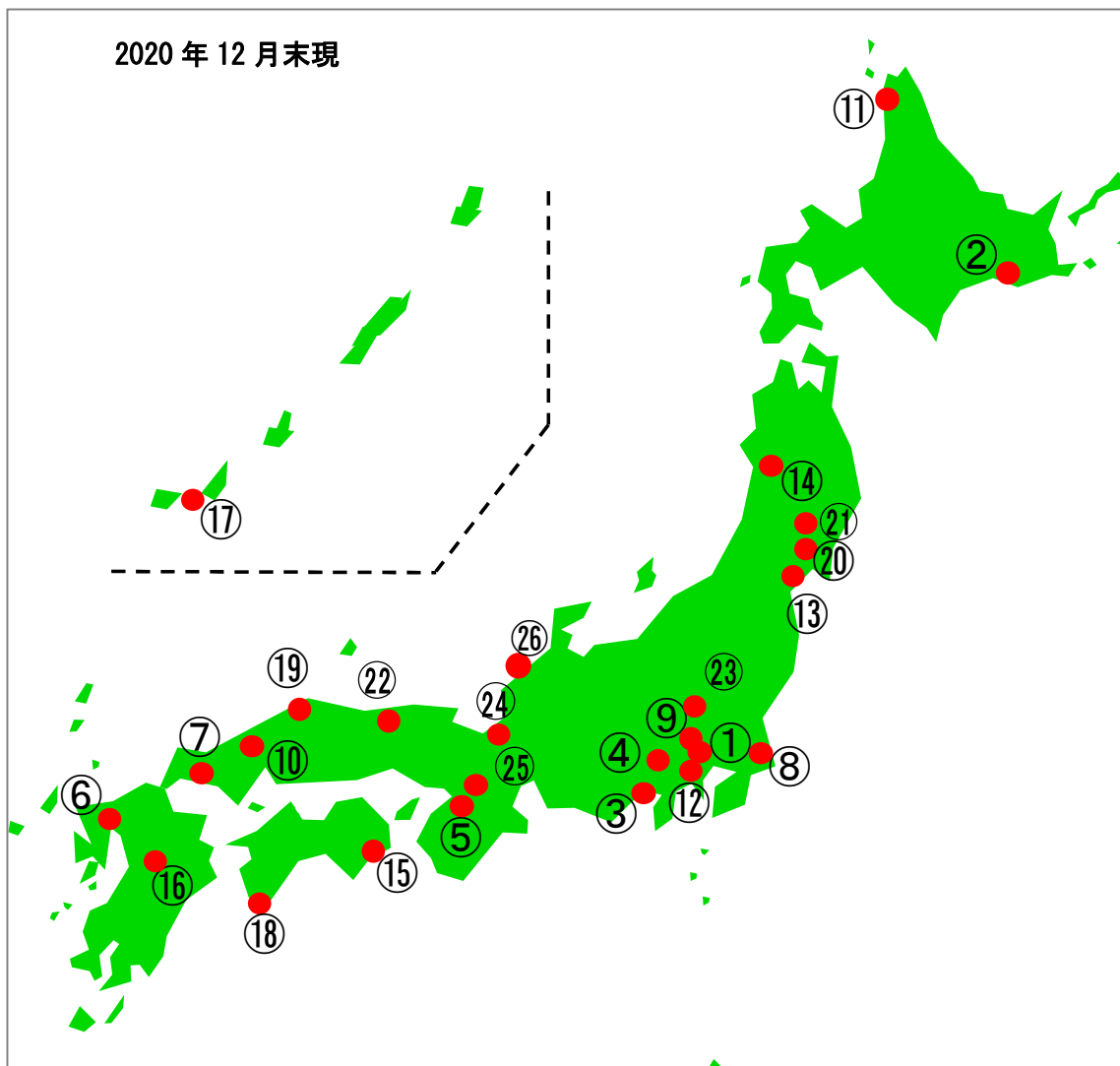


チェックポイント

- ☐ 「自然再生に参加しようとする者」は自然再生協議会の構成員になっていますか。
- ☐ 関係行政機関は自然再生協議会の構成員に入っていますか。
- ☐ 関係地方公共団体は自然再生協議会の構成員に入っていますか。
- ☐ 地域住民、NPO等の団体、土地所有者、地域の自然環境の専門家などが自然再生協議会に参画するよう努めていますか。

2-1-3. 自然再生協議会の設置状況

2020年（令和2年）12月末時点では、全国で26の自然再生協議会が設立されています。以下にその場所と名称を示します。



- ① 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会
- ② 釧路湿原自然再生協議会
- ③ 巴川流域麻機遊水地自然再生協議会
- ④ 多摩川源流自然再生協議会
- ⑤ 神於山保全活用推進協議会
- ⑥ 樫原湿原地区自然再生協議会
- ⑦ 榎野川河口域・干潟自然再生協議会
- ⑧ 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会
- ⑨ くぬぎ山地区自然再生協議会
- ⑩ 八幡湿原自然再生協議会
- ⑪ 上サロベツ自然再生協議会
- ⑫ 野川第一・第二調節池地区自然再生協議会
- ⑬ 蒲生干潟自然再生協議会

- ⑭ 森吉山麓高原自然再生協議会
- ⑮ 竹ヶ島海中公園自然再生協議会
- ⑯ 阿蘇草原再生協議会
- ⑰ 石西礁湖自然再生協議会
- ⑱ 竜串自然再生協議会
- ⑲ 中海自然再生協議会
- ⑳ 伊豆沼・内沼自然再生協議会
- ㉑ 久保川イーハトーブ自然再生協議会
- ㉒ 上山高原自然再生協議会
- ㉓ 三方五湖自然再生協議会
- ㉔ 多々良沼・城沼自然再生協議会
- ㉕ 高安自然再生協議会
- ㉖ 北潟湖の自然再生に関する協議会

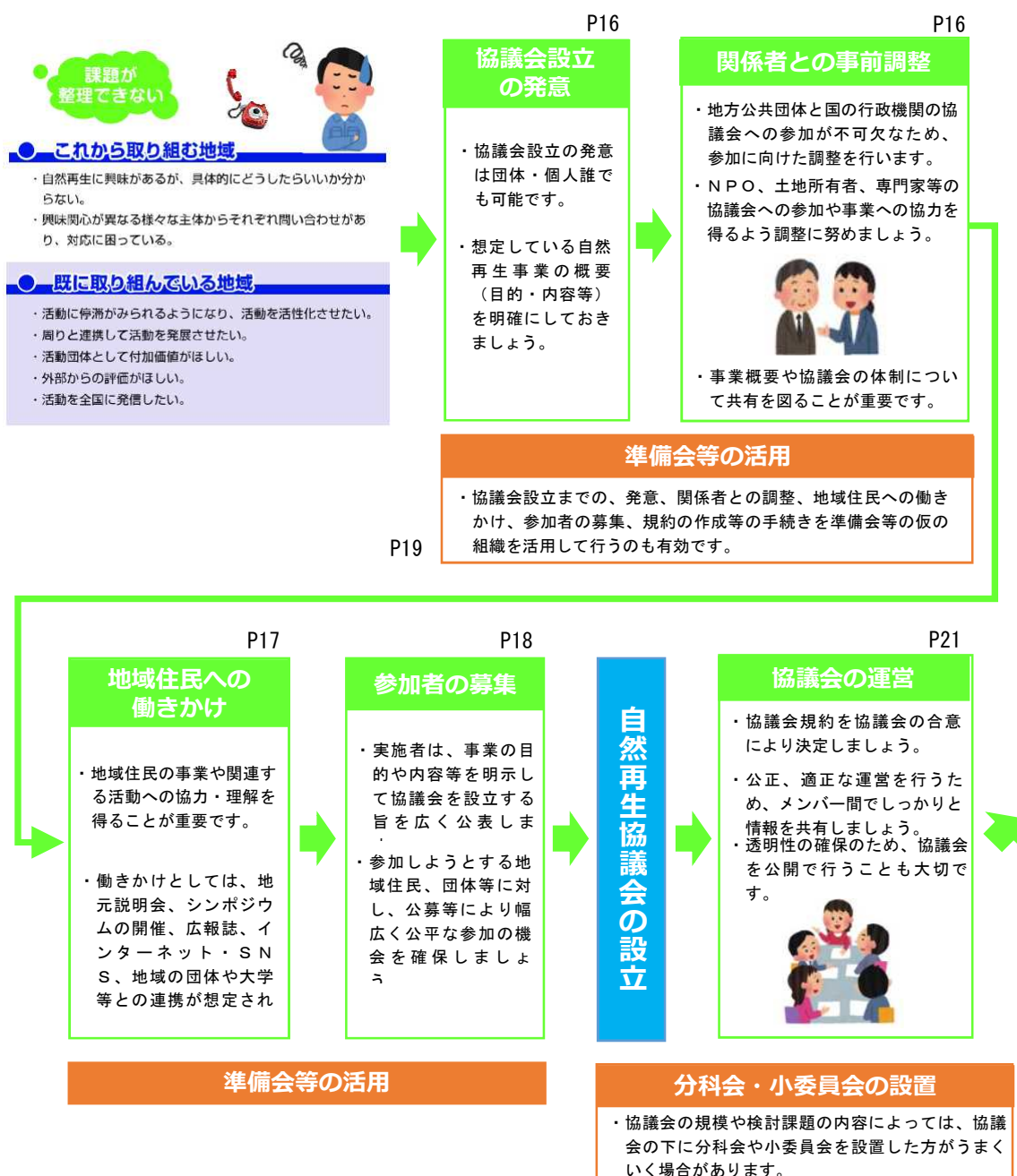
	協議会名	位置	再生課題	設立日	全体構想	実施計画数	実施計画
1	荒川太郎右衛門地区自然再生協議会	埼玉県	河川の再生	H15. 7. 5	H16. 3 (H18. 5変更)	—	H23. 1
2	釧路湿原自然再生協議会	北海道	湿原の再生	H15. 11. 15	H17. 3 (H28. 5改訂)	9	H18. 1/2/8 H19. 9 H24. 5 H25. 2 H29. 7
3	巴川流域麻機遊水地自然再生協議会	静岡県	河川の再生	H16. 1. 29	H19. 3	1	H20. 12
4	多摩川源流自然再生協議会	山梨県	森林の再生	H16. 3. 5	H20. 3	—	—
5	神於山保全活用推進協議会	大阪府	里山の再生	H15. 9. 16	H16. 10	1	H17. 6
6	檜原湿原地区自然再生協議会	佐賀県	湿原の再生	H16. 7. 4	H17. 1	1	H17. 3
7	榎野川河口域・干潟自然再生協議会	山口県	干潟の再生	H16. 8. 1	H17. 3	—	—
8	霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会	茨城県	河川の再生	H16. 10. 31	H17. 11	3	H18. 11 H19. 9 H27. 7
9	くぬぎ山地区自然再生協議会	埼玉県	里山の再生	H16. 11. 6	H17. 3	—	—
10	八幡湿原自然再生協議会	広島県	湿原の再生	H16. 11. 7	H18. 3	1	H18. 10
11	上サロベツ自然再生協議会	北海道	湿原の再生	H17. 1. 19	H18. 2	3	H18. 7 H21. 7 (H30. 6変更) H24. 8
12	野川第一・第二調節池地区自然再生協議会	東京都	河川の再生	H17. 3. 28	H18. 9	2	H18. 10 H24. 11
13	蒲生干潟自然再生協議会	宮城県	干潟の再生	H17. 6. 19	H18. 9	1	H20. 3
14	森吉山麓高原自然再生協議会	秋田県	森林の再生	H17. 7. 19	H18. 3	3	H18. 10 (H21. 4変更) H23. 3 H28. 3
15	竹ヶ島海中公園自然再生協議会	徳島県	サンゴ群集の再生	H17. 9. 9	H18. 3	1	H23. 7
16	阿蘇草原再生協議会	熊本県	草原の再生	H17. 12. 2	H19. 3 H26. 3	3	H21. 3 H23. 3 H25. 3
17	石西礁湖自然再生協議会	沖縄県	サンゴ群集の再生	H18. 2. 27	H19. 9	1	H20. 6
18	竜串自然再生協議会	高知県	サンゴ群集の再生	H18. 9. 9	H20. 3	1	H22. 1
19	中海自然再生協議会	岐阜県・静岡県	湖沼の再生	H18. 9. 9	H20. 11	2	H24. 3 H29. 9
20	伊豆沼・内沼自然再生協議会	宮城県	湖沼の再生	H20. 9. 7	H21. 10	1	H22. 11
21	久保川イーハトーブ自然再生協議会	岩手県	里山の再生	H21. 5. 16	H21. 5	3	H21. 5 H22. 5 H28. 9
22	上山高原自然再生協議会	兵庫県	高原の再生	H22. 3. 21	H25. 3	2	H24. 1 H27. 3
23	三方五湖自然再生協議会	福井県	湖沼の再生	H23. 5. 1	H24. 3	1	H25. 3
24	多々良沼・城沼自然再生協議会	群馬県	湖沼の再生	H22. 4. 10	H23. 5	2	H24. 1 H26. 1
25	高安自然再生協議会	大阪府	里山の再生	H26. 1. 14	—	—	—
26	北潟湖の自然再生に関する協議会	福井県	湖沼の再生	H30. 11. 24	—	—	—
	合計				24	42	

2-2. 自然再生協議会設立・運営の一連の流れ

自然再生協議会設立の発意は誰でも可能であり、関係者との事前調整や地域住民への働きかけ、参加者の募集等の準備を経て設立します。そして協議会での協議と合意のうえで、「協議会規約」を決定し、「自然再生全体構想」と「自然再生事業実施計画」を策定します。自然再生事業を実施したのちは順応的管理が必要です。

解説

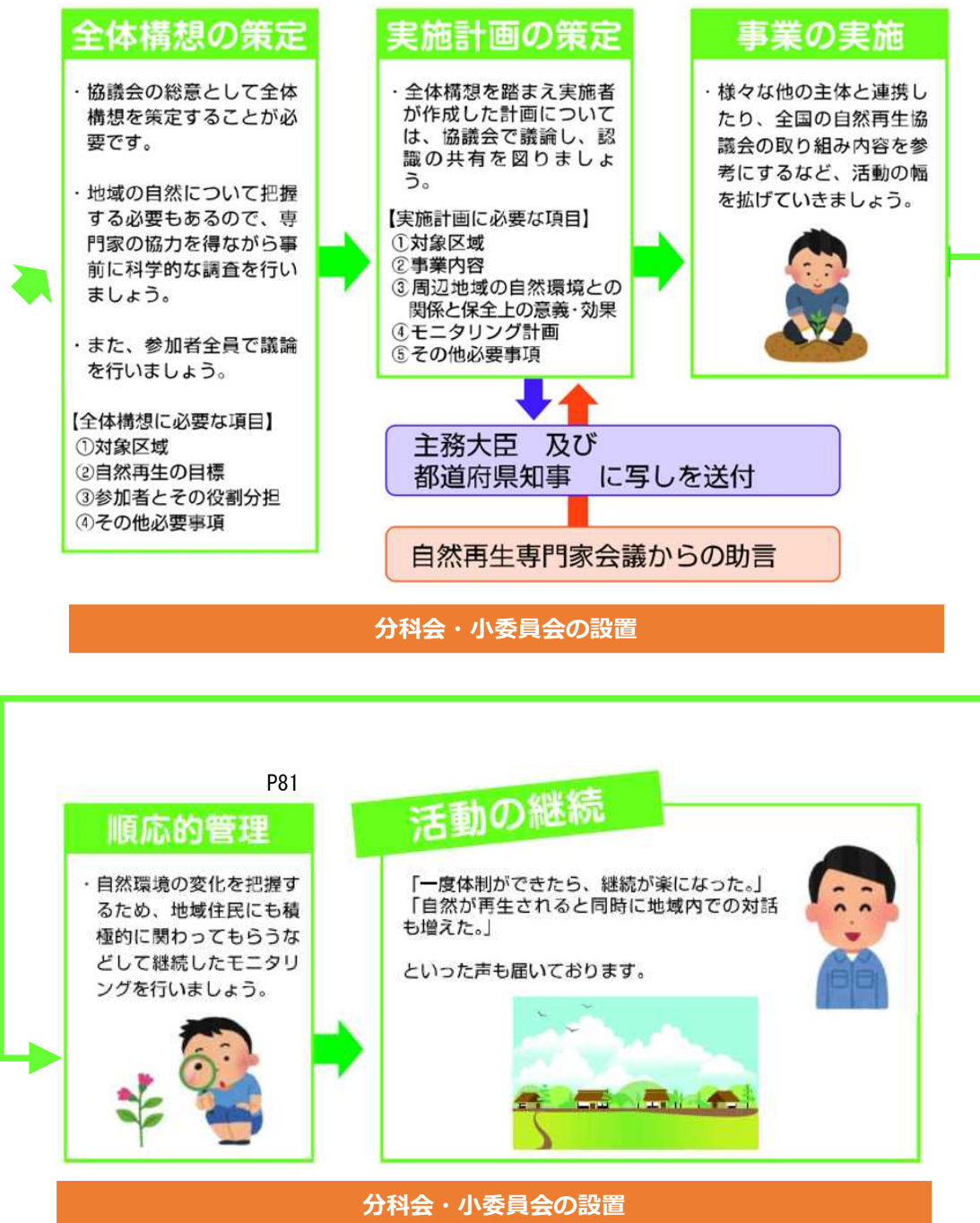
自然再生推進法に基づいて自然再生事業を実施するための、一般的な自然再生協議会の設立・運営の一連の流れを紹介します。（一連の流れは一般的な例であり、特に準備段階では平行して進めたり、順番が逆転することがあり得ます。）



P28

P39, P49

P40



活動は変えていないが、自然再生協議会の登録で知名度向上

私は、1991年に始まった散骨の運動が「自然葬」という形でアピールするのに疑念を感じ、里地里山の自然を生かす葬法としての「樹木葬墓地」を構想し、放棄林を購入して1999年に日本初の樹木葬墓地を始めました。

イーハトーブ世界と命名した久保川上流域は良い景観の地でしたが、セイタカアワダチソウやウシガエルが侵入・拡大し、もともとの生きものが減っているのに気づきました。

そこで、地元の自然を生かすために「久保川イーハトーブ自然再生研究所」を立ち上げ、環境保全運動に取り組みました。東京大学保全生態学研究室に防除策を依頼するとともに、環境省の許可を受けて協働でウシガエル防除も始めました。その後、自然再生協議会として登録しました。

当初から地域おこしを念頭においていたことや、川関係、歴史・文化関係の市民活動で、作家を始め多くの人々と交流していたため、登録前から「地域の多様な主体の参加と連携」がある活動をしており、登録の前後でやることを変えてはいません。コツコツと自然再生事業を継続していれば、必ず成果はあがると信じています。

それでも、自然再生協議会の登録で知名度があがり、第1回プロジェクト未来遺産（（公社）日本ユネスコ協会連盟）への登録や、大企業による活動への協力につながったと思います。他地域からの視察なども増えており、地域活性化に貢献しています。

民間主導の協議会を志す地域があれば、是非、応援したいと思います。

久保川イーハトーブ自然再生協議会
会長 千坂げんぼう



耕作放棄地のビオトープ化作業



大学研究室参加による水草抜き取り作業

2-3. 自然再生協議会の設立と運営

自然再生協議会を設立しようとする地域としては、「これから自然再生に取り組む地域」と「すでに取り組んでいる地域」が考えられます。これらの地域では準備段階で要する労力・時間等が異なる可能性はありますが、設立と運営の流れは同様であり、設立に向けては参加しようとする者に対して幅広く公平な参加の機会を確保するとともに、設立後は公正かつ適正に協議会が運営されることが求められます。

2-3-1. 自然再生協議会設立の発意と参加者の募集

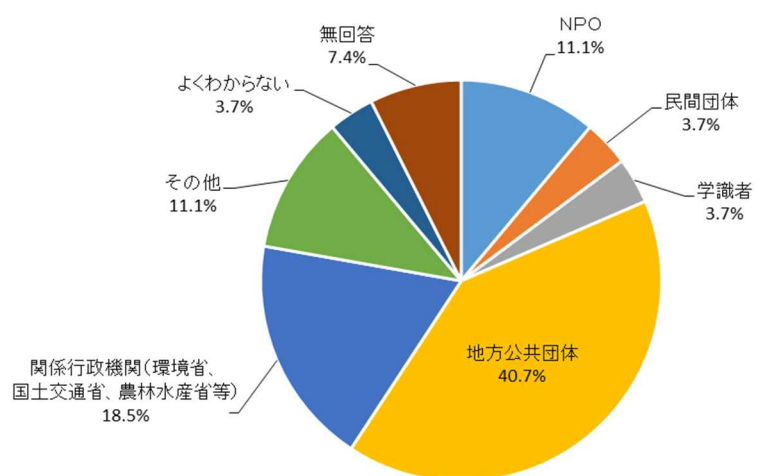
この法律では、実施者が自然再生の協議会の構成員を選ぶのではなく、実施者の呼びかけに応じて集まった自然再生事業や関連する活動に参加しようとする者及び関係行政機関、関係地方公共団体が協議会の設立について協議するという新しい形を示しています。

解説

(1) 設立の発意

自然再生協議会設立の発意は、地方公共団体や関係行政機関から、NPO 法人や民間団体まで、様々な団体等が行っています。

関係者との調整や協議会参加者の募集等の協議会設立の準備のため、想定している自然再生事業の概要（目的、内容）等を明確しておくことが重要です。



法定協議会の発起人
資料：アンケート調査（H30.10 実施）

(2) 関係者との事前調整

自然再生協議会には、国（関係行政機関）及び関係地方公共団体の参加が必須となっています。また、NPO、土地所有者、専門家等についても協議会に参画するよう努めることとしています。これらの協議会への参加が必須又は望ましい関係者は、協議会の参加について事前に調整を図っておくことが必要です。この際、自然再生事業の概要や協議会の体制（可能であれば協議会規約案）について共有を図っておくことが重要です。

また、自然再生事業の円滑な実施に向けては、土地所有者等の利害関係者や近隣で同様の取り組みを行っている団体等との事前調整も十分行っておきましょう。

(3) 地域住民への働きかけ

自然再生協議会の設立にあたっては、地域住民の参加に努めるとともに、事業・活動等への協力・理解が不可欠となっていることから、地域住民に対する事前の働きかけが重要です。協議会設立前に実施した地域住民への働きかけの例としては、検討会、地元説明会、シンポジウムの開催、行政機関による各種調査、ニュースレターの発行や広報誌での記事掲載等が挙げられます。

また、新たな実施者や協力者の獲得を図るためには、雑誌やインターネット等のツールを活用して若者や女性等に対しても情報発信を積極的に行うことや、地域住民の関心の高い取り組みと連携すること、大学等の学術機関との連携を図り研究者や学生の自然再生への参加を促すことも重要です。

地域住民に呼びかけるため、全体構想で想定している対象地域の現状と課題をとりまとめた資料を作成し、その資料を活用して自然再生協議会による活動の重要性を地域住民に訴えることも有効な方策です。

自治体によっては地域主導で自主的な活動を進める「郷づくり地域」や「里づくり協議会」「町づくり協議会」等、活動の担い手の要となる組織の母体があるところも多く、これらの組織に働きかけることも協議会設立後のことを考えると効果的です。



北潟湖自然再生協議会 準備会



ふしの干潟ファンクラブ News letter

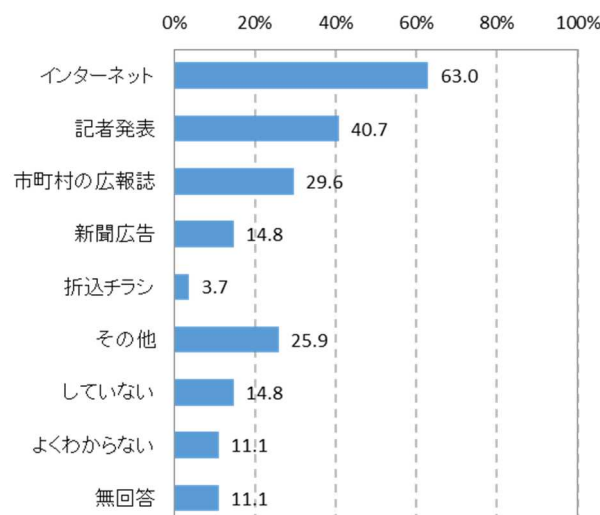
(榎野川河口域・干潟自然再生協議会)

(4) 協議会参加者の募集

協議会の発意者（実施者）は、実施しようとする自然再生事業の目的や内容等を明示して協議会を組織する旨を広く公表した上で、地域住民、NPO等地域において自然再生事業や関連する活動に参加しようとする者に対して、幅広く公平な参加の機会を確保する必要があります。

自然再生協議会の組織化に当たっては、多くの場合、公募期間を設けて、インターネットや記者発表、市町村広報誌等を活用して、時にはホームページに誘導するなどして参加者を募集しています。

「2-1-2. 協議会への多様な主体の参加」で記載したように、地元メディアがメンバーに入っていると、記事として取り上げられやすくなり、募集に効果的です。



協議会を組織化する旨の公表方法
資料：アンケート調査（H30.10実施）

コラム Column

協議会設立後も参加者を募集

協議会への参加者を募るのは協議会立ち上げ時だけではなくありません。設立後も活動内容を振り返り、必要と考えられる構成メンバーには加わってもらうことが順応的管理の観点からも重要です。

例えば、環境教育を重視することとなった場合の新たなメンバーとして教育委員会が考えられます。自然再生協議会には必ず県や市が協議会員として入っていることから、その協議会員経由で声をかけてもらうことで、参加しやすくなると考えます。

教育委員会に限らず、新たに入ってもらいたい組織に呼びかける時には、担当に負担がかからないように、「特別なことはしなくていいので、情報共有させてください」といったスタンスで声をかけることが肝要です。

ホームページ等で常時募集をかけ、希望者があれば総会等でその可否を決める協議会もあれば、問題をおこす恐れのあるトラブルメーカーが入らないように、協議会メンバーの紹介や推薦状を必要としている協議会もあります。

参加できそうな企業が地元にな少ない場合でも、自然再生活動の対象等に関わりが深い企業（例えばサンゴ礁保全の活動をしている場合には、日焼け止めクリームを製造・販売している化粧品メーカー）に参加をよびかけることなどのアプローチも考えられます。

子供や若者をまきこむと協議会や地域が活性化しやすいので、教育関係者も巻き込むことが望まれます。

いずれの場合でも、せっかく希望する組織が加わっても、担当が任期の間、無難にすごしてしまうことも考えられるため、組織内のキーパーソンを見つけることも重要です。

（５）準備会等を活用した協議会設立の準備

協議会の設立にあたっては、事前に想定している自然再生事業の概要（区域、地域の課題、目標等）や参加者の募集方法、協議会規約（案）について検討する必要があります。

発意した団体等の既存組織が主体となって準備を進める場合もありますが、これから自然再生に取り組む地域や関係者が多く複雑な調整を要する地域等は、想定される主要な参加者による設立準備会等を立ち上げて、その中で協議・準備するのも有効です。

【準備会を設置した事例】北潟湖自然再生協議会

北潟湖の自然再生を本格的に実行に移すため、さらに、地元住民の多くの皆さまや幅広い行政機関等にもご参集いただき、自然再生推進法に基づく「北潟湖自然再生協議会」設置に向けて北潟湖自然再生協議会（仮称）準備会を設置しました。

■準備会会議開催経緯

開催回	開催日程	場所
第1回	平成30 年6 月28 日	あわら市役所
第2回	平成30 年8 月25 日	北潟公民館
第3回	平成30 年10 月25 日	北潟公民館



準備会開催風景

【参考】久保川イーハトープ自然再生協議会のコメント

- ▶ 民間団体の取り組みであったが、地元企業の幹部や元大学教授等幅広い分野の方が協議会の委員となった。
- ▶ 研究者と共同作業をする関係を確立するのが難しいが、協議会により研究者に来てもらいやすくなった。
- ▶ 社会的な認知を得るために一般財団法人や社会福祉法人にするのは手続きが大変であるが、法定協議会になることによってもある程度認知度が高まり、活動もやり易くなった。



チェックポイント



- ☐ 協議会設立にあたって、事前に自然再生事業の目的、内容等を公表していますか。
- ☐ 協議会メンバーについて、公募などの措置はとられていますか。
- ☐ 設立の結果として、公平な参加の機会は確保されたといえますか。

2-3-2. 協議会規約の作成

自然再生協議会は、協議会の組織及び運営に関して必要な事項を定め、協議会規約を作成します。

解説

自然再生協議会の規約（要綱）は、各協議会において定めることとされています。具体的な内容としては、名称、対象区域、目的、所掌事務、協議会の委員構成、会長・副会長の選任、分科会等の設置、事務局の設置・運営等が定められています。

多くの自然再生協議会では、最初の会議において構成員の合意を得て決定されています。

【参考】 自然再生協議会規約の例

自然再生協議会設置要綱

第1章 総 則 (設 置)

第1条 ○○区域に係る自然環境の保全と再生を図るため、自然再生推進法（平成14年法律148号）第8条に基づく自然再生協議会を設置する。

(名 称)

第2条 この自然再生協議会は、「○○自然再生協議会」（以下「協議会」と称する。）という。

(対象地域)

第3条 協議会が対象とする自然対象地域は、○○から○○までの範囲とする。

第2章 目的及び協議会所掌事務

(目 的)

第4条 協議会は自然再生地における自然再生事業（以下「自然再生事業」という。）の実施にあたり、その構想を作成し、自然再生事業に関する実施計画の案について協議し、及び自然再生事業の実施に係わる連絡調整を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第5条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 自然再生全体構想の作成
- (2) 自然再生事業の実施計画案の協議
- (3) 自然再生事業の実施に係わる連絡調整
- (4) その他の必要な事項

第3章 委 員

(委 員)

第6条 協議会は、次の各項について選出される委員をもって構成する。

- (1) 自然再生事業を実施しようとする者
- (2) 地域住民、土地所有者、NPO等、自然環境に関し専門的知識を有する者
- (3) 関係行政機関及び関係地方公共団体

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、協議会の設置時に委員であった者の任務については、この要綱を定める日から平成○年3月31日までとする。

(委員資格の喪失)

第7条 委員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 辞任
- (2) 死亡若しくは失踪の宣言、又は委員が属する団体若しくは法人の解散
- (3) 解任

(辞 任)

第8条 委員は、やむを得なき事由ある場合は、辞任することができる。なお、辞任しようとする者は、第15条に規定する運営事務局に連絡しなければならない。

(解 任)

- 第9条 協議会の名誉を傷つけ、又は、協議会の目的、自然再生推進法若しくは同法第7条に規定する自然再生基本方針に反する行為があった場合には、協議会は、第12条に規定する協議会の会議における出席委員の過半数の賛同を経て委員を解任することができる。
- 2 解任の決定を諮るに先立ち、解任されようとする者には、協議会の会議において弁明の機会が与えられなければならない。

第4章 会長及び副会長

- 第10条 協議会に会長1名及び副会長1名を置く。
- 2 会長及び副会長の選出は委員の互選による。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故のある場合は職務を代行する。

第5章 会議及び専門委員会

(協議会の会議)

- 第11条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。
- 2 会長は会議の議長となる。
- 3 議長は、会議の進行に際して専門的知識を有する者の意見を徴することが妥当と認めた場合又は委員から専門的知識を有する者からの意見徴収の発議があり、かつ会議における合意を得た場合には、専門委員会を設置し、会議の他に専門的協議を行うよう要請することができる。

(専門委員会)

- 第12条 専門委員会の委員は協議会の委員のうちから選任する。
- 2 議長は専門委員会の委員長1名を指名する。委員長は専門委員会を総括するとともに、副委員長1名を指名してその補佐を受ける。
- 3 専門委員会は、付託された専門事項について協議し議長に報告する。
- 4 専門委員会は、必要と認める場合、委員でない専門的知見を有する者の出席を求めて意見を徴することができる。

(公 開)

- 第13条 協議会の会議は公開を原則とする。
- 2 会議の開催に関する事項等については、〇〇ホームページに掲載することにより公開する。

第6章 運営事務局

- 第14条 協議会の会務を円滑に処するため、〇〇に運営事務局を置く。
- 2 協議会の委員は運営事務局の事務に参加することができる。

(運営事務局の所掌事務)

- 第15条 運営事務局は、次に掲げる事項に関する事務を行う。
- (1) 会議等（専門委員会を含む。以下同じ。）の開催、協議及び進行その他に関する事項
- (2) 会議等の議事録及び議事要旨の作成並びにその公開に関する事項
- (3) その他の協議会の運営に関し、会長が必要と認める事項

第7章 補 則

(要綱施行)

- 第16条 この要綱に定めることのほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会議における合意を経て会長が別に定める。

(要綱改正)

- 第17条 この要綱の改正は、委員の過半数が出席する会議における過半数の同意による。
- 2 要綱の改正に係わる委員の発議は、出席委員の過半数の賛同により採決し、採決した案件については可能な限り速やかに協議する。

附 則

- 1 この要綱は、平成〇年〇月〇日から施行する。

【事例】 石西礁湖自然再生協議会規約

石西礁湖自然再生協議会規約

第 1 章 総則

(設置)

第 1 条 自然再生推進法（平成 14 年法律第 148 号（12 月 11 日公布））第 8 条に規定する自然再生協議会を設置する。

(名称)

第 2 条 この自然再生協議会は、石西礁湖自然再生協議会（以下「協議会」と称する）という。

(対象区域)

第 3 条 協議会で検討する自然再生の対象区域は、石西礁湖（石西礁湖に影響を及ぼす陸域と海域を含む。）とする。

第 2 章 目的及び協議会所掌事務

(目的)

第 4 条 対象区域の自然再生を推進するため、必要となる事項の協議を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第 5 条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 自然再生全体構想の作成
- (2) 自然再生事業実施計画の案の協議
- (3) 自然再生事業の実施に係る連絡調整
- (4) その他必要な事項

第 3 章 構成

(構成)

第 6 条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 自然再生事業を実施しようとする者
 - (2) 地域住民、特定非営利活動法人等、自然環境に関し専門的知識を有する者、土地所有者等、その他 (1) の者が実施しようとする自然再生の活動に参加しようとする者
 - (3) 関係行政機関及び関係地方公共団体
- 2 協議事項との関わりが深く協議会に出席が必要とされる者は、第 11 条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得て、オブザーバーとして協議会に参加することができる。
- 3 委員の任期は 2 年とする。ただし、設置当初の委員の任期は、本規約の施行の日から平成 20 年 3 月 31 日までとする。
- 4 委員は募集によるものとし、再任は妨げない。

(途中参加委員)

- 第 7 条 前条第 1 項に定める委員からの推薦があり、第 11 条に規定する協議会の会議の出席委員の合意が得られた場合に、委員となることができる。
- 2 新たに委員となろうとする者が、第 14 条に規定する運営事務局に委員となりたい旨の意思表示を行い、第 11 条に規定する協議会の会議の出席委員の合意が得られた場合に、委員となることができる。
- 3 前項の規定により途中参加する委員の任期は、前条第 3 項に規定する委員の残任期間とする。

(委員資格の喪失)

第 8 条 委員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 辞任
- (2) 死亡、失踪の宣告
- (3) 委員が属する団体若しくは法人の解散
- (4) 解任

(辞任及び解任)

- 第 9 条 辞任しようとする者は、第 14 条に規定する運営事務局に書面をもって連絡しなければならない。
- 2 協議会の目的若しくは自然再生推進法及び自然再生推進法に規定する自然再生基本方針に反する行為があった場合又は協議会の運営に著しい支障をきたす場合、第 11 条に規定する協議会の会議の出席委員の過半数で議決し、委員を解任することができる。
- 3 解任されようとする者には第 11 条に規定する協議会の会議にて、議決する前に、弁明する機会を与えられなければならない。ただし、解任されようとする者が協議会に出席しない場合はその限りではない。

第 4 章 会長及び会長代理

(会長及び会長代理)

- 第 10 条 協議会に会長及び会長代理を各 1 名置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長代理は、会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。

第5章 会議及び部会

(協議会の会議)

- 第11条 協議会の会議は、会長が召集する。
- 2 協議会の会議の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 会長は、協議会の会議の進行に際して専門的知見を有する者等の意見を聴取することを必要と認める場合、協議会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。
- 4 協議会は、会長が協議会の会議の進行に際して専門的協議を必要と認める場合若しくは、第6条に規定する協議会の委員より専門的協議の発議があり、
- 第1項に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得た場合、第17条に規定する細則の定めにより、協議会の会議とは別に部会を設置し、専門的協議を要請することができる。

(部会)

- 第12条 部会は、協議会から付託される専門的事項について協議し、協議結果等を第11条に規定する協議会の会議に報告する。
- 2 協議会委員及びオブザーバーは部会に所属することができる。
- 3 部会に部会長及び部会長代理を各1名置き、部会構成委員の互選により選出する。
- 4 部会長代理は、部会長を補佐し、必要に応じ部会長の職務を代理する。
- 5 部会は部会長の召集により開催される。
- 6 部会長は、部会の会議の進行に際して専門的知見を有する者等の意見を聴取することを必要と認める場合、部会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。

(公開)

- 第13条 協議会の会議及び部会は、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、原則公開とする。
- 2 協議会の会議及び部会を開催する際には、日時、場所等について予め広く周知を図る。
- 3 協議会の会議及び部会の資料は、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、ホームページ等で公開する。
- 4 協議会の会議及び部会の議事結果は、要旨をとりまとめて議事要旨とし、会長の承認を経てホームページ等で公開する。

第6章 運営事務局

(運営事務局)

- 第14条 協議会の会務を処理するために運営事務局を設ける。
- 2 運営事務局は環境省九州地方環境事務所那覇自然環境事務所及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部港湾計画課で構成し、主務は環境省九州地方環境事務所那覇自然環境事務所が行う。
- 3 運営事務局は、協議会の会務を円滑に進めるため、関係者による運営事務局連絡会議を開催することができる。
- 4 運営事務局は、個人情報の取り扱いに関して、漏洩、散逸及び協議会目的外利用の防止に努め、適正に管理する。

(運営事務局の所掌事務)

- 第15条 運営事務局は、次に掲げる事務を行う。
- (1) 第11条に規定する協議会の会議の議事・進行に関する事項
- (2) 第13条で規定する協議会の会議の議事要旨の作成及び公開に関する事項
- (3) その他協議会が付託する事項

第7章 補則

(寄付金等)

- 第16条 協議会は石西礁湖自然再生推進のために、寄付金を得ることができる。
- 2 寄付金の使途については、第11条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得るものとし、運営事務局は毎年度末に協議会へ収支報告を行う。

(運営細則)

- 第17条 この規約に規定することの他、規約施行及び協議会の運営に関して必要な事項は、第11条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得て、会長が別に規定する。

(規約改正)

- 第18条 この規約は、第6条に規定する協議会の委員の発議により、第11条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得て、改正することができる。

附 則

この規約は、平成18年2月27日から施行する。

運営等に関するルールを細則等で明記しておくことも有効です。

【事例】 石西礁湖自然再生協議会運営細則

石西礁湖自然再生協議会運営細則

第1章 部会

（設置）

第1条 協議会に次の部会を設置する。

- (1) 生活・利用に関する検討部会

（検討事項）

第2条 部会では、次の事項を協議する。

- (1) 生活・利用に関する検討部会

石西礁湖の自然再生と地域住民の生活に必要となる活動との両立を進めるために必要となる事項等。

（部会事務局）

第3条 部会の会務を処理するための部会事務局を設ける。

（部会事務局の所掌事務）

第4条 部会事務局は次に掲げる事務を行う。

- (1) 部会の会議の運営
- (2) 部会の会議の議事要旨の作成及び公開に関する事項
- (3) その他部会が付記する事項

第2章 協議会及び部会の運営

（協議会及び部会の傍聴）

第5条 協議会及び部会の会議は、傍聴ができる。

2 傍聴者は、原則として会議中に発言することはできない。

3 傍聴者の受け入れは、希望者全てが傍聴できることを基本とし、傍聴の申し込みを当日会場で受け付ける。

（協議会及び部会の記録）

第6条 運営事務局は、協議会及び部会の会議の議事要旨を公開する前に原則として、会長または部会長及び発言した会員の確認を得なければならない。

第3章 補足

（細則改正）

第7条 この細則は、規約第6条に規定する協議会の会員の発議により、協議会の会議の出席委員の同意を得たうえで、会長が改正することができる。

附則

この附則は、平成19年7月5日から施行する。

釧路湿原自然再生協議会運営細則

第1章 小委員会

(設置)

第1条 協議会に次の小委員会を設置する。

1. 湿原再生小委員会
2. 旧川復元小委員会
3. 土砂流入小委員会
4. 森林再生小委員会
5. 水循環小委員会
6. 地域づくり小委員会
7. 再生普及小委員会

(検討事項)

第2条 各小委員会では、次の事項を検討する。

1. 湿原再生小委員会

湿原の再生（野生生物の生息環境修復を含む）に関する実施計画、その実施状況及びモニタリング結果等

2. 旧川復元小委員会

河川の再蛇行化に関する実施計画、実施状況及びモニタリング結果等

3. 土砂流入小委員会

河川への土砂流入防止に関する実施計画、実施状況及びモニタリング結果等

4. 森林再生小委員会

森林の再生（野生生物の生息環境修復を含む）に関する実施計画、実施状況及びモニタリング結果等

5. 水循環小委員会

水質地下水の動態把握・評価、湖沼の再生（野生生物の生息環境修復を含む）等に関する実施計画、実施状況及びモニタリング結果等

6. 地域づくり小委員会

バランスの取れた社会経済活動と湿原保全の推進、観光・地域振興による湿原の賢明な利用、地元産業との連携及び情報の発信・提供等に関する事項等

7. 再生普及小委員会

釧路湿原の自然再生における環境教育、市民参加及び情報共有の推進並びに小委員会間連携の強化に関する事項等

(小委員会事務局)

第3条 小委員会の会務を処理するための事務局を設ける。

1. 事務局は、協議会運営事務局が兼ねる。

(事務局の所掌事務)

第4条 事務局は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 小委員会の会議の運営
- (2) 小委員会の会議の議事要旨の作成及び公開に関する事項
- (3) その他小委員会が付記する事項

第2章 協議会及び小委員会の運営

(協議会及び小委員会の傍聴)

第5条 協議会の会議及び小委員会は、傍聴ができる。

1. 傍聴者は、原則として会議中に発言することはできない。
2. 傍聴者の受け入れは、希望者全てが傍聴できることを基本とし、傍聴の申し込みを当日会場で受け付ける。

(協議会及び小委員会の記録)

第6条 運営事務局は、協議会の会議及び小委員会の議事要旨を、公開する前に原則として、会長又は委員長及び発言した委員の確認を得なければならない。

第3章 補 則

(細則改正)

第7条 この細則は、要綱第5条に規定する協議会の委員の発議により、協議会の会議の出席委員の同意を得たうえで、会長が改正することができる。

附 則

この細則は、平成15年11月15日から施行する。

平成27年3月16日 一部改正

2-3-3. 分科会・小委員会の設置

自然再生協議会は、必要に応じて分科会、小委員会等の設置を行うことなどを通じて、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得ます。

解説

協議会における分科会・小委員会等の設置は、自然再生協議会の規模や検討課題の内容等により、協議会ごとにその必要性を判断し定めることとされています。

分科会の分け方としては個別課題別（阿蘇、釧路湿原）、再生エリア別（樫野川干潟、竹ヶ島、中海）、技術事項別（八幡湿原、くぬぎ山）の3つの形態があり、各分科会等にそれぞれ専門家が参加しています。

三方五湖自然再生協議会では、自然再生や環境教育活動など、多角的なテーマで部会を6つ設け、各部会の事務局は行政が担っています。

設立当初は分科会の必要性を感じないことも考えられますが、当初から部会設置の規定を細則等に位置付けていると変更しやすく、運営に関するルールを細則等で明記することは方法論としても有効です。

また、分科会・小委員会を設置する場合はそれぞれの所属名簿を作成するなどして、誰がどの部会に所属しているかを確認することも人的ネットワークを強化するのに役立ちます。

参加申し込みの際に関心のある項目や取り組みたい項目に印をつける様式を用い、新たに登録した組織が分科会に加わりやすい工夫をしている協議会もあります。



チェックポイント

- ☐ 協議会では必要に応じて分科会、小委員会の設置が行われていますか。

【事例】 分科会・小委員会を設置している協議会

例 阿蘇草原再生協議会小委員会（熊本県）

個別課題別



●牧野管理小委員会

牧野の管理と利用の継続による草原環境の維持に関する自然再生事業実施計画とその実施状況等について検討。

●草原環境学習小委員会

草原環境学習の推進と草原環境の認識の向上に関する自然再生事業実施計画とその実施状況等について検討。

●生物多様性小委員会

生物多様性保全上重要な草原の保全・再生に関する自然再生事業実施計画とその実施状況等について検討。

●野草資源小委員会

野草地採草の作業の継続・促進と野草資源の利用・流通に関する自然再生事業実施計画とその実施状況等について検討。

例 竹ヶ島海中公園自然再生協議会分科会（徳島県）

再生エリア別



●うみ分科会

【目的】：海域における「環境保全の推進」と「適正な利用」及び「漁業振興」を図ること。

【活動方針】：自然再生事業との関わりの中で、海域環境の改善が促進でき、かつ地域の活性化が進められるよう、海面・海中の保全と利用に関しての話し合いを行う。

●やま・かわ分科会

【目的】：森林・川の生態系認識のもと、地域の保全と再生に積極的に取り組むこと。

【活動方針】：自然再生事業との関わりの中で、「やま・かわエリアの環境保全」と「農林業振興」を図るため、保全・再生を促進し、かつ地域の活性化を目指した活動についての話し合いを行う。

例 八幡湿原自然再生協議会整備部会及び普及部会（広島県）

技術事項別



●整備部会

自然再生事業に係る工法、工事計画、モニタリング、維持管理等の諸課題について検討。

●普及部会

地域に対する自然再生の普及啓発を実施するため、地元説明会、HP運営、案内板設置等の広報活動について検討。

【部会を設置した事例①】 三方五湖自然再生協議会

表 2.4-1 三方五湖自然再生協議会における部会と構成員（実施者）

部会名	部会構成員（実施者）
自然護岸再生部会	◎増井増一（鳥浜漁業協同組合） ○武田利満（南西郷漁業協同組合） 鳥浜漁業協同組合、海山漁業協同組合、南西郷漁業協同組合、日本野鳥の会福井県嶺南ブロック、吉田丈人（東京大学准教授）、西廣淳（東京大学助教）、美浜町、若狭町、福井県 *福井県（福井県自然環境課）
湖と田んぼのつながり 再生部会	◎青海忠久（福井県立大学教授） 美しい鳥浜を創る会、鳥浜漁業協同組合、五湖ゆうきの会、ハスプロジェクト推進協議会、青海忠久（福井県立大学教授）、武島弘彦（東京大学特任助教）、美浜町、若狭町、福井県 *若狭町（環境安全課）
外来生物等対策部会	◎富永修（福井県立大学教授） 鳥浜漁業協同組合、海山漁業協同組合、南西郷漁業協同組合、ハスプロジェクト推進協議会、(NPO)世界に誇るラムサール湿地三方五湖を育む会、富永修（福井県立大学教授）、吉田丈人（東京大学准教授）、西廣淳（東京大学助教）、西原昇吾（東京大学）、加藤義和（京都大学）、美浜町、若狭町、福井県 *若狭町（歴史文化課）
環境に優しい農法部会	◎岩本昭夫（美しい鳥浜を創る会） ○杉本亮（福井県立大学助教） みはま YumYumPROJECT 実行委員会、美しい鳥浜を創る会、五湖ゆうきの会、下吉田生産組合、田井野地区地域活性化促進会、ハスプロジェクト推進協議会、三方五湖浄化推進協議会、三方小学校、尾崎晃一、長橋努、保志公平、吉村義彦、杉本亮（福井県立大学助教）、美浜町、若狭町、福井県 *福井県（福井県海浜自然センター）
環境教育部会	◎大下恭弘（ハスプロジェクト推進協議会） ○小嶋明男（日本野鳥の会福井県嶺南ブロック） 三方郡(美浜町)小学校教育研究会理科部会、若狭町教育研究会環境教育部会、美浜町女性の会(美浜町女性ネットワーク)、美浜環境パートナーシップ会議、三方五湖浄化推進協議会、日本野鳥の会福井県嶺南ブロック、ハスプロジェクト推進協議会、三方五湖青年会議所、海部健三（東京大学特任助教）、富田涼都（静岡大学助教）環境省中部地方環境事務所、美浜町、若狭町、福井県 *福井県（福井県海浜自然センター）
シジミのなぎさ部会	◎武田豊（南西郷漁業協同組合） 南西郷漁業協同組合、海山漁業協同組合、久々子湖水明化委員会、コミュニティビジネス団体「ラ・しじみ」、青海忠久（福井県立大学教授）、吉田丈人（東京大学准教授）、美浜町、若狭町、福井県 *美浜町（住民環境課）

◎：部会長、○：部会長代理 *：事務局

【部会を設置した事例②】 中海自然再生全体構想

中海自然再生協議会運営細則

第1章 部会

(設置)

第1条 協議会に次の地域部会と専門部会を設置する。

地域部会

- (1) 彦名・安倍地域部会
- (2) 崎津地域部会
- (3) 飯梨川流域部会

専門部会

- (4) データベース専門部会
- (5) 自然再生全体構想検討専門部会
- (6) 水環境専門部会
- (7) 環境教育専門部

(検討事項)

第2条 各部会では次の事項を検討する。

- (1) 彦名・安倍地域部会
彦名・安倍地域を対象とした自然再生実施計画に関する事項
- (2) 崎津地域部会
崎津・葭津・小篠津及び松江市の一部地域を対象とした自然再生実施計画に関する事項
- (3) 飯梨川流域部会
飯梨川上流・中流および河口部とその周辺地域を対象とした自然再生実施計画に関する事項
- (4) データベース専門部会
中海の自然環境及びその変遷に関するデータベースの構築
- (5) 自然再生全体構想検討専門部会
中海の自然再生全体構想の原案の作成
- (6) 水環境専門部会
中海の生物環境の修復及び米子湾周辺水域の水質修復に関する事項
- (7) 環境教育専門部会
中海や中海流域および環境再生事業に関連する場所などを使い、環境学習などを企画実施する。

(部会事務局)

第3条 各部会の会務を処理するために次の事務局を設ける。

- (1) 彦名・安倍地域部会の事務局は自然再生センター鳥取事務所に置く
- (2) 崎津地域部会の事務局は(株)エコマ商事(内)に置く
- (3) 飯梨川流域部会の事務局は(有)リンケージ(内)に置く
- (4) 専門部会の事務局は自然再生センターに置く

※データベース専門部会、自然再生全体構想検討専門部会、水環境専門部会、環境教育専門部会はその後削除

(個人用)

「石西礁湖自然再生協議会」事務局 行

(環境省 石垣自然保護官事務所内)

【FAX】0980-82-0279

【E-mail】okironc@coremoc.go.jp

「石西礁湖自然再生協議会」参加応募用紙

フリガナ			
1. 氏 名			
2. 住 所	〒		
3. 属 性	性別	年齢	所属団体(差し支えない範囲でご記入下さい。複数可)
	男・女	歳	
5. 連絡先	電話番号	FAX番号	電子メールアドレス

事務局からの連絡方法について
希望するものに○を付けて下さい。→

郵 送	F A X	電子メール

6. 「石西礁湖自然再生全体構想」では、今後展開すべき取組として以下を記載していますが、このうち関心がある項目または取り組んでいただける項目に○を付けて下さい(複数可)

(1) 攪乱 要因 の 除 去	①オニヒトデ等による食害及び 病気への対応	(3) 持 続 可能な利 用	①適切な利用の推進	
	②赤土等流出防止対策		②保護区等の指定	
	③排水等対策	(4) 意 識 の向上・	①サンゴ礁生態系に関する一般 的な理解の推進	
	④水産資源管理の推進		②関連産業、生活等における意識	
	⑤観光手法の改善		③意識向上につなが る推進	
	⑥生活スタイルの改善	(6) 活 動 の継続	④生態系の健全性の把 握・リテラシー	
	⑦漂着ゴミ対策		④対策手法等に関する調査研究	
	⑧異常気象対策			
(2) 良好 な環 境創 成	①サンゴ礁生態系の再生	(6) 活 動 の継続	①民間による活動の推進・支援	
	②沿岸域の生態系の再生		②事業の評価	
	③環境に配慮した構造物の設置		③取組に関する広報	

「石西礁湖自然再生協議会」参加応募用紙

(石西礁湖自然再生協議会)

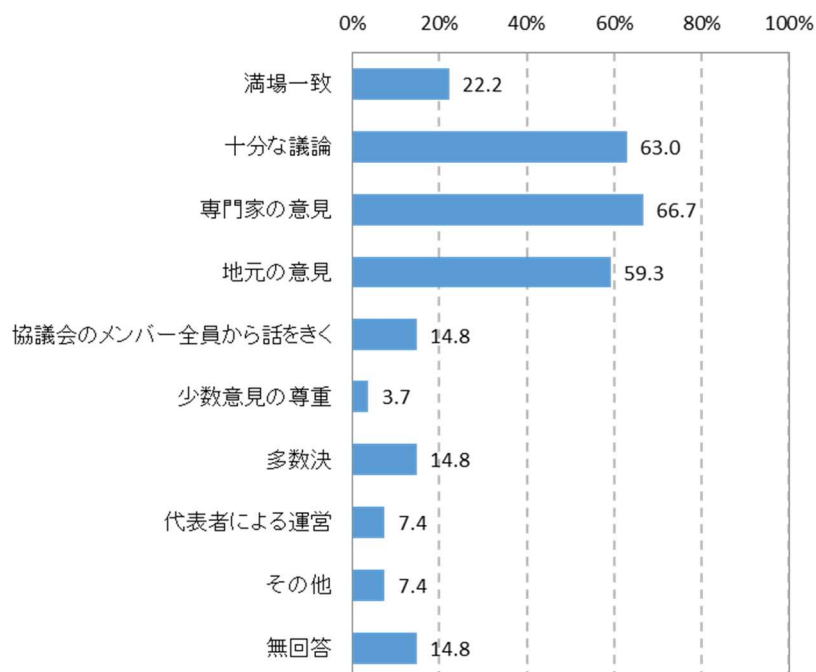
2-3-4. 合意形成の円滑化

協議会の運営に際しては、自然再生事業の対象となる区域における自然再生に関する合意の形成を基本とし、協議会における総意の下、公正かつ適正な運営を図ります。

解説

多様な主体が参加する協議会の中での合意形成は様々な面での工夫が必要です。このため、各自然再生協議会においては、以下のような様々な取り組みを通じて合意形成の円滑化を図っています。

- 協議会を土日に開催し参加者を確保する
- 協議会へのオブザーバー参加を認める
- 協議会欠席者に資料を送付し情報提供に努める
- 協議会構成員の意見を幅広く取り入れるために小委員会等を設置する
- 協議会において会議ルールを定め、会議前に読み合わせをするなどして構成員に周知する
- 事業実施内容や協議会の運営に対する意見を随時受け付ける



合意の形成において重視していること
資料：アンケート調査（H30.10実施）

～「石西礁湖自然再生協議会」の会議のルール～

●時間はみんなのものです。共有し、有効に利用しましょう。

- 会議の開始、終了時刻を守りましょう。
- 各メンバーが発言できるよう、発言時間は長くないよう配慮しましょう。

●お互いの意見をよく聴き、それぞれの発言を尊重しましょう。

- お互いの意見をよく聴き、それぞれの発言を尊重しましょう。
- 発言に対してははじめから否定することのないよう配慮しましょう。
- メンバーはすべて平等な立場にあります。自由な発言を行うことを基本としましょう。
- 特定の個人や団体等を誹謗中傷するような発言は行わないようにしましょう。
- 会議に欠席するメンバーのうち、議題に関して意見や提案のある方は、運営事務局に対して「意見・提案シート」により、事前に意見等を提出することができます。
提出された意見等は、参考意見として会議の席上で出席者全員に報告します。
- わかりやすい言葉や文字で、自分の意見を述べましょう。

●「石西礁湖自然再生」の目的に則った議論を行いましょう。

- 石西礁湖の望ましい将来を考え、サンゴ礁生態系の保全・再生の視点から建設的な議論を行いましょう。
- 石西礁湖自然再生の目的に則った議論を行いましょう。
- 提案を行うにあたっては、地域、団体の個別利益優先の立場に陥らないように配慮しましょう。

●合意形成に向けてお互い努力しましょう。

- 問題の所在や対立点などを明確にしたうえで、合意形成を目指して議論を進めましょう。
- 反対意見がある場合には、原則として協議を重ねることにより合意形成を図っていきましょう。
- 決定すべき事項で、どうしても合意形成が図られない場合は、決定方法について協議し、定めることとします。

会議ルールを定めている事例



チェックポイント



- ☐ 協議会はメンバー間で当該自然再生に関する情報共有が図られるよう運営されていますか。
- ☐ 協議会の総意として、全体構想等が策定されていますか。
- ☐ 協議会は公正かつ適正な運営が図れていますか（一部のメンバーが強引な運営を行っていないか）。

【事例】 合意形成ができずに解散にいたった協議会

やんばる河川・海岸自然再生協議会解散の経緯について

1. 解散経緯

当協議会は、平成15年に施行された自然再生推進法に基づき、リュウキュウアユの復元に取り組んできた団体及び河川海岸管理者が中心となり、沖縄本島北部地域の河川・海岸環境の自然再生を図るため自然再生推進法に基づく協議会として設立した。

各委員の基本的な考え方（自然再生の対象及び保全の考え）について意見の相違があり、2年余の時間をかけて本協議会の目的及び内容を説明したが、協議会としての合意を得ることができなかった。このような状況に対して地元の委員を中心に、協議会からの脱会または、協議会解散の意見が多く出され、協議会の継続が不可能な状況となり協議会の合意として解散するに至った。

参 考

1. 発意者（実施者）

- ①リュウキュウアユを蘇生させる会
- ②沖縄県（河川管理者、海岸管理者）
- ③沖縄総合事務局（河川管理者）

2. 構 成

①組織構成

- ・ 自然再生協議会 : 構成は下記のとおり（66人）
- ・ 分科会 : 源河川、与那川、奥川、海岸、流域、啓発活動・環境学習
- ・ 起草委員会 : 全体構想(案)を作成する

②委員構成

- ・ 実 施 者 : 4人（4機関）
 - ・ 関係行政機関 : 16人（国の機関6、県の機関6、地元市町村4）
 - ・ NPO団体等 : 23人（NPO法人、環境団体、営利法人等23団体）
 - ・ 個人委員 : 23人
- 【計66人】

3. 協議経緯

- ①平成16年2月発意者による設立準備会を経て委員を公募、同年6月沖縄本島北部地域（やんばる）の河川・海岸の再生を図るため、自然再生推進法に基づく協議会として設立。
- ②個別課題毎に協議を行うため、平成17年5月に分科会を設置。（6分科会）
- ③全体構想（案）については協議会委員の意見を反映させるため、各分科会の代表及び行政委員からなる全体構想起草委員会を平成18年2月に設置し、精力的に全体構想（案）の作成作業を実施。
- ④第8回から第10回協議会において、起草委員会で作成した全体構想(案)に基づき協議を行うが基本的な考え方で意見の相違があり合意は得られなかった。このような状況に対し地元委員を中心として、本協議会脱会の意思表示、解散動議の提案が相次ぎ協議会における継続協議が不可能な状態となり協議会の合意として本協議会を解散することとなった。

2-3-5. 情報の公開

協議会は、希少種の保全上又は個人情報の保護上支障のある場合等を除き、会議資料や議事内容等を原則公開とし、協議会の運営に係る透明性を確保する必要があります。

解説

後述の自然再生全体構想及び自然再生事業実施計画の作成に当たっても、その作成過程における案の内容に係る情報を原則公開とし、透明性を確保することが重要です。

また、協議会の運営に当たっては、必要に応じ外部からの意見聴取も行いましょう。

年間の活動を総括する活動記録を作成すると、会員の間で活動実績の共有や情報の蓄積が期待できます。

自然再生協議会の運営状況に係る公開の手法は多岐にわたっています。

（協議会開催の事前公表手法）

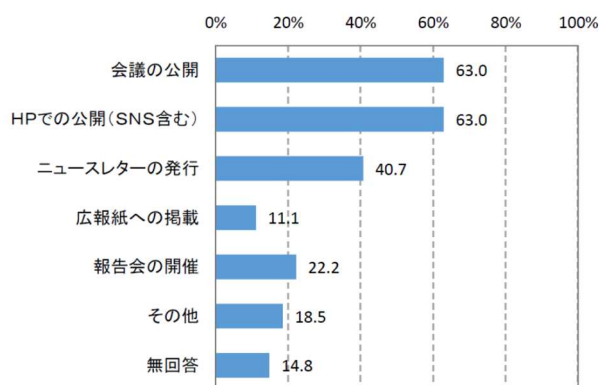
HPへの掲載、記者発表、地方公共団体広報誌の活用など

（協議会資料や議事内容の公表手法）

HPへの掲載、協議会だよりの発行、地方公共団体の情報 コーナー及び事務局での閲覧など

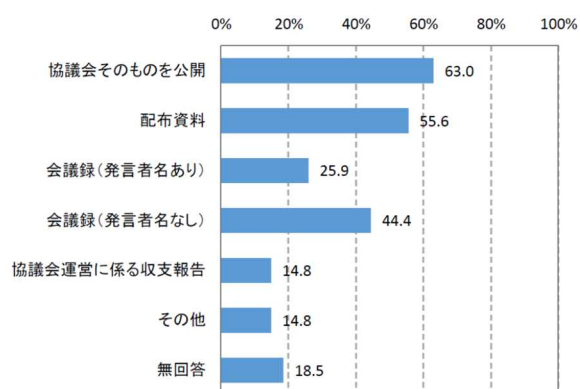


中海自然再生協議会のホームページ



運営に係る透明性を確保する方法

資料：アンケート調査（H30.10実施）



公開しているもの



チェックポイント

- ☐ 協議会は、支障のある場合を除き原則公開されていますか。
- ☐ 協議会の運営にあたっては、必要に応じ外部から意見聴取を行っていますか。

2-3-6. 専門家の協力体制の確立

協議会においては、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得て、客観的かつ科学的なデータに基づいた協議がなされるよう、地域の実状に応じた体制を整えることが重要です。

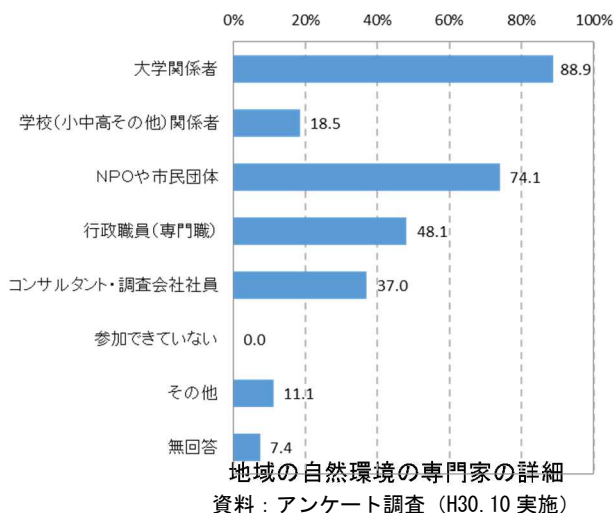
解説

自然再生事業は、科学的知見に基づいて実施するべきであり、地域における自然環境の特性や生態系に関する知見を活用し、自然環境が損なわれた原因の全体像を社会経済活動等との関係を含めて科学的に明らかにするなど、科学的知見の十分な集積を基礎としながら、自然再生の必要性の検証を行うとともに、自然再生の目標や目標達成に必要な方法を定め、実行し、それを検証するという過程に沿って実施することが必要です。

「自然環境に関し専門的知識を有する者」とは、協議会へのアンケートによると、特定の動植物など地域の自然に詳しい方は、大学等の研究者だけでなく、市民や行政の専門職職員など、多様な方々があてはまります。協力を得られた専門家から他分野の専門家を紹介してもらうことも有効な手段です。

有識者が協議会の会長や理事につく場合も少なくありませんが、協議会は多数の主体から構成されているため、会議を俯瞰できるバランスのとれた人物（自然環境保全一辺倒でなく、地域振興等の必要性も理解）であることも求められます。

自然科学の専門家だけでなく、環境社会学等の環境に係る多様な分野の専門家にも参加してもらうことで、違った視点から対象を理解するのに役立ちます。



チェックポイント

- ☐ 協議会の運営は、地域の自然環境の専門家の協力を得られるよう努めていますか。
- ☐ 客観的かつ科学的データが協議会の場で提示されるよう努めていますか。
- ☐ 客観的かつ科学的データによる協議が行えるよう地域の実状に応じた体制をとるよう努めていますか。

2-3-7. 資金の確保について

特に民間が中心となって自然再生協議会を立ち上げる場合には、立ち上げ後の資金が問題となる場合があります。ある程度の長期にわたる資金計画を念頭に置いて協議会を立ち上げることが重要です。

解 説

自然再生事業には関係行政機関や関係自治体に参加するものの、事業実施に伴う費用負担を約束したわけではありません。

資金を意識しすぎても自然再生協議会を立ち上げられなくなりますが、「4-6. 関連事業の情報提供」等に記載しているように、財政的に支援できる制度もあるのでそれらを利用して自前で資金を調達することを考えて設立・運営することが重要です。

ファンドレイザーという補助金の活用をアドバイスする専門職もあり、こういった方々の協力を得ることで運営資金を確保する方法もあります。

SDGsに貢献したいものの、貢献の仕方がわからない企業も少なくありません。そういった企業を協議会に加えたり、寄付をつのることで財政的な基盤がでやすくなります。

2-4. 自然再生の計画づくり

2-4-1. 自然再生全体構想の作成

協議会は、自然再生基本方針に則して、下記の事項からなる「自然再生全体構想」を作成します。

- 自然再生の対象となる区域
- 自然再生の目標
- 協議会に参加する者の名称又は氏名及びその役割分担
- その他自然再生の推進に必要な事項

解説

「自然再生全体構想」は、個々の自然再生実施計画の上位の構想として、地域における自然再生の全体的な方向性を長期的な観点から示すものです。

全体構想の詳細は第3章（P. 45～P. 87）にて説明します。

2-4-2. 自然再生事業実施計画の作成

自然再生事業を実施しようとする者（実施者）は、自然再生基本方針に基づき、下記の事項からなる「自然再生事業実施計画」を作成します。

- 実施者の名称又は氏名及び実施者の属する協議会の名称
- 自然再生事業の対象となる区域及びその内容
- 自然再生事業の対象となる区域の周辺地域の自然環境との関係並びに自然環境の保全上の意義及び効果
- その他自然再生事業の実施に関し必要な事項

解説

「自然再生事業実施計画」は、実施しようとする自然再生事業の対象区域とその事業内容等を定めることにより、個々の自然再生事業の内容を明らかにするものです。

実施者は、自然再生協議会で協議した上で、自然再生全体構想との整合性に留意しながら、「自然再生事業実施計画」を作成します。

（１）自然再生事業実施計画の内容

- 実施者の名称又は氏名、及び、実施者の属する協議会の名称
- 個々の自然再生事業の対象となる区域及びその内容
- 対象区域の周辺地域の自然環境との関係並びに自然環境の保全上の意義及び効果
- 事前調査や事業期間中・実施後のモニタリングの具体的な計画
- その他自然再生事業の実施に必要な事項
（例えば、自然再生事業に関して行われる自然環境学習の推進に係る事項等を想定）

（２）自然再生事業実施計画の国・都道府県への送付

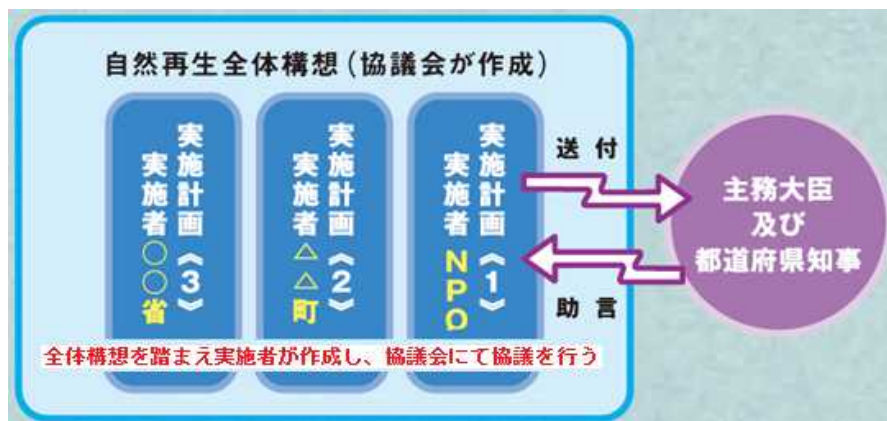
実施者は、自然再生事業実施計画を作成したときは、遅滞なく、主務大臣（国）及び該当都道府県知事に、「自然再生事業実施計画の写し」及び「自然再生全体構想の写し」を送付する必要があります。

送付の際は、以下の事項を記載した書類を添付するものとします。

- 実施者の名称又は氏名、及び、主たる事務所の所在地又は住所
- 当該自然再生事業に係る自然再生協議会に参加している者の名称又は氏名
- 当該自然再生事業の対象となる区域を明らかにした縮尺 5 万分の 1 以上の地形図

(3) 自然再生全体構想と自然再生事業実施計画の関係

自然再生の対象地域で複数の実施計画が進められる場合には、全体構想は個々の実施計画を束ねる内容とする必要があります。各実施者は、協議会における協議・意見交換を通じて、自然再生に係る情報を違いに共有し、自然再生の効果が全体として発揮されるよう配慮しましょう。



✓ チェックポイント

- ☐ 実施計画に、実施者の名称又は氏名、及び、実施者の属する協議会の名称は明示されていますか。
- ☐ 実施計画に、自然再生事業の対象となる区域及びその内容は明示されていますか。
- ☐ 実施計画に、自然再生事業の対象となる区域の周辺地域の自然環境との関係並びに自然環境保全上の意義及び効果について明示されていますか。
- ☐ 実施計画に、その他自然再生事業の実施に関し必要な事項は記載されていますか。
- ☐ 主務大臣（国）及び都道府県知事宛に実施計画等の写しと全体構想の写しが送付されていますか。
- ☐ 自然再生協議会に参加している者の名称又は氏名を記した書類が添付されていますか。
- ☐ 自然再生事業の対象となる区域を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図が添付されていますか。
- ☐ 複数の実施計画が作成される場合は、自然再生の効果が全体として発揮できるよう工夫されていますか。

(4) 自然再生事業実施計画作成の留意点

- ▶ 実施計画の作成に当たっては、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得つつ、事前の調査とその結果の評価を科学的な知見に基づいて行う必要があります。また、実行可能なより良い技術や方法が取り入れられているか否かの検討等を通じて、実施計画の妥当性を検証し、これらの検討の経過を明らかにできるように整理する必要があります。
- ▶ 実施者は全体構想との整合性を取りつつ、地域の自然環境及び社会的状況に関する最新のデータに基づき実施計画を作成する必要があります。また、実施計画の案について協議会において十分に協議するとともに、その協議の結果に基づいて実施計画を作成する必要があります。
- ▶ 実施計画における、自然再生事業の対象となる区域及びその内容については、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得て、事前に地域の自然環境に係る客観的かつ科学的なデータを収集するとともに、必要に応じて詳細な現地調査を実施し、その結果を基に、地域における自然環境の特性に応じた適正なものとなるよう十分検討する必要があります。その際、事業の対象となる区域とその周辺地域との関係を分析した上で、周辺地域における様々な取り組みとの連携の必要性について検討を行いましょう。
- ▶ 実施計画には、自然再生事業の対象となる区域とその周辺における自然環境及び社会的状況に関する事前調査の実施、並びに、自然再生事業の実施期間中及び実施後の自然再生の状況のモニタリングに関して、その時期、頻度等具体的な計画を記載することとし、その内容については、協議会において協議しておきましょう。また、自然再生の状況のモニタリングの結果を科学的に評価し、これを当該自然再生事業に反映させるなど、順応的な進め方についても協議しておきましょう。
- ▶ 自然再生事業の実施に関連して、自然再生事業の対象となる地域に生息・生育していない動植物が導入されることなどにより地域の生物多様性に悪影響を与えることのないよう十分配慮しましょう。
- ▶ 実施計画は数年の事業計画である場合が多く、5年程度で計画を見直すところが少なくありません。見直しにあたっては1年以上かけるところも多く、時間を要しますが、自然再生基本方針の見直しも5年に1回であることから、基本方針の変更点等を参考にすることで効率的に最新の考えをとり入れた実施計画を作成できます。



チェックポイント



- ☐ 実施計画作成にあたり、事前の調査は実施されていますか。
- ☐ 実施計画作成にあたり、事前の調査結果は評価されていますか。
- ☐ 実施計画作成にあたり、事前調査及び結果の評価に科学的知見を取り入れていますか。
- ☐ 実施計画作成にあたり、実行可能なよりよい技術や方法が取り入れられるよう検討がなされていますか。
- ☐ 実施計画の妥当性は検証されていますか。
- ☐ 実施計画作成にあたり、全体構想や、地域の自然環境及び社会的状況に関する最新データに基づき十分な協議がなされていますか。
- ☐ 実施計画作成にあたり、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得て、事前に地域の自然環境に係る客観的かつ科学的なデータの収集がなされていますか。
- ☐ 実施計画作成にあたり、必要に応じて、詳細な現地調査は実施されていますか。
- ☐ 地域における自然環境の特性に応じた適正な計画となるよう十分検討されていますか。
- ☐ 実施計画作成にあたり、事業の対象となる区域とその周辺地域との関係を分析した上で、周辺地域における様々な取り組みとの連携の必要性は検討されていますか。
- ☐ 実施計画に事業前・中・後のモニタリングに関し、その時期、頻度などの具体的な計画は記載されていますか。
- ☐ 実施計画作成にあたり、自然再生の状況のモニタリング結果を科学的に評価し、当該自然再生事業へ反映させるなど、順応的な進め方についても協議されていますか。
- ☐ 実施計画作成にあたり、自然再生事業の対象地域に生息・生育していない動植物が導入されること等により地域の生物多様性に悪影響を与えることのないよう配慮されていますか。

【自然再生事業実施計画の事例】 久保川イーハトーブ自然再生事業

<侵略的外来種の排除による溜池環境の保全・再生事業実施計画の概要>

■実施者：

久保川イーハトーブ自然再生研究所（代表：千坂嵯峰）が、宗教法人知勝院および東京大学大学院農学生命科学研究科保全生態学研究室、NPO法人北上川流域連携交流会、NPO 法人水環境ネット東北、樹木葬・里山保全の会、久保川イーハトーブ区長会、水環境ネット磐井川、および久保川イーハトーブ自然再生協議会参加者の協力のもとに実施する。

■実施者の属する協議会：久保川イーハトーブ自然再生協議会

■区域：岩手県南部に位置する一関市・磐井丘陵帯の久保川の羽根橋より上流側、立石地区までの流域（支流栃倉川流域を含む）。私有地のみで実施。

■事業の目的：

- (1) 侵略的外来水生生物の排除・抑制を行い、地域在来の生物多様性を保全する。
- (2) 侵略的外来水生生物の侵入により劣化した溜池の生物多様性の再生を試みる。
- (3) 侵略的外来種の問題、在来生態系や生物多様性の重要性に関する実践的な自然環境学習の場とすることにより、参加者、地域住民の環境意識の向上を図る。

■事業の実施方針：

- (1) 溜池周辺における対策
- (2) 排除による在来生態系再生手法の確立
- (3) 効率的な排除方法の確立
- (4) 地域との情報交換

■排除対象とする外来生物：ウシガエル、オオクチバス、アメリカザリガニ

■実施地域：下図に示す地域内の5箇所（希少種保全のため、詳細な位置については明示しない）

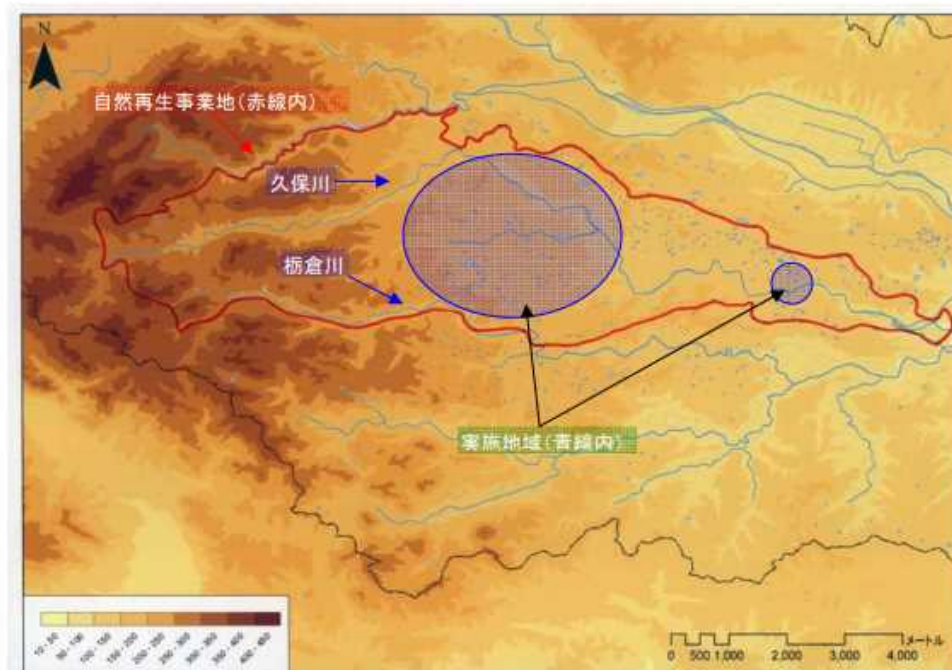


図2 侵略的外来種の排除による溜池環境の保全・再生事業の実施範囲（青線内）

■実施方法：

捕獲による個体排除。方法としては素手やタモ網、投網、刺網、釣りなどによる捕獲やアナゴ籠やカニ籠、塩ビ管などによるトラップを使用。必要に応じて溜池の水抜きによる排除も検討する。

■モニタリング方針：

- (1) 排除対象とした外来種の生息状況、在来水生生物の生息状況、水生生物相の変化のモニタリング調査を行い、排除の効果を評価する。また、その結果を基に順応的対応を行う。
- (2) 調査手法や調査項目、調査頻度などは柔軟に見直しを行う。
- (3) 調査の詳細は自然再生協議会、同専門家会議と十分協議して決定する。
- (4) モニタリング結果は、逐次自然再生協議会、同専門家会議に報告する。
- (5) モニタリング結果は、広報誌やホームページなどで一般に公開する。また、学術的知見に関しては、学術雑誌などに発表することを検討する。

2-4-3. その他

自然再生全体構想と自然再生事業実施計画の中間に位置する独自の計画を作成して、各参加者の活動を明確にしている協議会もあります。

毎年の活動を一覧表や図にあらわして、活動内容や場所を調整している協議会もあります。

解説

「自然再生事業実施計画」は専門家会議の審査を経て承認される必要があります。利害関係者も多く、簡単にはまとまらないため、本当にできるもの、実行できるものに絞り込むこととなり、実施計画としてとりあげる内容が限定的になる傾向があります。

一方で、全体構想の目標を実現するためにはソフト面からハード面にいたる幅広い施策が求められます。実施計画にはのってこないものの、自然再生を行っている参加者も少なくありません。

そのような参加者の取り組みが実施計画に盛り込まれないため、熱量が減り、自然再生協議会から距離をおく参加者がでてくるおそれがあります。

そこで、全体構想を実現する自然再生協議会の活動の位置づけとして、実施計画に盛り込めなかった取り組みをとりまとめた「行動計画」といった中間に位置する計画を策定するのも有効な方法です。

次で示す石西礁湖自然再生協議会が作成した行動計画には「皆でやりましょう」という思いも込められています。

サンゴ礁の今を調べる
＝「知る」

取組分野1の各取組方針における考え方を示します。

1-①サンゴ礁の実態や変化を知る

- 継続的なモニタリングにより、サンゴ礁やサンゴ群集の「実態」を把握するとともに、変化を把握するモニタリングを行います
- 長期的な評価指標を加えるなどモニタリング項目を再検討します
- 石西礁湖で起きていることについて、ローカルな問題なのかグローバルな問題なのかを検討します

1-②サンゴ礁への陸からの影響を知る

- 栄養塩類や赤土がサンゴに与える影響、それとサンゴ礁の現状との関係性など、陸域からの影響の「実態」をつかみます

1-③サンゴ礁を守る活動の効果を知る

- 攪乱要因の除去や環境負荷の軽減など、具体的取り組みの実施や実施効果の評価につながるようなモニタリングを行います

1-④わかったことを結びつけて科学的に知る

- モニタリング結果を総合的に解析し、石西礁湖で起きていることについて科学的に把握します

1-⑤サンゴ礁を皆で見守る

- モニタリングの結果を市民に分かりやすく伝えたり、市民でも参加できるモニタリングを実施したりすることで、サンゴ礁を協議会委員だけでなく多くの市民全体で見守ります

5年間の委員の取組内容

行動計画の基本的考え方とその取組方針を踏まえ、協議会委員が今後5年間に取り組む内容は次のとおりです。注：複数の方針に該当する場合は代表的な方針に記載し、複数の取組分野にまたがる取り組みは再掲しています。

1-①サンゴ礁の実態や変化を知る

●石西礁湖サンゴ群集モニタリング調査

主体：環境省沖縄奄美自然環境事務所

内容：サンゴ礁の実態および経年的な変化を把握し、回復力を評価しながら予防的順応的な再生事業を進めるため、石西礁湖内において以下の項目のモニタリング調査を毎年実施します。
・コドラート調査 ・サンゴ幼生の定着量調査 ・1年生稚サンゴ加入量調査
・生残状況(種別別調査) ・魚類調査
単年度の調査結果の解析のみならず、過年度の結果との解析を実施し長期的な傾向を把握します。

主体：関係行政機関(以下(株))

内容：石西礁湖や石垣島・西表島において、サンゴモニタリングや水質調査、白化などの攪乱要因調査を適切に実施し、サンゴ礁の実態や経年変化、保全活動の効果把握します。

主体：(株)東京久栄

内容：モニタリング項目に応じた調査方法を提案し、主に環境省が実施するモニタリング業務において調査を実施し、石西礁湖内のサンゴ群集および海域環境などの経年的な変化を把握します。

●サンゴ礁に関する調査研究

主体：(国研)水産研究・教育機構西海区水産研究所熱帯研究センター

内容：サンゴ幼生加入などのサンゴの基礎的な研究、サンゴ礁に生息する魚類などの分布調査、漁業の現状把握など、サンゴおよびサンゴ礁に関わる生物、漁業の調査研究を実施します。

主体：(有)海海

内容：行政機関からの請負業者としてサンゴ礁関連の業務を実施し、サンゴ礁の現状把握、サンゴ群集の経年的な変化を把握します。

●各種モニタリング調査の実施

主体：八重山サンゴ礁保全協議会

内容：石垣島周辺および石西礁湖において、サンゴ群集の経年的な変化を把握するため、毎年数回実施されるリサーチチェックなどへ参加します。

●石西礁湖のサンゴの生育の最適・重点海域の選定

主体：静岡大学

内容：サンゴの生息する環境条件とサンゴの生理学的応答の関係から、サンゴの自然再生の最適条件を探索し、提言します。

- ・環境条件(流れ・光量・地形・水温・栄養塩・有機物など)の経年変化調査
- ・サンゴの生理学的応答調査(光合成機能・色素・樹皮濃度と形態・活性酸素のストレス指標など)

●海洋気象の観測及び情報提供

主体：沖縄気象台・石垣島地方気象台

内容：八重山地方の海水温などの観測およびその情報提供を継続します。海況監視予測システムの高精度化(水平解像度10km→2km)を図り、石西礁湖の浅い水深の地形の影響も考慮したより詳細な海洋情報の提供を行います。

●水質調査

主体：環境省沖縄奄美自然環境事務所

内容：石西礁湖内に設置しているモニタリングブイを継続して設置し、水温、濁度、クロロフィルなどを観測し、海況や水質の地域差および時間的な変化を把握します。また、SPSSなどの底質調査を実施します。観測結果は、ウェブサイト上で公開し、他の再生事業の取り組みに反映させていきます。

主体：関係行政機関(以下(株))

内容：石西礁湖や石垣島・西表島において、サンゴモニタリングや水質調査、白化などの攪乱要因調査を適切に実施し、サンゴ礁の実態や経年変化、保全活動の効果把握します。

主体：(株)東京久栄

内容：モニタリング項目に応じた調査方法を提案し、主に環境省が実施するモニタリング業務において調査を実施し、石西礁湖内のサンゴ群集および海域環境などの経年的な変化を把握します。

●国立公園、海城公園地区の拡大、適切な

主体：環境省沖縄奄美自然環境事務所

内容：新たな重要海域や国立公園の拡大などの設定可能性を検討するため、技術の発達などに伴い調査可能な新たな認知範囲外の八重山海域においてもサンゴ礁の状況調査を実施し、適正な保護と利用を推進します。

1-②サンゴ礁への陸からの影響を知る

●赤土等流出防止海域モニタリング調査

主体：沖縄県環境保全課

内容：河口域および漁港内において、赤土などの堆積状況および生物生息状況などのモニタリング調査を実施し、経年変化の把握や赤土等流出防止対策の効果検証します。

主体：沖縄県環境保全課

内容：沖縄県内サンゴ礁域における栄養塩濃度のモニタリングおよびサンゴ礁生態系を健全に保全するために、石西礁湖内および石垣島周辺海域、西表島周辺海域を含む、沖縄県内各地に定点調査地点を設け、水質モニタリングを実施します。(分析項目：栄養塩類として全窒素および全リン、濁度)。

●赤土等流出実態調査

主体：沖縄県環境保全課

内容：石垣島および西表島において、陸域からの赤土等流出状況調査(時期は不定期)を実施し、陸域からサンゴ礁海域への流出量を推計します。また各種流出防止対策(グリーンベルトや沈砂池など)の対策効果の検証を行います。

●赤土等堆積状況調査

主体：沖縄県衛生環境研究所

内容：石垣島および西表島の河川およびこれら周辺海域と石西礁湖において、堆積した赤土などの堆積状況調査(SPSSおよびSPSS、時期は不定期)を実施し、赤土などの流出および堆積が、河川生態系およびサンゴ礁生態系に及ぼす影響を考察します。

●サンゴ礁攪乱要因調査

主体：環境省沖縄奄美自然環境事務所

内容：サンゴの生育に影響を与えると考えられる様々な環境ストレス(水温、塩分、栄養塩、シルトなどの堆積物など)および白化現象、台風による攪乱などの個々の事象について、関係機関との連携・役割分担のもと調査分析を行います。また、サンゴが成育できる好条件についても調査分析を行います。

●石西礁湖のサンゴ礁に流入する赤土の物理的・化学的・生物学的調査と影響評価

主体：静岡大学

内容：赤土がサンゴにどの程度影響するのか、赤土そのものか、あるいはそこに含まれるバクテリア・汚染物質あるいは栄養塩が、サンゴへの影響の程度を指標化し、行政に提言します。

- ・赤土に吸着しているバクテリア・マイクロプラスチック、栄養塩などの実態把握
- ・高水温下での上記の成分のサンゴへの影響評価の実験を行い、影響の定量的評価と関値を把握

●竹富町赤土等流出防止農地対策マスタープラン小浜島一帯の把握・検証

主体：大野 寿一

内容：小浜島における上記マスタープランによる事業の進捗および今後の計画について、日々のフィールドワークおよび施工業者への情報収集により確認します。

●赤土調査

主体：NPO法人夏花

内容：畑から流出した赤土の海底での堆積量を継続調査し、その動向とサンゴ礁の状態を調べます。年4回、ポイントを定めて潜水し、赤土を採取し、SPSS法で調査し、結果を公表します。

1-③サンゴ礁を守る活動の効果を知る

●GMC技術を用いたサンゴ成長促進

主体：エム・エム・ブリッジ(株)、日本防衛工業(株)、(株)シービーファーム、東京大学、(株)エコー

内容：2005年から実施しているGMC(高圧電磁波法)を用いたサンゴの成長促進技術研究・モニタリングを通じて得た知見を活かし、名護湾に設置した複数のサンゴ増殖圃のサンゴの効率的な増殖促進を行い石西礁湖のサンゴ回復への寄与を目指します。

●コーラルネットを活用したサンゴ保全活動

主体：りんばな、鹿島建設(株)、静岡大学

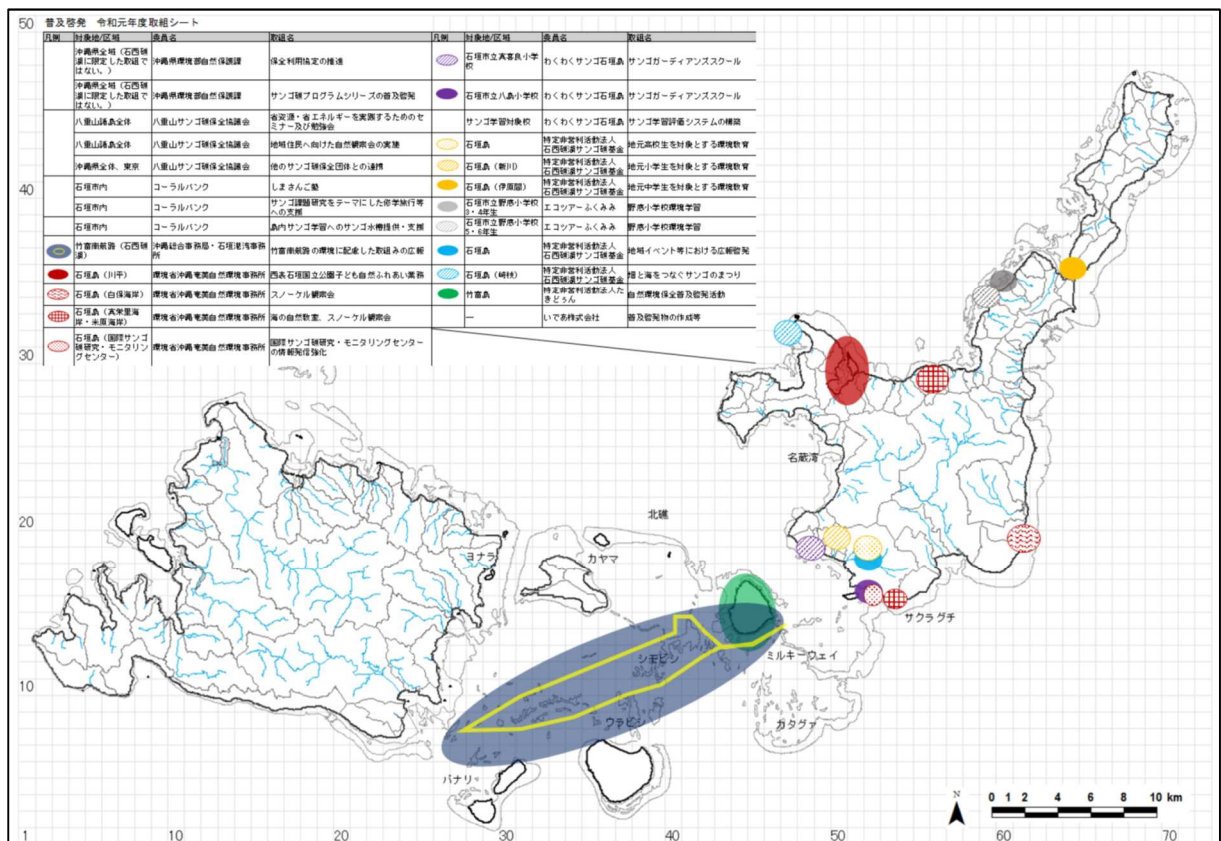
内容：浦底湾の①リーフエッジ付近の健全なサンゴ群集、②沿岸近くのサンゴ群集が回復しない2地点における物理環境(流れ・波・温度・光量など)や海底堆積物などの分析を行い、サンゴの生息環境評価(サンゴHSI)を行います。また、サンゴ群集の早期回復に向け、コーラルネットを設置し、移設したサンゴと海底面のサンゴの成長モニタリング、サンゴの生化学的分析から対策効果の検証を行い、得られた成果は石西礁湖のサンゴ群集の保全・再生につなげます。

行動計画の例(具体的に主体と内容が記載されている)

資料：石西礁湖自然再生全体構想行動計画 2019-2023 (2019.6 石西礁湖自然再生協議会)

普及啓発

委員名	取組名	実施状況	対象地/区域	目的	概要	実施者 (委託・連携)
エコツアーふくみみ	野底小学校環境学習	継続	石垣市立野底小学校5・6年生	身近な自然と環境問題に興味を持たせる。	ウミシヨウブをテーマとした環境学習の実施	エコツアーふくみみ（野底小学校）
特定非営利活動法人 石西礁湖サンゴ礁基金	地域イベント等における広報啓発	継続	石垣島	サンゴ礁の現状と、その再生を目指す活動についての理解を深める。	石垣港みなとまつり、石垣島まつり等に参加するほか、刊行物、SNSでの情報発信を行う。	石西礁湖サンゴ礁基金
特定非営利活動法人 石西礁湖サンゴ礁基金	畑と海をつなぐサンゴのまつり	継続	石垣島（崎枝）	サンゴ礁再生のためには陸域対策が重要であることの理解を深める。	赤土流出の少ない農業の作業体験等を行い、畑と海がつながっていることを実感していただく。	石西礁湖サンゴ礁基金 （崎枝公民館、石垣島をもっと元気にするプロジェクト）
特定非営利活動法人たきどうん	自然環境保全普及啓発活動	新規	竹富島	自然環境への意識向上	適正なモズク収穫・カラス被害に注意などのポスター掲示、島外者へは体験プログラム『素足で感じる竹富島』の開催、島内観光事業者へは、ビジターセンターを活用した環境意識向上レクチャー	特定非営利活動法人たきどうん （地縁団体法人竹富公民館）
いであ株式会社	普及啓発物の作成等	継続	—	サンゴ礁の恵みを伝えるためのパンフレットやポスターなどの普及啓発物等の作成を行う。	普及啓発物の作成やウェブサイトのシステム開発の受託実績を活かして、サンゴ保全の普及啓発に貢献する。情報収集を進める。	関係行政機関



協議会構成員の取り組み内容と場所の情報共有の例

資料：令和元年度の協議会委員の取組み予定（石西礁湖自然再生協議会）

3. 自然再生全体構想の作成

3-1. 自然再生全体構想とは

自然再生協議会は、自然再生基本方針に則して「自然再生全体構想」を作成し、個々の自然再生実施計画の上位の構想として、長期的な観点から地域における自然再生の全体的な方向性を示します。

解 説

全体構想は、地域の自然再生事業の指針となることから、作成にあたっては協議会において十分な協議を行うことにより、協議会のメンバーが目標や個々の活動の方向性を共有できるようにしましょう。

また、作成した全体構想は不変ではなく、自然環境の再生状況や自然再生事業のモニタリングの結果等を踏まえて、自然再生協議会が主体となって随時順応的に見直しを行っていくことが重要です。

なお、自然再生実施計画と異なり、全体構想の作成時や変更時に全体構想の写しを国や県に送付する規定はありません。（ただし、実施計画の作成時には、実施計画の写しと併せて全体構想の写しを国及び都道府県に送付する必要があります。）

3-1-1. 科学的知見の活用

全体構想の事前調査、作成、協議にあたっては、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得つつ、科学的な知見に基づいて行いましょう。

解説

全体構想の作成にあたっては、協議会において地域の自然環境に係る客観的かつ科学的なデータの収集や社会的状況に関する地域概況調査を実施するとともに、調査結果を科学的な知見に基づいて評価し、それらの結果を基にあらかじめメンバー内で十分な協議を行うことが必要です。

また、作成した全体構想についても、実行可能なより良い技術や方法が取り入れられているか否かの検討等を通じて、妥当性を検証することが重要です。

自然再生は順応的管理の考えで展開していくため、成果の見える化につながる指標や数値目標を設定することも重要です。自然再生協議会で調査の実施が難しい場合には、例えばモニタリングサイト1000の結果や、自治体が実施する市民意識調査の調査結果等を利用することも有効です。

後述する「3-8. 全体構想の見直し」で活動を振り返ることも視野にいて、継続して検証できる指標を設定することは重要です。

チェックポイント

- ☐ 全体構想作成にあたって、事前の調査は実施されていますか。
- ☐ 全体構想作成にあたって、事前の調査結果は評価されていますか。
- ☐ 全体構想作成にあたって、事前調査及び結果の評価に科学的知見が取り入れられていますか。
- ☐ 全体構想作成にあたって、実行可能なよりよい技術や方法が取り入れられるよう検討がなされていますか。
- ☐ 作成した全体構想の妥当性は検証されていますか。

3-2. 自然再生全体構想の構成

自然再生全体構想には次の4項目を含めることが法律に定められています。

- (1) 自然再生の対象となる区域
- (2) 自然再生の目標
- (3) 協議会に参加する者の名称又は氏名及びその役割分担
- (4) その他自然再生の推進に必要な事項

解説

上記の4項目を含んでいれば、全体構想の構成は各協議会の自主的な判断により定められていくことになります。

「(4) その他自然再生の推進に必要な事項」の項目も各協議会により定められるものですが、例えば、①目標達成に必要な自然再生事業の種類、②自然再生の状況の監視（モニタリング）に関する事項 ③自然再生に関連して行われる自然環境学習の推進に関する事項などが想定されます。

【参考】 自然再生全体構想の構成例

はじめに

第一章 自然再生の対象となる区域

第一節 対象区域

第二節 対象区域設定の考え方

第三節 対象区域の概況（自然環境の状況、社会的状況等）

第四節 対象区域の課題

第二章 自然再生の目標

第三章 目標達成のための取り組み

第一節 取り組みの種類と概要

第二節 モニタリング

第三節 維持管理

第四章 自然再生協議会の参加者

第一節 協議会の構成員

第二節 構成員の役割分担

第五章 その他の事項

別添資料

【目次の例①】八幡湿原自然再生全体構想

目 次

1	自然再生の目的	1
1.1	自然再生の目的	1
1.2	自然再生のコンセプト	2
2	自然再生の対象区域	3
3	自然再生の目標	4
3.1	目標設定にあたっての基本的な考え方	4
3.2	現存植生からの目標植生	4
3.3	植生遷移からの目標植生	5
4	協議会の参加者	6
4.1	協議会設置の経緯	6
4.2	協議会の参加者	6
4.3	協議会内の検討グループ	6
5	その他自然再生の推進に必要な事項	9
5.1	自然再生手法	9
6	役割分担	13
6.1	自然再生手法の具体的な手法に係る役割分担	13
6.2	維持管理における役割分担	14
6.3	環境学習について	16

目 次

1. 自然再生協議会の設立の目的	1
2. 現況と課題	2
3. 自然再生事業の対象エリア及びゾーン区分	33
4. 自然再生の基本方針とスローガン	35
5. 自然再生の目標	36
6. 目標を達成するための取組み	38
7. 役割分担と優先順位	40
8. 維持管理	42
9. 評価指標	43

【資 料】

1. 多々良沼・城沼自然再生協議会 委員名簿 (平成 23 年5月 13 日現在)
2. 多々良沼・城沼自然再生協議会会則

【目次の例③】竜串自然再生全体構想

竜串自然再生全体構想

目次

はじめに

第1章 竜串湾一帯の概要と自然再生の取り組みに至る経緯	1
（1）地域の概況	1
（2）竜串における観光開発の歩み	2
（3）竜串湾を取り巻く環境の変化	2
（4）竜串湾のサンゴ群集の特徴と移り変わり	3
（5）竜串における自然再生のはじまり	5
第2章 自然再生の対象となる区域	6
（1）対象区域（海域）	6
（2）関連区域（陸域）	6
第3章 竜串自然再生の目標	8
第4章 目標を達成するための取り組み	11
（1）沿岸生態系の保全と再生の取り組み	13
（2）自然と共生した活力ある地域づくりへの取り組み	20
（3）取り組みに係るモニタリングの実施	22
第5章 役割分担	23
（1）協議会委員や地域住民の果たす役割	23
（2）役割分担表	23
参考 自然再生の基本的な考え方と原則	25
（1）「自然再生」とは	25
（2）自然再生を実施するうえでの原則	25
語句の説明	28
竜串自然再生協議会委員名簿	31
竜串自然再生協議会設置要綱	32

3-3. 自然再生の対象となる区域

全体構想において、「自然再生の対象となる区域」は地域における客観的かつ科学的なデータを基礎として、できる限り具体的に設定する必要があります。

記載項目の例

- 協議会が設定した「自然再生の対象となる区域」については、地図等に明示しながら記載します。
- 対象区域を設定した根拠や理由は「対象区域設定の考え方」に記載します。
- 対象区域における自然環境の状況や社会的状況は、「対象区域の概況」に記載します。
- 自然再生事業を実施するにあたっての「対象区域の課題」を記載します。

解説

(1) 「自然再生の対象となる区域」検討における留意事項

▶ 自然再生の対象となる区域の範囲

「自然再生の対象となる区域」の範囲は、自然再生の内容によって異なることもあり、どのような区域を設定するのかといった具体的な基準等を設けていません。対象区域は、自然再生の目標や対象、合意可能な範囲等を踏まえて、協議会で決定していくことが重要です。

全体構想では協議会全体で取り扱う自然再生の対象となる区域の範囲を規定し、個々の自然再生事業の対象となる区域は実施計画において規定します。このため、全体構想における対象区域の範囲は、実施計画における対象区域より広く設定しても問題ありません。

【事例】 協議会の自然再生の対象となる区域の設定例

	協議会名	自然再生の対象となる区域
1	荒川太郎右衛門地区自然再生協議会(埼玉県)	荒川中流域の太郎右衛門橋下流約4km 区間(約50.4km～54.0km)
2	釧路湿原自然再生協議会(北海道)	釧路湿原をつくりだした釧路川水系の集水域(分水嶺から河口までのすべての流域)。面積は約25.1 万ha。
3	巴川流域麻機遊水地自然再生協議会(静岡県)	巴川の中流部、静岡駅の北方約5kmに位置する麻機遊水地。第1工区(約22ha)、第3工区(約55ha)、第4工区(約32ha)の総面積約109ha。
4	多摩川源流自然再生協議会(山梨県)	対象区域は多摩川流域全域に及ぶが、先ず、源流域の山梨県小菅村を中心に進める。
5	神於山保全活用推進協議会(大阪府)	東縁及び西縁を市道福田内畑線と府道岸和田港塔原線によって区切った面積約 180ha の範囲
6	椋原湿原地区自然再生協議会(佐賀県)	椋原湿原(佐賀県東松浦郡七山村池原字椋原)、昭和51年3月、佐賀県自然環境保全地域の指定範囲である特別地区8 ha、普通地区113 haの合計121 haの範囲
7	榎野川河口域・干潟自然再生協議会(山口県)	榎野川河口干潟(榎野川河口域から阿知須、岩屋にかけての山口湾に広がる干潟(約344ha))等
8	霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会(茨城県)	霞ヶ浦(西浦)中岸の田村揚排水樋管から戸崎1号排水樋管に至る区間(概ね西浦中岸6.0km～9.5km の区間)の湖岸域とする。陸側の区域は、堤脚水路を含む範囲とする。沖側は概ね湖岸から 100m 程度を対象区域とする。
9	くぬぎ山地区自然再生協議会(埼玉県)	川越市、所沢市、狭山市、三芳町の3市1町の行政界に位置する約152ha の平地林の区域
10	八幡湿原自然再生協議会(広島県)	広島県山県郡北広島町東八幡原の県有地約17.56ha
11	上サロベツ自然再生協議会(北海道)	主として、豊富町地内の国立公園である上サロベツ湿原とする。ただし自然再生に資する事業は、上サロベツ湿原区域の自然環境に直接的に影響を及ぼすことが考えられる範囲で実施できる。
12	野川第一・第二調節池地区自然再生協議会(東京都)	事業対象地区：野川第一調節池、第二調節池、野川(小金井新橋～二枚橋) 関連する地区：上記の対象地と関わりが深い、はけの森、武蔵野公園、及び過去に対象地区の水田へ給水していた湧水・用水路等
13	蒲生干潟自然再生協議会(宮城県)	国指定仙台海浜鳥獣保護区蒲生特別保護地区(49ha)及び、宮城県土木部が管理する緩衝緑地等(7.8ha)、合計58.4ha
14	森吉山麓高原自然再生協議会(秋田県)	秋田県北秋田市森吉山麓高原1-1(面積487.7ha)。森吉山頂の東部にあたり、ノロ川左岸と東又沢に挟まれた区域。
15	竹ヶ島海中公園自然再生協議会(徳島県)	海中公園地区をもっとも重要な対象区域とし、海中公園を囲む周辺の海域と、海部川、穴喰川、および野根川の3 水系の河川流域とその周辺地域を対象範囲とします
16	阿蘇草原再生協議会(熊本県)	熊本県阿蘇市及び阿蘇郡(南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村及び南阿蘇村)内の草原及びその周辺とし、過去に草原であった場所も含むものとします。
17	石西礁湖自然再生協議会(沖縄県)	■自然再生の対象となる区域 ①重要な区域：＜石西礁湖＞ 西表石垣国立公園の公園区域を参考に、東西約30km、南北20km で囲まれる礁湖内の海域(加屋真島、新城島、西表島東岸及び石垣島南東のサクラグチを含む海域)とする。 ②関連する区域：＜石垣島・西表島周辺海域(「重要な区域」と重複しない)＞ 石垣島及び西表島周辺海域のうち、概ね50mの等深線に囲まれる範囲を基本とし、西表島や石垣島の周辺に発達した湾や裾礁などを含むように設定する。 ■自然再生に関連する活動を行う区域：＜自然再生対象区域及びその周辺区域＞ 上記①及び②に囲まれる範囲の陸域とする。

18	竜串自然再生協議会(高知県)	(1)対象区域(海域) 竜串湾の西側に位置する城ノ岬の南端と、東側に位置する千尋崎の見残し湾から南西に延びる岬の先端を結んだラインの北側の区域(約320ha)。 (2)関連区域(陸域) 竜串湾に注ぐ三崎川および遠奈路川の流域に、竜串湾の西端に近く、竜串湾にも大きな影響を与えるものと考えられる宗呂川流域を加えた区域(約7,780ha)。
19	中海自然再生協議会(島根県・鳥取県)	境水道を含む中海本体(86.8km ²)と大橋川を除く中海に直接流入する河川の全集水域(595km ²)
20	伊豆沼・内沼自然再生協議会(宮城県)	栗原市、登米市内の5つの流域(荒川、八沢川、太田川、伊豆沼直接流入域、内沼直接流入域)を含めた伊豆沼・内沼流域(総面積5,265ha)
21	久保川イーハート自然再生協議会(岩手県)	概ね久保川流域の羽根橋から上流の立石地域まで
22	上山高原自然再生協議会(兵庫県)	上山高原エコミュージアムの圏域(上山高原及びその周辺集落、国有林等を含む約3,550ha)
23	三方五湖自然再生協議会(福井県)	三方五湖流域およびその周辺地域
24	多々良沼・城沼自然再生協議会(群馬県)	多々良川流域(1.7km ²)、孫兵衛川流域(5km ²)、鶴生田川流域(17km ²)
25	高安自然再生協議会(大阪府)	八尾市高安地域全域(約8km ²) (案)
26	北潟湖の自然再生に関する協議会(福井県)	北潟湖及び北潟湖に流入する河川の周辺地域 (案)

▶ 広域的な自然再生

地域の自然環境は流域の水循環や物質循環、野生生物の移動等を介して周辺地域と密接に関係していることから、地域の生態系の特性に応じて、周辺地域のつながりや流域単位の視点などの広域性も考慮しながら、対象区域を設定しましょう。(例：保全対象のほか、環境負荷の発生源と考えられる区域も包括して設定することがある。)

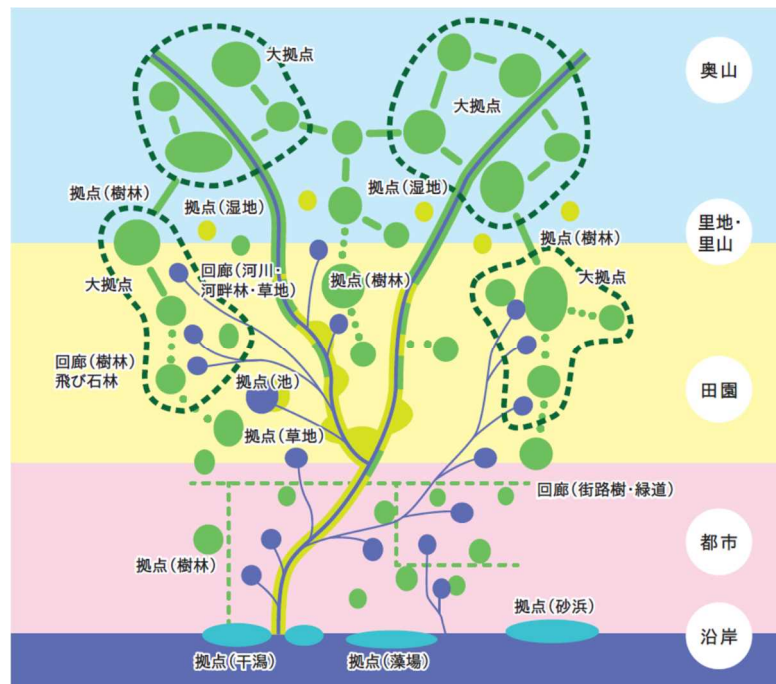
ただし、当初から大きな河川の上流から下流までのように区域を大きくした場合、関係者の合意を得て自然再生協議会を発足させるのが困難になる可能性もあります。このため、協議会の最初の立ち上げ時は関係者との話し合いが可能となる現実的な範囲から始めて、取り組みの進展に伴い対象区域を広げていく方法も考えられます。

広域的な視点による生態系ネットワークの考え方

生態系ネットワークとは、生物多様性が保たれた国土を実現するために、保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、これらを有機的につなぐ取り組みです。

森・里・川・海の自然のつながりは、国土レベルでの生態系ネットワークの基軸であり、その形成には関係する機関・団体等が積極的に連携して取り組む必要があります。

生態系ネットワークは、地域の自然環境を豊かにするとともに、地域振興や経済活性化につながるものとして期待されています。

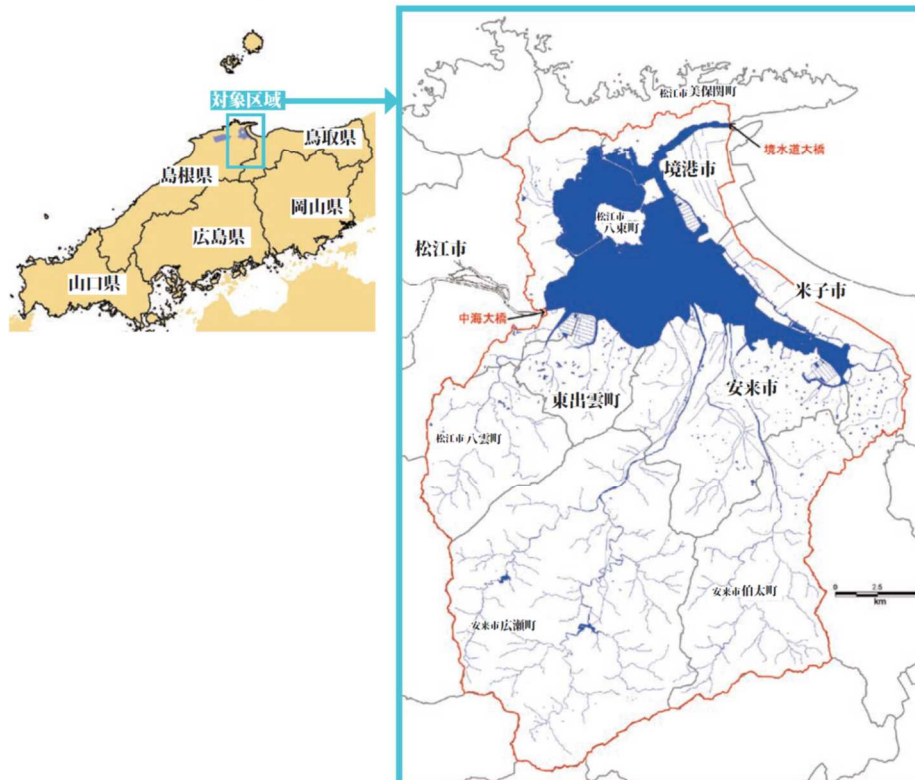


出所：あいち生物多様性戦略 2020（愛知県、2013）

▶ 自然再生の対象となる区域の範囲

【自然再生の対象となる区域の記載事例①】 中海自然再生全体構想

中海自然再生全体構想の対象区域は、境水道を含む中海本体(86.8km²)と大橋川を除く中海に直接流入する河川的全集水域(595km²)です。流域には、島根県松江市、安来市、東出雲町、鳥取県米子市、境港市が含まれます。



【自然再生の対象となる区域の記載事例②】 森吉山麓高原自然再生全体構想

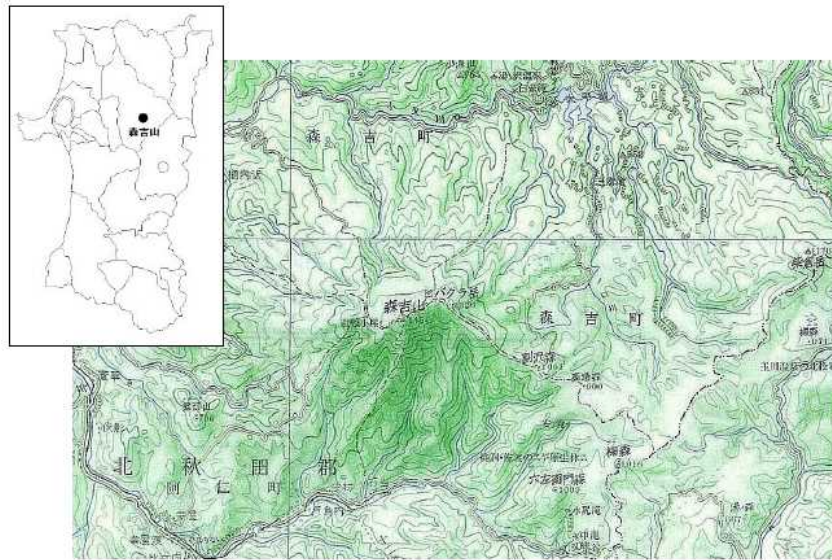


図1-1 森吉山位置図

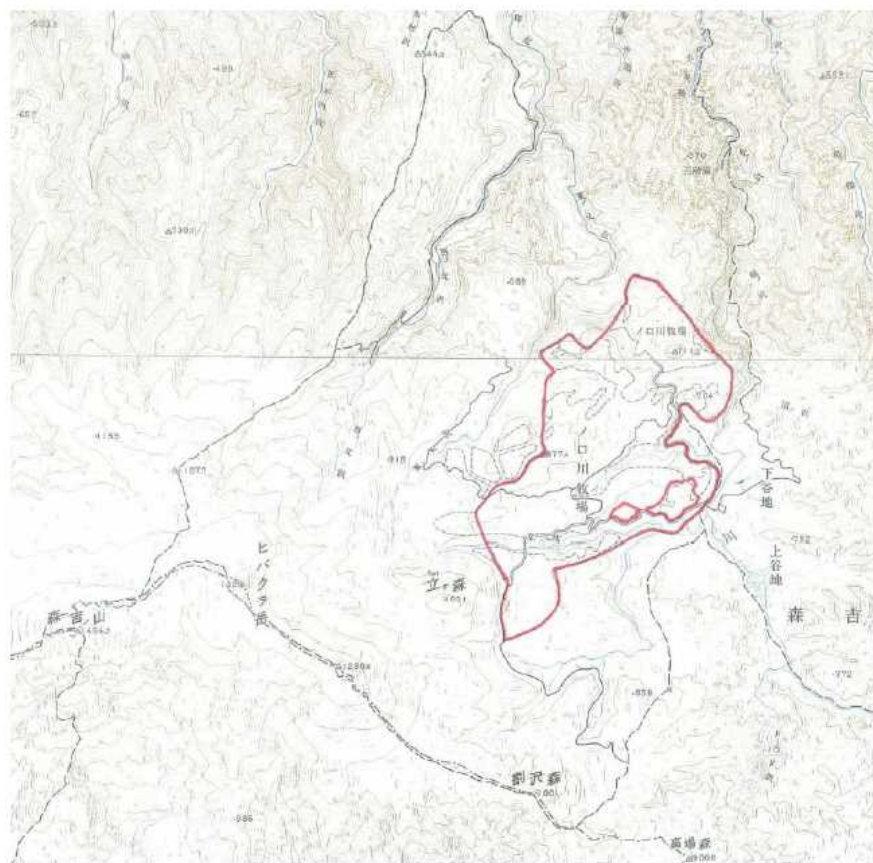


図1-2 自然再生の対象となる区域

2-1 対象地域

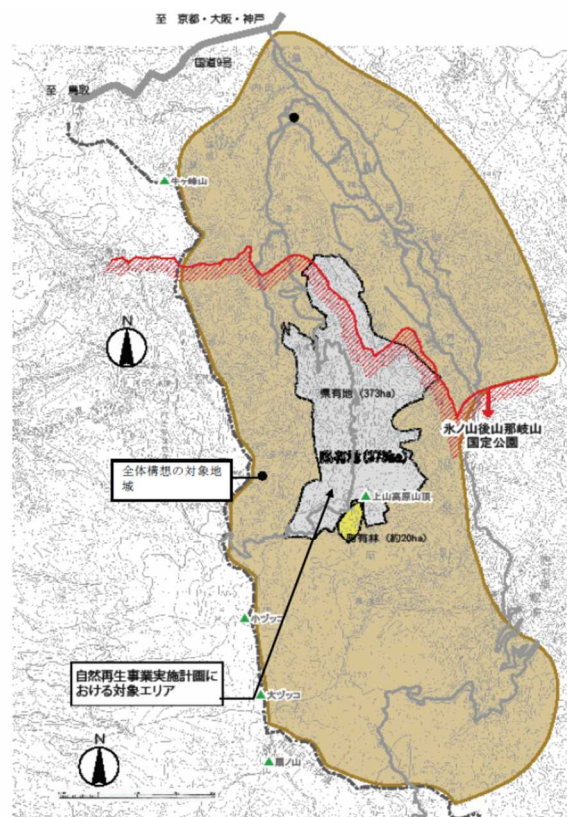
全体構想の対象地域は、上山高原エコミュージアムの圏域(上山高原及びその周辺集落、国有林等を含む約3,550ha)を対象地域とします。

このうち、自然再生事業については、高原部となる県有地(373ha)および町有地(約20ha)において進めていきます。

■ 位置、区域及び面積

位 置	区域概要		面積
兵庫県美方郡新温泉町	上山高原エコミュージアムの圏域		3,550ha
	本実施計画 対象範囲	県有地	(373ha)
		町有地	(約20ha)

位置図



■全体構想対象地域と自然再生事業実施地域

▶ 対象区域設定の考え方

対象区域を設定した考え方を記載します。自然再生の対象や目標との整合性、取り組みの広域化の検討、地域の合意の範囲や協議会での検討の経緯等の記載が想定されます。

▶ 対象区域の概況

対象区域の概況は、自然再生の対象区域や目標等の理解・認識に必要な情報について、事前の地域概況調査の結果を踏まえて、自然環境の状況や社会的状況について記載します。

記載項目は以下の例が参考になりますが、記載する分量によっては別途章や節を立てることも考えられます。ただし、事前調査の結果等地域の概況を必要以上に多く記載すると、その分全体構想の容量が大きくなり、読みにくい資料となる懸念もあります。記載する内容は、構想の説明に必要な最低限に説明にとどめて、地域概況調査の結果は別の参考資料でとりまとめるなどの工夫をしましょう。

表：対象区域の概況の記載項目

	記載項目例			
自然環境	・ 地形	・ 地質	・ 流況	・ 水質
	・ 気候	・ 景観	・ 動物相	・ 植物相
	・ 希少種			
社会的状況	・ 歴史	・ 風俗、風習	・ 人口の推移	・ 産業の状況
	・ 土地利用	・ 地域指定	・ 土地所有状況	
	・ 対象区域に関わる事業計画		・ 自然再生への取り組みの経緯	

▶ 対象区域の自然環境の課題

自然再生は過去に損なわれた自然環境を取り戻すことを目的としており、自然再生を進める上では、対象区域の自然環境の課題の整理は不可欠であり、多くの既存の協議会において章や節を設けて課題について記載しています。

課題については、相関図や系統図等を活用しながら、課題同士の関連性にも留意して整理することにより、その構造が把握しやすくなるでしょう。



- ☐ 全体構想に自然再生の対象となる区域は明示されていますか。

【自然環境の課題同士の関連性の記載事例①】 多々良沼・城沼自然再生事業全体構想

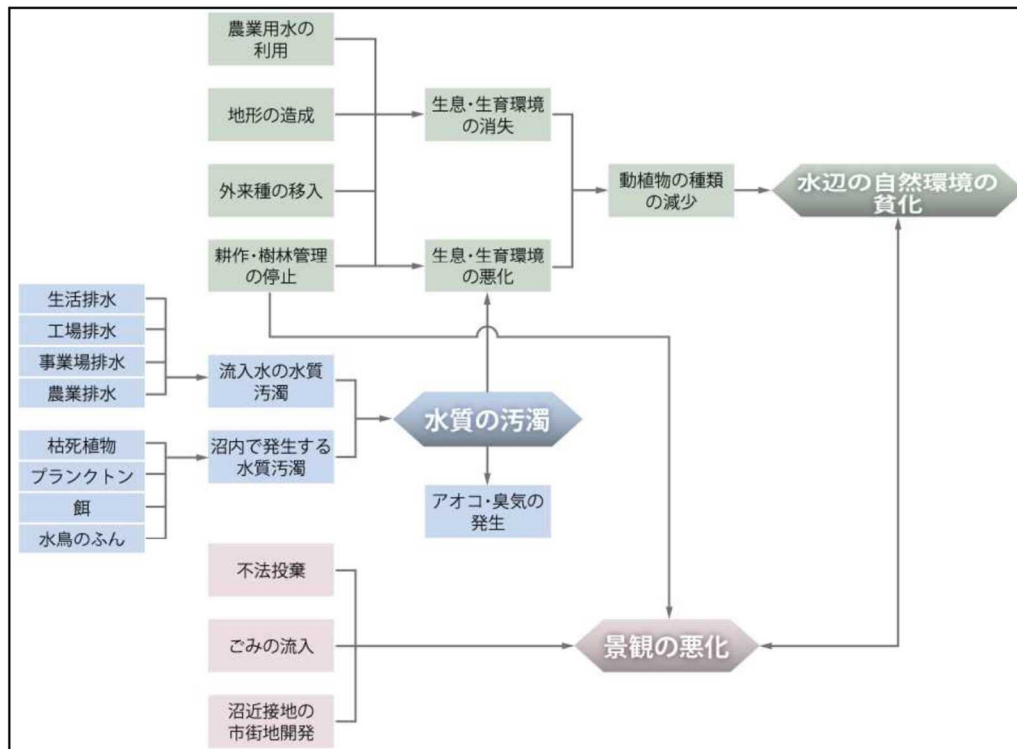
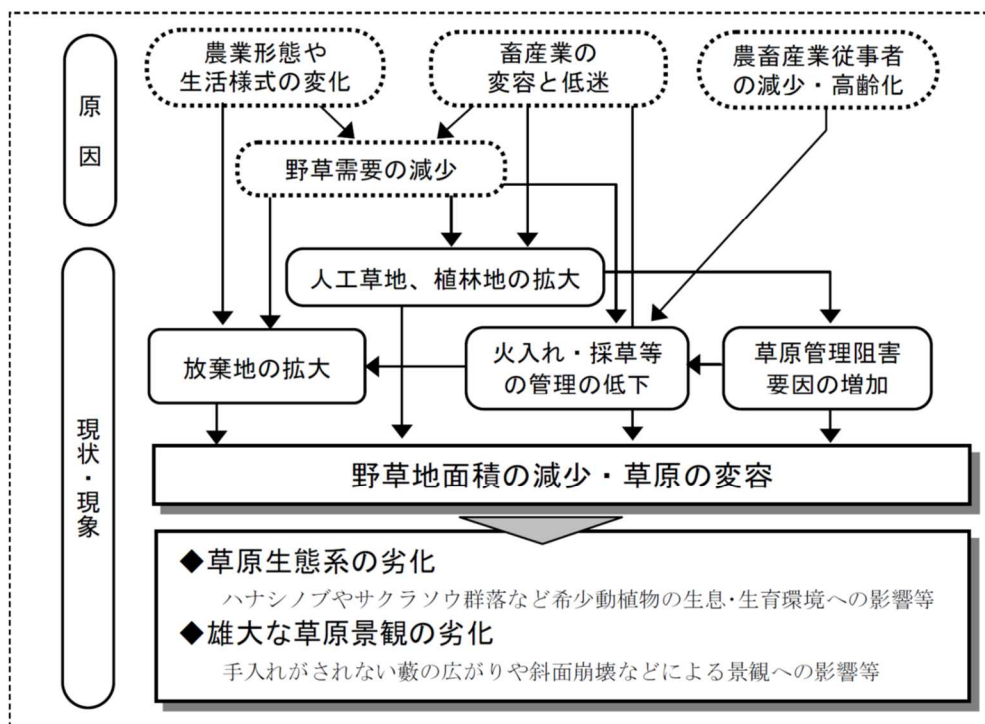


図-23 多々良沼・城沼の現状の課題の関連

【自然環境の課題同士の関連性の記載事例②】 阿蘇草原再生全体構想

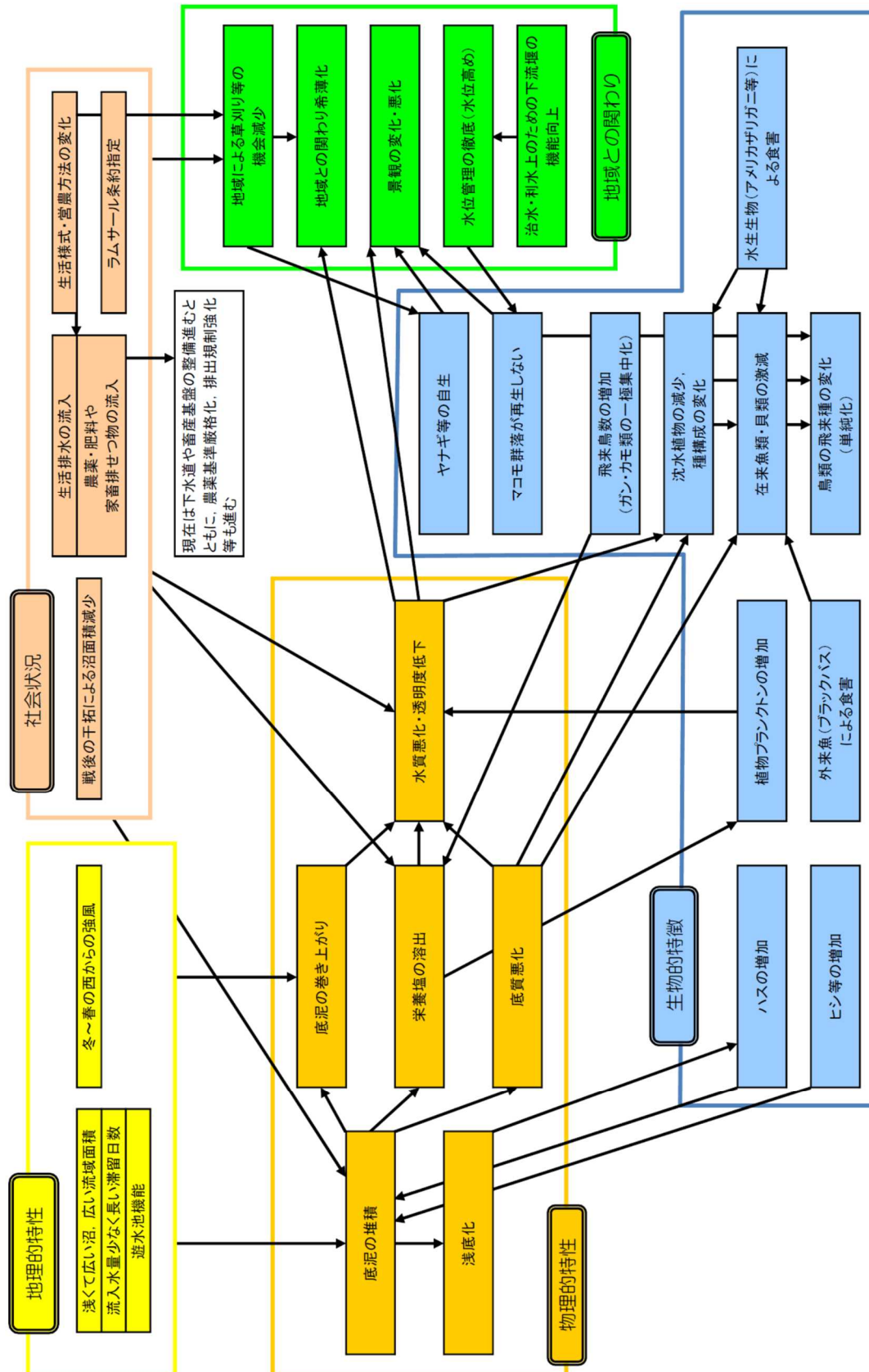
阿蘇の草原の現状



【自然環境の課題同士の関連性の記載事例③】 伊豆沼・内沼自然再生全体構想

(4) 各課題連関図

伊豆沼・内沼の現状と課題の関連図を図式化すると、以下のとおりである。



3-4. 自然再生の目標

全体構想においては、対象区域における自然再生の目標を、地域における客観的かつ科学的なデータを基礎として、できる限り具体的に設定する必要があります。

記載項目の例

- 地域の自然環境の課題や変遷の分析を踏まえて、「自然再生の目標」をわかりやすい形で記載します。

解説

(1) 「自然再生の目標」検討における留意事項

- ▶ 自然再生の目標の設定にあたっては、地域における客観的かつ科学的なデータを基礎とし、地域の自然環境の変遷や課題の分析を踏まえて検討を行いましょう。例えば、「過去の特定の時期の状況を目標とする」や「地域の特徴的な種や生態系の状態に着目して目標を設定する」などの方法が考えられます。
- ▶ 過去の特定の時期の自然の状態を目標とする場合には、当時の状況を把握できる資料（調査結果、文献、写真等）を整理する以外に、時には古文書や地域の長老へのヒアリング等を通じて明らかにすることも効果的です。
- ▶ 持続的に良好な状態を維持することが技術的にも社会経済的にも実現可能な自然環境を自然再生の目標として設定しましょう。
- ▶ 自然再生の目標は、地域の社会的条件や自然環境の現況や過去の状況等に応じて柔軟に定められるべきであり、個々の自然再生事業予定地の範囲という観点だけでなく、ある程度まとまりのある地域全体の目標として定めるという観点も重要です。
- ▶ 自然の復元力やサイクルを踏まえた持続可能性を考慮して、長期及び短期の目標を設定することも有効です。

第3章 石西礁湖自然再生の目標

石西礁湖自然再生では、長期目標（達成期間：30年）と短期目標（達成期間：10年）を次のとおり定めることとします。

長期目標:人と自然との健全な関わりを実現し、1972年の国立公園指定当時の豊かなサンゴ礁の姿を取り戻す。

短期目標:サンゴ礁生態系の回復のきざしが見られるようにする。そのために環境負荷を積極的に軽減する。

このうち、長期目標は、「誰もがイメージしやすい、共有したい自然の姿」を示しています。石西礁湖の写真など、1972年当時の様子を知ることができる資料や情報は多くは残っていませんが、サンゴのない場所を探す方が大変であったという話を聞きます（写真6）。

なお、長期目標のイメージを描いてみると、図3-1のような感じでしょうか。



図 3-1 未来の石西礁湖のイメージ（石西礁湖自然再生マスタープランより）

- ▶ 自然再生の目標を対象区域の自然再生に関わる人々の「共通の希望・理想の姿」のように大きな目標で表現することで、関係者・地域住民の理解・認識が進むことがあります。ただし、そうした大きな目標だけでなく、進捗状況をモニタリングできるよう、指標種（目標生物）を設定するなどして、具体的な数値目標も設定することが必要です。

【大きな目標で表現した事例】 伊豆沼・内沼自然再生全体構想

(1) 目指すべき伊豆沼・内沼の姿

伊豆沼・内沼の将来像

- 水環境が改善され、沈水植物（マツモ、クロモ等）や浮葉植物（ヒルムシロ、ジュンサイ、ヒツジグサ等）など豊かな水生植物群落が広がり、それらを生息環境とするエビ類などが回復した伊豆沼・内沼
- 多種の水鳥・渡り鳥（ガン・カモ類）をはじめとし、在来魚介類（ゼニタナゴなど）、昆虫類など、多様な生物が生息する伊豆沼・内沼
- 周辺の農村環境や地域の人々の生活と共存し、湿地環境、湿原景観が次世代に継承されていく伊豆沼・内沼

※ 伊豆沼・内沼の将来像は、全体構想期間中に必ず達成しなければいけない評価目標というよりは、伊豆沼・内沼の自然再生に関わる人々の「共通の希望・理想の姿」として表現しています。

(2) 将来像実現に向けた基本理念とキャッチフレーズ

＜伊豆沼・内沼自然再生推進の基本理念＞

- ① 自然再生に当たっては、湖沼生態系の保全と回復を第一とする
- ② 人の活動と自然環境とが調和した二次的自然として望ましい姿を目指す
- ③ 自然環境の保全に十分配慮しながら、環境教育の素材として、また地域活性化の資源として、伊豆沼・内沼の賢明な利用*を推進する
- ④ 多様な主体が協働しながら一丸となって伊豆沼・内沼の自然再生に取り組む

＜キャッチフレーズ＞

伊豆沼・内沼らしさの回復

～かえってこい、ひと、みず、いきもの～

（人々に愛され親しまれるとともに、様々な生物が生息していた頃の伊豆沼・内沼へ再生しようという思いを表したもの。）

三方五湖自然再生全体構想

4.2 三方五湖流域とその周辺地域における自然再生の目標

三方五湖の豊かな自然は、周辺にすむ人々との関わりあいの中で守られてきました。三方五湖の自然再生は「自然の再生」を基盤に、自然と人のつながりや人と人とのつながりの再生を通じた「元気な地域」づくりを目指します。

三方五湖自然再生のビジョン

湖と里をとりまく自然と人のつながりの再生

かつての生きもののにぎわいと、人のにぎわいを取り戻すため、

先人の知恵と努力に感謝し、

湖と人、人と人の関わりを見直しながら、

将来にわたって三方五湖の恩恵を受けることができる誇りある地域社会を実現します。

〔3つのテーマと目標設定〕

■テーマ1 多様な魚介類がすみ、水鳥が羽ばたく水辺の再生と保全

目標設定

- 目標 1 三方五湖の湖岸では、治水機能を保ちながら、多様な生きものを育む自然豊かな水辺を取り戻します。
- 目標 2 湖岸から周辺里地では、ラムサール条約登録の理由となった魚類、多様な貝類、トンボ類、両生類、水鳥などや水草を育む水辺を取り戻します。
- 目標 3 フナやナマズが田んぼで産卵する姿がみられるように、湖～田んぼの生きもののつながりを取り戻します。
- 目標 4 自然豊かな水辺のシンボルとして、湖と田んぼを往来する水鳥の姿と豊かな魚類相が支える海ワシが舞う空を取り戻します。
- 目標 5 外来生物の姿が少ない水辺を目指します。
- 目標 6 三方五湖本来の水質浄化作用を回復させ、健全な水環境を取り戻します。
- 目標 7 里山から湖へと続く、三方五湖流域全体の保全・管理を図ります。

■テーマ2 「三方五湖」の自然を活かした地域のにぎわい再生

目標設定

- 目標 8 福井県内外で「ラムサール条約湿地・三方五湖」の知名度を高めます。
- 目標 9 三方五湖での魚介類の資源を高い水準で回復させ、魚介類の需要を向上し、安定的で持続可能な漁業を目指します。
- 目標 10 環境配慮型で、誰もが取り組みやすい農法の研究・普及を図ります。
- 目標 11 「三方五湖」を冠した魚介類・農作物などを活かした商品を四季を通じて流通させます。
- 目標 12 「三方五湖」を冠したエコツアーを年間を通じて開催します。
- 目標 13 三方五湖での環境浄化や漁業・農業とそれを活かした加工業、サービス業での就業意欲が高まる事業を創出します。

■テーマ3 生活の中で受け継がれてきた湖の文化の伝承

目標設定

- 目標 14 四季折々に美しく、心安らぐ湖の風景を取り戻します。
- 目標 15 子どもの遊び声がにぎやかな水辺を取り戻し、子どもの頃から湖とふれあう機会を増やします。
- 目標 16 子どもたちが、三方五湖や周辺地域における伝統的な漁法や昔ながらの農法を体験・見学する機会を増やし、伝承します。
- 目標 17 子どもたちが、三方五湖や周辺地域の田んぼや水辺での環境教育活動に参加する機会を増やします。
- 目標 18 三方五湖について誰もが知り学べ、保全活動に参加できる場、機会を増やします。
- 目標 19 三方五湖の魚介類などの地域の食文化を掘り起こし、これを活用した地域行事が各地で開催されるようにします。
- 目標 20 三方五湖や周辺地域の自然や文化の素晴らしさを伝えるリーダーを育てます。

【ゾーンごとに目標を設定した事例】 上山高原自然再生全体構想

表 1 目標植生

	現状の植生	植生の 現状と面積	目 標		備 考	
			植 生	対象面積		
草原ゾーン (60ha)	ススキ群落	上山山頂、キャンプ 場跡、石碑周辺 (2.65 ha)	ス ス キ 草 原 へ 推 移 帯 へ	34.4ha	○イワシの狩り場 ○ススキ草原の景観 的価値	
	チマキザサ群落	上山山頂周辺 (19.79 ha)				
	ミズナラークリ群集ワラ ビ下位単位 (低木林)	上山山頂周辺 (15.37 ha)				
		集落から山頂への道 沿い (14.63 ha)		6.5ha		
	ミズナラークリ群集タン ナサワフタギ下位単位 (高木林)	集落から山頂への道 沿い (2.5 ha)				
森林ゾーン (313ha)	ミズナラークリ群集タン ナサワフタギ下位単位 (高木林)	斜面下部・谷筋 (121.75 ha)	ブ ナ を 主 体 と す る 落 葉 広 葉 樹 林 へ ス ギ 林	306ha	○ツキノワグマの生息 地 ○冷温帯の生物 多様性 ○尾根筋のミズナ ラ林はイワシの餌場	
	ミズナラークリ群集ワラ ビ下位単位 (低木林)	対象地南部・ブナ林 を横断する形で分布 (7.48 ha)				
	ブナ・ヒメアオキ 群集	東部斜面、谷、南側 (61.79 ha)				
	チマキザサ群落	南北にブナ林を横断 する形で分布 (2.90 ha)		20ha		
	スギ・ヒノキ群落	分収造林地 (62.88 ha)				
		一般の人工林 (35.70 ha)				
		町有林 (約20 ha)				
	アカマツ・ユキグニミツ バツツジ群落	尾根部に小面積 (12.37 ha)	アカマツ林 (極相林)	12.37ha		○植林地
	トチノキー ジュウモンジシダ 群落	小又川溪谷沿い (3.95 ha)	トチノキ林 (極相林)	3.95ha		○貴重な動植物 の生息地

【事例】 協議会の自然再生の目標の設定例

全体構想名	自然再生の目標の設定事例
釧路湿原自然再生全体構想 ～未来のこどもたちのために～	この地域に本来生息している生きものたちが絶滅することなく生きていける環境、そして私たちの暮らしに豊かな恵みをもたらす「水と緑の大地」を取り戻す。 1. 湿原生態系の質的量的な回復(生物環境) 2. 湿原生態系を維持する循環の再生(物理・化学環境) 3. 湿原と持続的に関われる社会づくり(社会・経済環境)
巴川流域麻機遊水地自然再生全体構想	良好な生態系(環)、里地里山環境にあった人と自然との共生(和)、そして周辺の自然とつながり(輪)を取り戻し、後世に伝えるために『生命いのちにぎわう わ(環・和・輪)の湿地麻機』を目指す。 目標1:『良好な水環境の再生』(全体) 目標2:『在来種の保全と生態系のバランスを保つ』(環) 目標3:『人と自然との持続的な関わりづくり』(和) 目標4:『周辺とのネットワークづくり』(輪)
樺野川河口域・干潟自然再生全体構想	そこに生息する多様な生物群集により、生態系内における良好な物質循環が円滑に進み、干潟等が有する生物生産機能、生物生息機能、水質浄化機能及び親水機能などの多面的機能が高いレベルで持続的に保たれる状態、すなわち、人が適度な働きかけを継続することで、自然からのあらゆる恵みを持続的に享受できる場、いわゆる『里海』の再生を目指すこと。 ※さらに「具体的な目標」として、7区域のゾーニングごとと、全区域共通の目標(目指す状態)を具体的に設定(省略)
「命の環 つなげる」八幡湿原自然再生全体構想	キャッチフレーズ「命の環 つなげる」 ① 牧場造成前の昭和30年代前半頃の湿原生態系の再生を目指す。 ② 現在も湿地が残っている場所及び以前湿地が見られた場所はマアザミ群落やヌマガヤ群落に誘導する。地表水の多い場所はヨシ群落等に誘導する。 対象区域北部や水路沿いなどの湿潤な場所は、ハンノキ群落に誘導する。特に対象区域北部ではまとまったハンノキマアザミ群落を再生する。 ③ 対象区域内の湿地と連続する乾燥地は、ススキ草地を維持する。 対象区域内の臥竜山の森林と連続する森林は、当面ミズナラ林へ誘導する。
森吉山麓高原自然再生全体構想	ア 短期的な目標(今後30年間の取り組み……造成期) 森林の連続性に配慮しつつ、無立木地を出来るだけ少なくする。 イ 中期的な目標(50年後の森林の姿……人の手から自然力へ) 人為的な森林管理の目標はこの頃までとし、以後は出来るだけ自然の営みに遷移を委ねる。 ウ 長期的な目標(100年後、そしてそれ以後の望ましい森林の姿……自然に近いブナ林の再現) 森の再生により、人々が森林を楽しむ空間が増えると同時に野生動物がより多く生息できることになり、森林浴、自然観察など、人と自然との新たな関係が構築され、県民と行政の協働による様々な活動が行われる。
阿蘇草原再生全体構想 阿蘇の草原を未来へ	<目標> 草原の恵みを持続的に活かせる仕組みを現代に合わせて創り出し、かけがえのない阿蘇の草原を未来へ引き継ぐ。 <目指す姿> ・暮らしに恵みをもたらす草原 ・人と生き物が共生する草原環境 <分野別目標> ①美しく豊かな草原の再生 ②野草資源でうろうおう農畜産業の再生 ③草原に囲まれて人々が生き生きと暮らす地域社会の再生
中海自然再生全体構想	<自然再生全体目標> 「よみがえれ、豊かで遊べるきれいな中海」を合言葉に、豊かな汽水湖の環境と生態系、そして心に潤いをもたらすきれいな自然を取り戻し、かつての中海の自然環境や資源循環を再構築する。 <5つの推進の柱(大きな目標)> 1)水辺の保全・再生と汽水域生態系の保全 2)水質と底質の改善による環境再生 3)水鳥との共存とワイズユース 4)将来を担う子ども達と進める環境学習の推進 5)循環型社会の構築
久保川イーハート自然再生事業全体構想	当該地域の望ましい里地里山の姿を「久保川イーハート」&名づけ、そこに残された生物多様性やそれを支える人の営みを適切に評価するとともに、生物多様性を脅かしている要因については、保全生態学を基礎とした科学的なモニタリングと検討にもとづき、ていねいに取り除くことで、積極的に生物多様性を再生し、恵み豊かな里地里山の自然を次世代に引き継ぐことを全体の目標にする。

（２）「自然再生の目標」等の記載における留意事項

▶ 具体的な数値目標の記載に努めましょう

自然再生の目標は、地域における客観的かつ科学的データを基礎として、事後のモニタリングの実施により、必要に応じて計画を見直すなど「順応的管理」を行うために、できる限り具体的な数値目標で記載しましょう。

【事例】 数値目標を設定した事例

（竹ヶ島海中公園自然再生全体構想）

海中公園指定当時、エダミドリイシの高被度群集のあった範囲に設けられたモニタリング区画において、サンゴの被覆率が50%以上あり、その内のエダミドリイシの優占率が60%以上であること。

（上山高原自然再生事業全体構想）

上山高原及び周辺地域において、ススキ草原約35haを維持し、ブナを中心とした落葉広葉樹林の森約306haを再生すること。

▶ わかりやすい記載に努めましょう

地域住民等多くの人が全体構想を読み、自然再生の目標を認識・理解できるように、イメージ図等を活用しながら、専門家でなくても理解できるようなわかりやすい文章で記載しましょう。

【事例】 ワンフレーズ・スローガン等を活用して目標を記載した事例

目標（将来像）を一言（キャッチフレーズ、スローガン等）であらわします

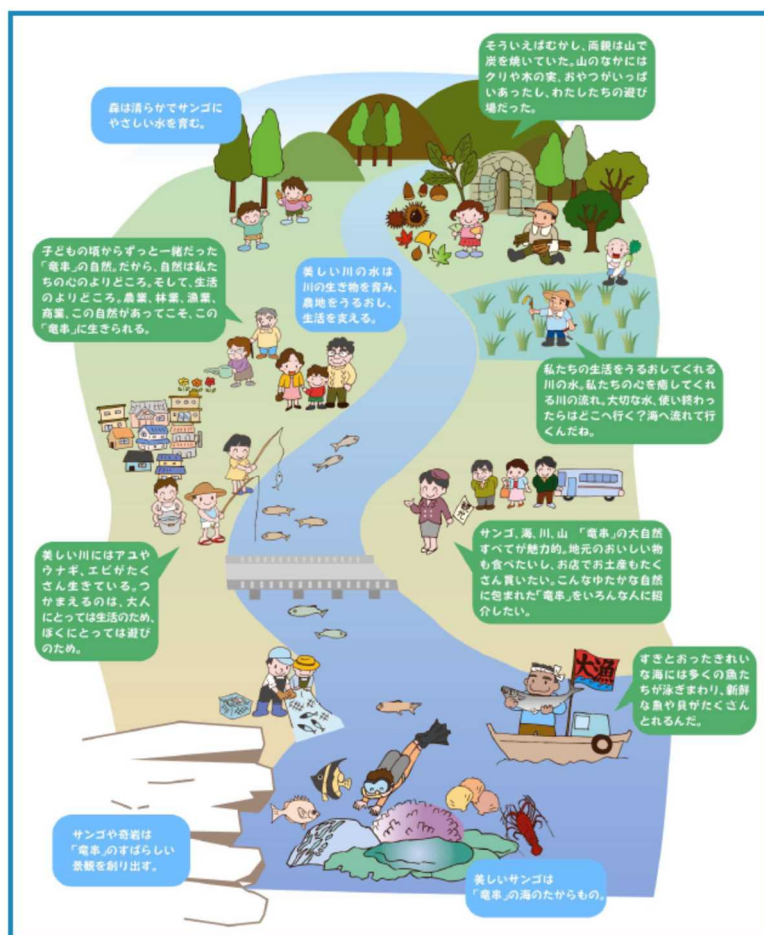
（多々良沼・城沼自然再生協議会全体構想）

「人と沼の絆の創造と再生」

（巴川流域麻機遊水地自然再生全体構想）

「生命にぎわうわ（環・和・輪）の湿地麻機」

【イメージ図や概念図を活用して目標を記載した事例】 竜串自然再生全体構想



✓ チェックポイント

☐ 全体構想に自然再生の目標は明示されていますか。

3-5. 目標達成のための取り組み

「その他自然再生の推進の必要な事項」として、自然再生の目標を達成するために必要な取り組みの概要を記載します。取り組みの概要を元に事業の具体的な内容を「自然再生事業実施計画」に定めていくことになることから、ほとんどの協議会で取り組みの概要が記載されています。

記載項目の例

- 自然再生の目標を達成するために必要となる、自然再生事業や自然再生に関連する活動等の「取り組みの種類と概要」を記載します。
- 自然再生事業の実施中及び実施後において、事業の進捗状況や効果を測るために実施する「モニタリングの概要」を記載します。
- 自然再生事業の実施後、自然環境を良好に維持するための「維持管理の概要」を記載します。

解説

(1) 「自然再生事業等の取り組みの種類と概要」検討における留意事項

- ▶ 地域の課題や自然再生の目標を踏まえて、実施する自然再生事業や自然再生に関連する活動等の「取り組みの種類と内容」を検討しましょう。自然再生基本方針を参考にして、様々な視点から検討することが重要です。

【事例】 目標達成に向けた、自然再生の視点と関連した取り組みの例

視点的例：自然環境の保全と再生

<取り組みの例〔協議会名(略称)〕>

- ▶ 旧流路の保全〔荒川太郎右衛門〕
- ▶ 河川本来のダイナミズムの回復・復元（蛇行した河川形状、川の自然状態の氾濫状況を復元）〔釧路湿原〕
- ▶ 表土の保全と土の持ち込みに関するルールづくり〔巴川〕
- ▶ 地域本来の自然植生（郷土種）を育てる。〔神於山〕
- ▶ 適正な本数密度、針広混交林など、生態的に健全な樹林への誘導を図る。〔神於山〕
- ▶ 周辺森林の水源涵養能力の向上等〔樫原湿原〕
- ▶ 村道・駐車場部分の湿地再生〔樫原湿原〕
- ▶ 砂質土による客土を行い、干潟を再生する。〔樫野川〕
- ▶ 湖岸景観を保全・再生する。〔霞ヶ浦〕
- ▶ トラスト等による平地林の保全〔くぬぎ山〕
- ▶ 幹線導水路及び補助導水路の設置〔八幡湿原〕
- ▶ ササの侵入抑制対策〔上サロベツ〕
- ▶ 多様な水環境を整備するため、現在身近にある水資源を有効に活用し、良質な水と必要な水量を確保する。〔野川〕
- ▶ 越波防止堤の延長〔蒲生干潟〕
- ▶ 人工干潟の創出（滞筋の掘削、堆積砂の除去）〔蒲生干潟〕
- ▶ 森林の連続性に配慮し、無立木地を少なくするために、島となる箇所を重点的に、森林の造成を行う。〔森吉山麓〕
- ▶ 海水交換の促進（外北防波堤の改良、浚渫や海底の転石除去など）〔竹ヶ島〕
- ▶ 「徳島県公共事業環境配慮指針」等の遵守〔竹ヶ島〕
- ▶ 野草採草面積の拡大〔阿蘇草原〕

- ▶ 異常気象対策（省エネ、省資源等の温暖化防止対策）〔石西礁湖〕
- ▶ 環境に配慮した構造物（サンゴ等が付着・成長しやすい防波堤等）の設置〔石西礁湖〕
- ▶ 保護区等の指定の検討〔石西礁湖〕
- ▶ 漁網・ロープなどの海底ゴミの除去〔竜串〕
- ▶ 濁りが出ない災害に強い森づくり（災害による山腹崩壊の復旧と植生の導入）〔竜串〕
- ▶ アマモ場の保全と再生（繁殖技術の開発と復元面積拡大のための藻場再生）〔中海〕
- ▶ シギ・チドリの中継地の保全・再生と休耕田の有効利用（未利用農地を冬季湛水田へ。飼料水稻などを栽培）〔中海〕
- ▶ 水生植物（ヨシ、ハス、マコモ等）の適正な管理〔伊豆沼・内沼〕
- ▶ 湖沼内負荷対策（栄養塩類の沼外持ち出し、滞留防止対策、底泥対策）〔伊豆沼・内沼〕
- ▶ 里地里山環境の保全・再生（放棄された雑木林などの再生、休耕田や溜池跡などを利用した湿地再生）〔久保川〕
- ▶ 農地の保全（棚田オーナー制度など）〔上山高原〕
- ▶ ゴミゼロ活動の実施〔三方五湖〕
- ▶ 排出汚濁負荷量の絶対量の削減（食器汚れ等の拭き取り、水鳥等への餌付け記録・データの公開と適正化など）〔多々良沼・城沼〕
- ▶ 自然浄化機能の活用（隙間浄化システム、落差工、浄化植物の植栽・刈り取りなど）〔多々良沼・城沼〕
- ▶ 北潟湖湖畔の水辺移行帯（エコトーン）の再生〔北潟湖(案)〕

視点の例：自然環境の維持管理

<取り組みの例〔協議会名(略称)〕>

- ▶ 利用に関するルールづくり・対策の実施〔巴川〕
- ▶ 人と山とのかかわりを再生する。〔多摩川源流〕
- ▶ 森林の整備・管理を適正かつ継続的に行うため、効率的な路網の整備を図る。〔神於山〕
- ▶ 平地林管理計画の策定〔くぬぎ山〕
- ▶ 基盤管理（堰堤等、幹線導水路、補助導水路の維持・補修および日常的な調整・管理。定期的なノイバラ等の伐採）〔八幡湿原〕
- ▶ 維持管理・モニタリング等を行う、管理運営団体（仮称）を組織する。〔野川〕
- ▶ 鳥獣保護区特別保護区の監視〔蒲生干潟〕

視点の例：多様な主体の参加と連携

<取り組みの例〔協議会名(略称)〕>

- ▶ 流域の市民や民間からの支援など森林ボランティアによる共生林の森づくりを進める。〔多摩川源流〕
- ▶ 保全や再生に住民が参加できる仕組みづくりや産学官民のネットワークづくりを行う。〔榎野川〕
- ▶ 防災活動と自然環境保全活動の融和〔竹ヶ島〕
- ▶ 水環境修復のための技術集約拠点の創出〔中海〕
- ▶ 中海環境データベースの構築（大学や行政機関が保有するデータベースの有効利用）〔中海〕

視点の例：科学的知見に基づく実施

<取り組みの例〔協議会名(略称)〕>

- ▶ 土砂の生産・流送・堆積メカニズムの把握〔釧路湿原〕
- ▶ エダミドリイシの特性把握〔竹ヶ島〕
- ▶ 社会学的調査研究（地域の文化や経済、利用状況、利用によるサンゴ礁への影響等）〔石西礁湖〕
- ▶ サンゴ再生手法の調査研究の推進〔竜串〕
- ▶ 改修や利水のための河川等の構造変更による影響の調査・把握・分析〔多々良沼・城沼〕
- ▶ 水質の調査研究の推進と目標値の設定〔北潟湖(案)〕

視点の例：順応的な進め方

<取り組みの例〔協議会名(略称)〕>

- ▶ 事業の実施後は、効果等を確認するため環境モニタリングを実施する。〔榎野川〕
- ▶ 水路改修・水路撤去した場所の水文モニタリング調査〔八幡湿原〕
- ▶ モニタリングの結果を踏まえて、必要に応じて森林の育成方向について検討する。〔森吉山麓〕
- ▶ 事業の評価（取り組みの進捗管理、手法の見直し等）〔石西礁湖〕

視点の例：自然環境学習の推進

<取り組みの例〔協議会名(略称)〕>

- ▶ 小菅村の食文化を再生し、これからの食育教育へ発展させます。〔多摩川源流〕
- ▶ 古道や民俗、祭りや歳時記など源流文化を再生し、先人の知恵と技を学ぶ体験教育を構築する。〔多摩川源流〕
- ▶ 泥遊びなど泥と直接触れ合える場を区画設定する。〔榎野川〕
- ▶ 霞ヶ浦環境科学センターとも連携した、学習等の場として活用する。〔霞ヶ浦〕
- ▶ 観察施設の設置〔蒲生干潟〕
- ▶ 自然環境学習と地域と都市の交流（農業体験、歴史自然学習、自然学校などのエコ・ツアーなどを実施）〔高安(案)〕

▶ 定例的な野鳥観察会・生きもの観察会・自然観察会の開催等〔北潟湖(案)〕
視点の例：地域の産業と連携した取り組み
＜取り組みの例〔協議会名(略称)〕＞ ▶ 自然と共生した農業の振興により、安全・安心な牛乳、農産物等のブランド化を推進〔上サロベツ〕 ▶ 自然再生事業そのものを新たな観光資源とした「自然再生連携型エコツーリズム」を展開〔竹ヶ島〕 ▶ 海域への負荷の少ない漁業の推進〔竹ヶ島〕 ▶ 野草資源を活用した生産物の高付加価値化による野草利用の拡大〔阿蘇草原〕 ▶ 水産資源管理の推進〔石西礁湖〕 ▶ 観光客等の意識向上につながる観光の推進（エコツーリズム、効果的な広報啓発プログラム）〔石西礁湖〕 ▶ 漁業の振興による循環促進（中海産魚介類の利用を促進。郷土食文化復活のイベントを開催）〔中海〕 ▶ 伝統産業の復活（海藻肥料などを使った浜綿やサツマイモなどの生産。来待石の利用技術の開発）〔中海〕 ▶ ラムサール条約湿地が持つイメージを活かした商品づくりとPR〔三方五湖〕 ▶ 新幹線駅・芦原温泉・北潟湖が連携した観光ツアーの企画と運営〔北潟湖(案)〕
視点の例：希少種の保全と外来種対策
＜取り組みの例〔協議会名(略称)〕＞ ▶ 希少動植物の生息・生育地の保全〔阿蘇草原〕 ▶ 外来生物（ヌートリアなど）の駆除と駆除方法の開発〔中海〕 ▶ 外来生物のいない健全な生態系を維持する啓蒙活動（外来魚駆除の催し、看板設置、パンフレット作成など）〔三方五湖〕 ▶ 耕作放棄地やため池での絶滅危惧種再生スポットとして再生〔北潟湖(案)〕
視点の例：広報・啓蒙活動
＜取り組みの例〔協議会名(略称)〕＞ ▶ 家並み・町並み・神社仏閣などの小菅らしい村の現状を景観再生図にまとめる。〔多摩川源流〕 ▶ 源流文化の継承・発展させるため、「多摩川源流ミュージアム」を実現する。〔多摩川源流〕 ▶ 榎野川流域フォーラムの開催〔榎野川〕 ▶ ホームページなどを利用し干潟での取り組みや出現する干潟生物などの様々な情報の管理・提供等に取り組む。〔榎野川〕 ▶ レクリエーション利用の方策に関する検討〔くぬぎ山〕 ▶ ビジターセンター等の活用推進〔上サロベツ〕 ▶ 自然再生活動の結果を活かした写真やビデオ、ポスターおよびイメージキャラクターの公募と製作〔竹ヶ島〕 ▶ サンゴ礁生態系に関する一般的な理解の増進（メディアでの情報発信、ネットワークづくり、環境教育など）〔石西礁湖〕 ▶ 中海環境マップの作成〔中海〕 ▶ 自然環境学習と地域と都市の交流(都市からの訪問者と自然環境学習や交流行事を行う。フットパスの整備や地図の発行など)〔久保川〕 ▶ 定年を迎える団塊の世代が、自然の中での生活が体験できる仕組みづくり〔三方五湖〕 ▶ 五湖の語り部、遊びの達人などの人材バンクづくり〔三方五湖〕 ▶ 三方五湖何でも相談窓口の設置〔三方五湖〕 ▶ 「三方五湖の日」を設け、イベントや語らいの場の設定〔三方五湖〕 ▶ 湖の伝統文化祭の開催（食でつなぐ、湖と里の交流会。食と保全活動を絡めたイベント。資料展示）〔三方五湖〕 ▶ 住民意識の向上（生活スタイル改善の啓発活動、水質状態の広報、環境学習など）〔多々良沼・城沼〕
視点の例：エコロジカル・ネットワークの構築
＜取り組みの例〔協議会名(略称)〕＞ ▶ 調節池と野川間の河川構造物について、生物生息域の連続性の確保と景観的な連続性のための整備を行う。〔野川〕 ▶ 水田魚道や退避水路の整備〔三方五湖〕 ▶ 北潟湖と周辺農地（水田）との水域ネットワークの構築〔北潟湖(案)〕
視点の例：自然再生事業の実施方法
＜取り組みの例〔協議会名(略称)〕＞ ▶ 資金の確保〔くぬぎ山〕 ▶ 段階的整備（三段階）の実施〔野川〕

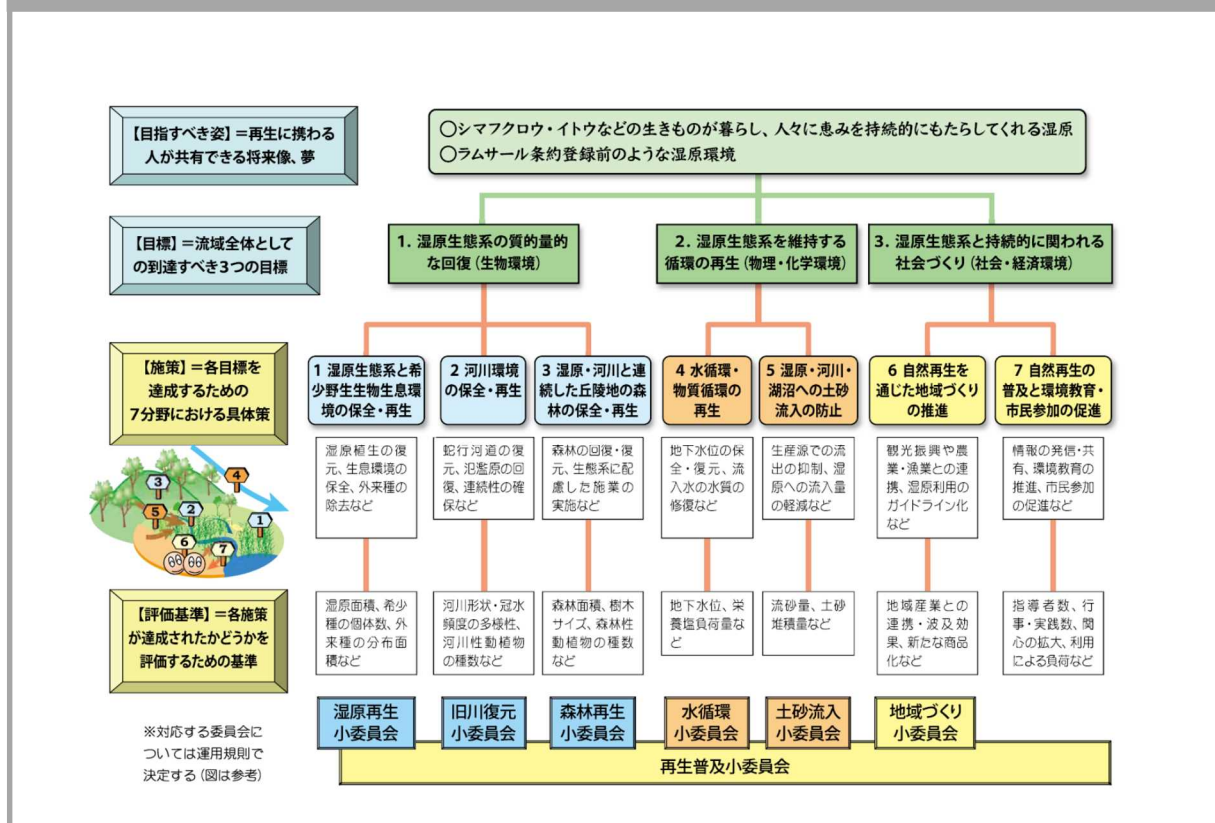
▶ 自然再生事業等の取り組みの検討においては、自然の復元力を踏まえて行うことが重要です。取り組みとしては、工事等を行うのみではなく、自然の復元力に委ねるなど、再生された自然環境が自律的に存続できるような方法を含めて、十分検討しましょう。

▶ 自然再生事業等の取り組みの検討にあたっては、自然再生事業実施計画の策定を見据えて、ある程度の実現性のある取り組みを検討することが望ましいでしょう。現実的でない取り組みばかりを策定しては、全体構想自体の実現性も失われます。一方で、取り組みの実現性にとらわれすぎるあまり、全体構想を策定することが難しくなったり、取り組みの自由度や可能性を狭め、関係者の士気を低下させることがないよう留意しましょう。「すべき取り組み」（理想）と実際に「できる取り組み」（実現）をわけて考えることが大事です。（「2-4-3. その他」に関連する内容あり）

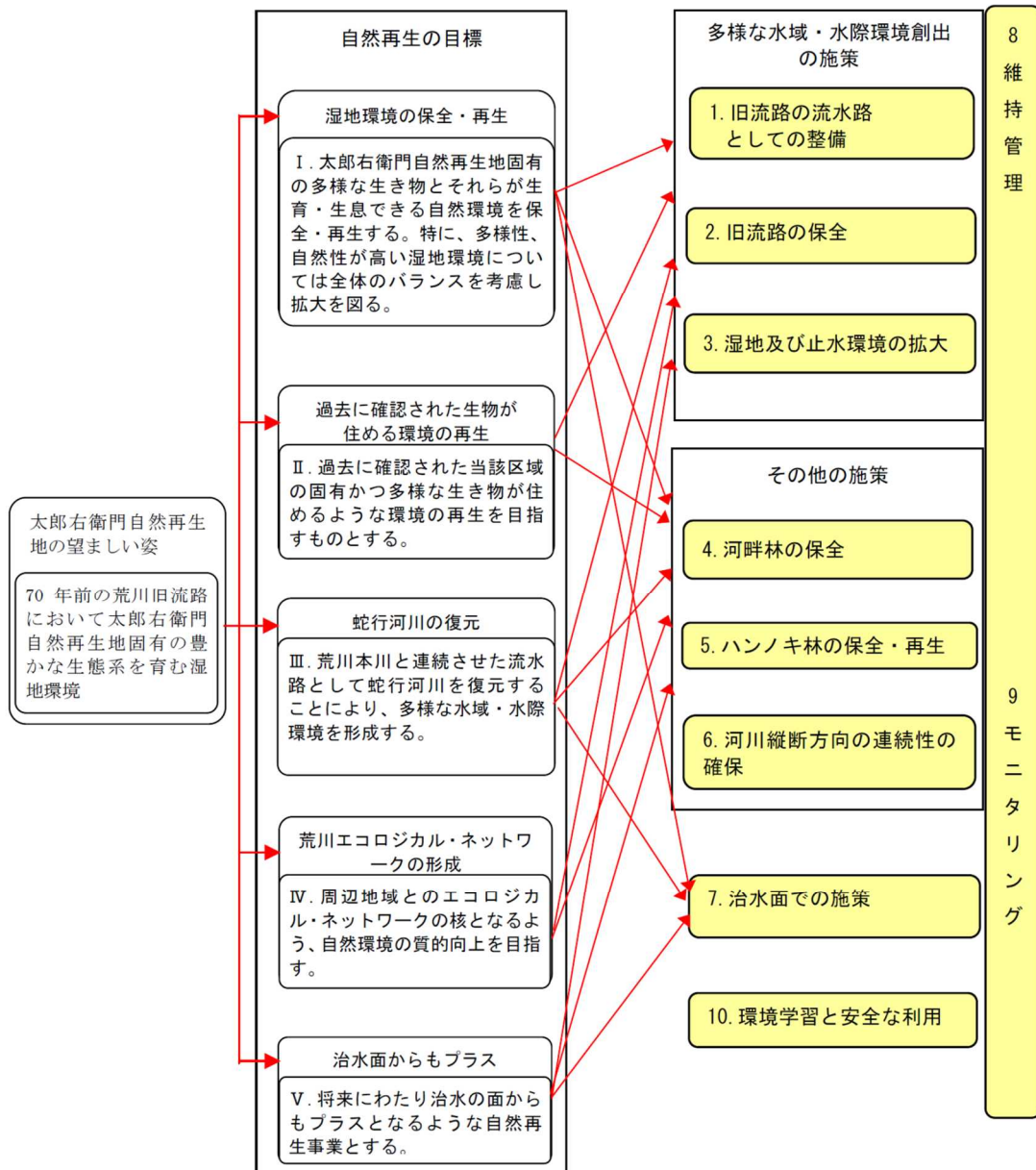
（２）「自然再生事業等の取り組みの種類と内容」の記載における留意事項

▶ 取り組みの記載にあたっては、「取り組み」と「目標」や「課題」等との関係性を文章や図で示すことにより、分かりやすい記載となり、全体構想を読む人の理解が進みます。

【目標と取り組みの関係を図で示す事例①】 釧路湿原自然再生全体構想



【目標と取り組みの関係を図で示す事例②】
荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想



【目標と取り組みの関係を図で示す事例③】 竜串自然再生全体構想

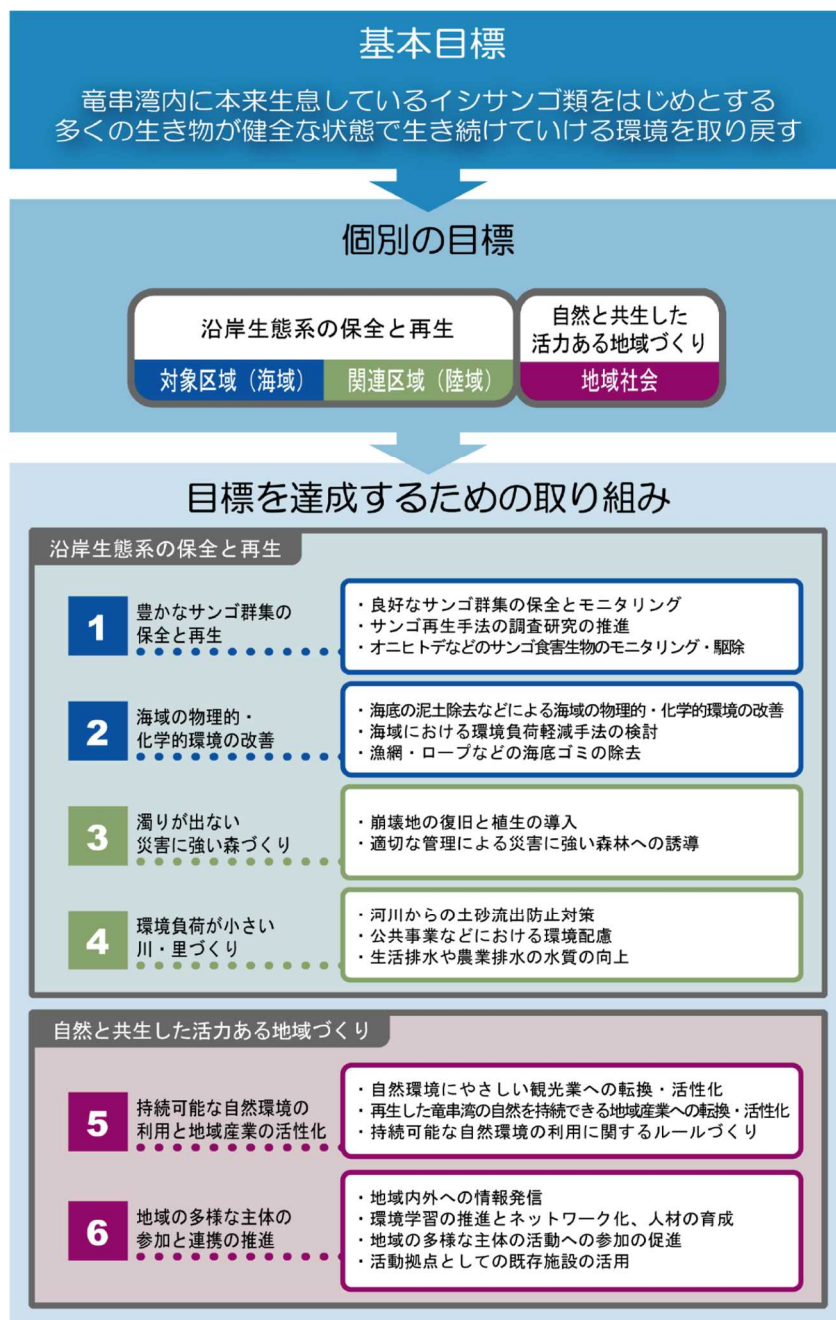


図 4-1 竜串自然再生の目標と取り組みの概要

【目標と取り組みの関係を図で示す事例④】 阿蘇草原再生全体構想

【目標】

草原の恵みを持続的に活かせる仕組みを現代に合わせて創り出し、
かけがえのない阿蘇の草原を未来へ引き継ぐ

<目指す姿>

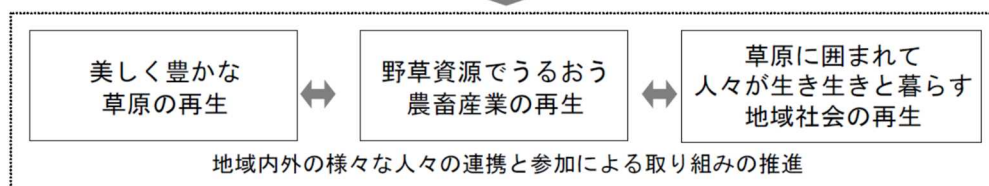
●暮らしに恵みをもたらす草原

地域の人々の暮らしと草原が密接に関わり、草原の恵みを持続的に享受できる仕組みが動いている

●人と生き物が共生する草原環境

盆花に象徴されるように、多様な動植物が育まれる豊かな草原環境が保たれている

【分野別目標】



【6つの視点】

【取り組みの内容】

(1) 牧野利用と多様な形での維持管理の促進

- ① 農畜産業による牧野利用の継続
- ② 様々な人々による草原維持管理の促進
- ③ 利用や維持管理ができず荒廃が進む場所の再草原化
- ④ 集落における草原とのかかわりの継続

(2) 多様な動植物が生息・生育できる草原環境の保全と再生

- ① 様々なタイプの入り交じった草原環境の保全と再生
- ② 野草採草面積の拡大
- ③ 希少動植物の生息・生育地の保全

(3) 理解、愛着を持つ人々を増やす草原環境学習の推進

- ① 学ぶ機会や場の拡大、対象に応じた働きかけ
- ② 二次的自然のシンボルとしての、草原についての国民的理解の促進
- ③ 草原環境学習の様々な取り組みを支えるための仕組みづくり

(4) 野草の資源価値の見直しと循環利用の促進

- ① 野草資源の利用拡大のための仕組みづくり
- ② 野草資源を活用した生産物の高付加価値化による野草利用の拡大

(5) 草原環境の保全・再生に寄与する観光利用の推進

- ① 草原環境を持続的に活用できるような観光の仕組みづくり
- ② 観光で草原を利用する際のルールづくり
- ③ 観光事業者の草原環境の保全・再生への関与

(6) 野草地保全に配慮した土地利用と管理の推進

- ① 計画的な土地利用の推進
- ② 周辺の野草地環境に配慮した人工草地の配置や管理

【目標と取り組みの関係を図で示す事例⑤】
野川第一・第二調節池地区自然再生全体構想

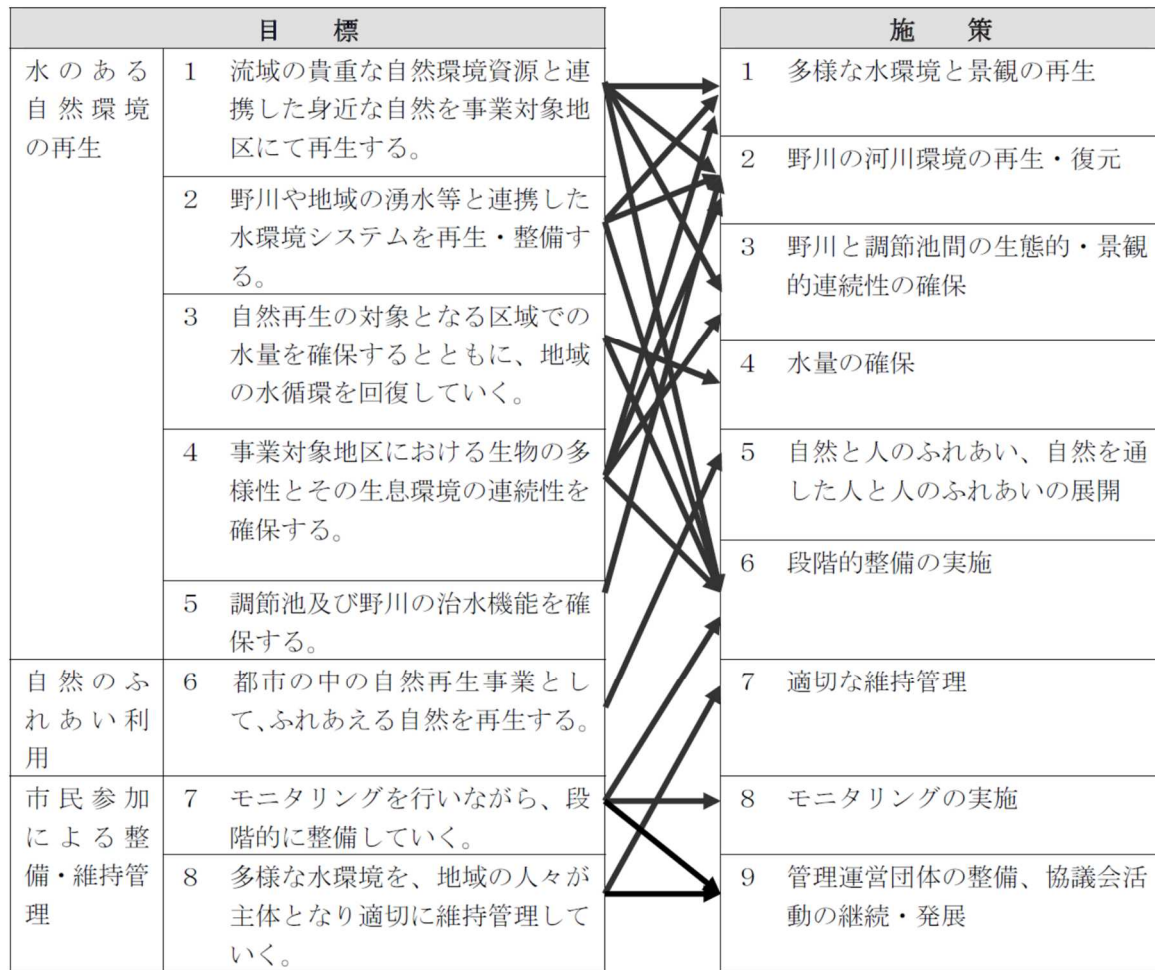


図-2.2.1 目標と施策の関連

- ▶ 取り組みの記載内容としては、上述以外にも、取り組みの大まかなスケジュール、優先順位などが考えられますが、各協議会での協議内容に応じて、必要な事項があれば記載しましょう。ただし、自然再生事業の具体的な内容は自然再生実施計画に記載されますので、本項目の記載は詳細にわたる必要はありません。

（３）「モニタリングの概要」の検討・記載における留意事項

- ▶ 自然再生事業は、複雑で絶えず変化する生態系その他の自然環境を対象としており、また、生態系の健全性の回復には一般に長い期間が必要であることから、事業着手後も自然環境の再生状況を長期的・継続的にモニタリングすることが必要です。
- ▶ 事業の実施中のみならず実施後においても、継続的なモニタリングを実施することにより、自然環境を監視し、自然環境が再び劣化した場合には、必要に応じて適切な措置をとることが重要です。
- ▶ 協議会は、自然再生事業のモニタリング結果の評価、及び評価結果の事業への適切な反映のための方法について協議を行います。地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得つつ科学的に評価した上で、事業への反映について柔軟な対応を行うとともに、必要に応じて協議会が主体（実施計画の場合は実施者）となって全体構想を柔軟に見直しましょう。
- ▶ 多くの協議会では、モニタリング方針・手法、モニタリング項目、結果の評価方法、結果の反映の方法等を全体構想の中で記載しています。記載方法は、モニタリングについての章や節を設ける場合や、目標達成のための取り組みの一つに位置付ける場合、各々の取り組みごとにモニタリング項目や評価基準を設ける場合等があります。

4-4 モニタリングの実施

上山高原の自然の維持・復元作業の事前・事後にモニタリングを行い、その成果を取りまとめ、フィードバックを図るアダプティブ・マネジメントを行います。

モニタリングの結果や作業の進捗具合を踏まえ、実施計画の見直しを図ります。

① ススキ草原の維持回復について

以下内容のモニタリングを行います。

作業を実施する前と実施した後の「生物多様度」および「イヌワシ個体」の調査を行います。実験的に火入れや放牧等を行う場合は、各区域（「刈り取り区」、「火入れ区」、「放牧区」）およびそれらの頻度（刈り取り頻度・放牧頭数）により差異があるかどうか

も調査します。

調査案

調査内容 1 地域の生物多様性がどう変化するか

- 項目 1 植生調査と植物相調査
- 項目 2 チョウ類を指標にした生物多様性調査
- 項目 3 ウサギの糞痕跡調査
- 項目 4 その他（ほ乳類、鳥類、昆虫類、は虫類・両生類）出現種のリストアップ等

調査内容 2 イヌワシの生態調査

- 項目 1 繁殖、捕食、行動範囲等調査 等

② ブナを主体とした落葉広葉樹林の復元について

作業実施後3年は、ササからブナへの転換地および人工林からブナへの転換地において、毎年ブナの定着率や発芽率の調査を行います。

ブナが成長し、安定した林になってからは、5年に1度程度の動物相および植生調査を行います。

調査案

- 項目 1 間伐後のブナの定着率調査
- 項目 2 管理安定期のブナ林の生態調査 等

（３）取り組みに係るモニタリングの実施

本構想の基本目標を達成するには長い期間が必要と考えられます。したがって、これまでに整理した取り組みを継続的に実施しながら、その影響をモニタリングし、結果を科学的に評価して、その内容を自然再生の取り組みに反映させるという順応的な方法で取り組みを進める必要があります。

また、モニタリングで取り組みの成果を確認していくことは、活動に参加した人々の励みとなり、活動の継続性にもつながるものといえます。

モニタリングの実施にあたっては、以下の３つの視点をもって行い、さらに具体的な項目については、自然再生事業実施計画等で検討します。

■竜串湾のサンゴを中心とした多くの生き物が回復しているか

◇サンゴ、魚類、海藻類など本来の生き物たちが戻っているか。また、バランスよく増えているか。

■竜串湾とそれを取り巻く環境がよくなっているか

◇平常の海や川の水がサンゴや海の生き物にやさしい水となっているか。
◇まとまった雨が降っても濁りや汚れが出ない海や川になっているか。

■個別の取り組みから期待した成果が得られているか

◇海での取り組みは効果を上げているか。
◇森や川での取り組みは効果を上げているか。

(4) 「維持管理の概要」の検討・記載における留意事項

- ▶ 再生等された自然環境の状況をモニタリングし、その状態を長期間にわたって維持するために必要な管理を行う行為としての「維持管理」も自然再生事業に含まれます。

「維持管理の概要」を全体構想に記載する場合の内容としては、維持管理の基本方針、維持管理項目、役割分担などが挙げられます。

- ▶ 維持管理の検討にあたっては、綿密な維持管理を行う箇所と自然の遷移や復元力に委ねる箇所をゾーニングすることなどにより、維持管理作業の省力化について検討することが重要です。
- ▶ 維持管理には自然環境そのものの維持管理だけではなく、自然再生事業完了後の施設（例えば、公園や観察施設、道、水路、堤防、案内板、柵、等）の維持管理も含まれます。

【維持管理の概要を記載する事例①】 八幡湿原自然再生全体構想

表 6.2-1 維持管理業務

種 別	内 容	役割分担（想定）	備 考
基盤管理	- 堰堤等の維持・補修 - 幹線導水路及び補助導水路の維持・補修	広島県	
	- 堰堤、幹線導水路及び補助導水路の日常的な調整・管理 - 定期的なノイバラ等の伐採	- 協議会 - 北広島町	
施設管理	- 管理道の維持・補修 - 案内板・説明板等の維持・補修	広島県	公設（県事業）民営（協議会）の事業形態も検討する。
植生管理	- 侵入木本類（アカマツ、イヌツゲ等）の除去 - 湿地周辺林縁部の木本類（コナラ等）の伐開 - ハルガヤの抜取り - ミズゴケの部分的除去	- 広島県 - 協議会 - 北広島町	表土の剥ぎ取りや表層の掘削・除去、水路設置等の基盤整備と連動させて実施する。
モニタリング	- 水路改修・水路撤去した場所の水文モニタリング調査 - 基盤整備により土地形状を変更した場所の植生モニタリング調査 - ヒメシジミの追加・追跡調査（卵・幼虫調査等） - 自然再生事業実施による全体的な水文・動植物の変化把握	- 広島県 - 協議会 - 北広島町	自然観察会等の環境教育や自然観察指導員の研修の場を活用する。

【維持管理の概要を記載する事例②】
桧原湿原地区自然再生事業実施計画及び全体構想

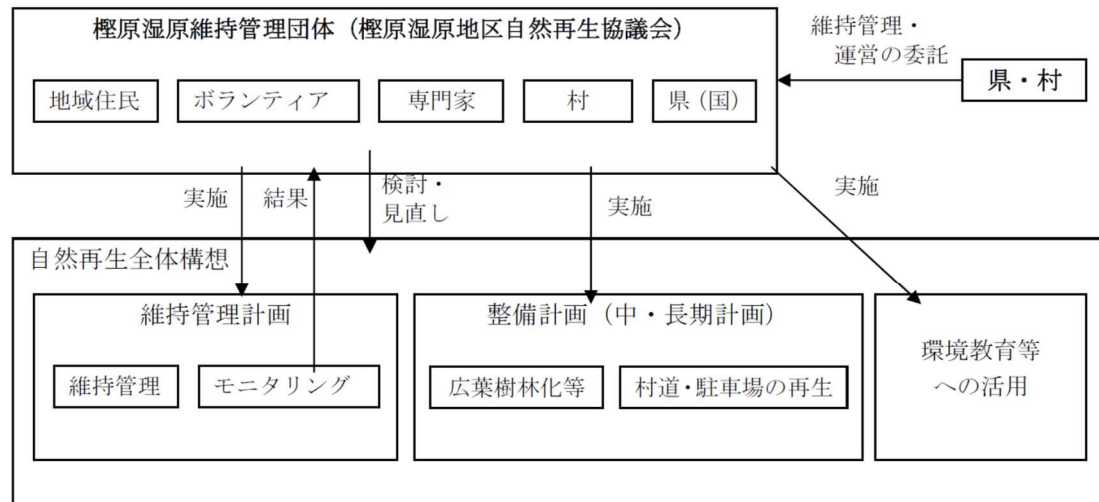


図4-維持管理計画及び整備計画(中・長期計画)等の実施体制図

機関	基本的な役割
地域住民	維持管理計画にもとづきオオミズゴケの除去、木本類の除去、監視活動などを行う。(湿原の維持管理は、地域住民が連綿とつづけてきた過去の実績があり、技術があることから、可能な限り地域住民と提携しながら行う。)
ボランティア	同計画にもとづき来訪者・児童への湿原のガイドや環境教育(マナー教育)のレクチャー、監視活動などを行う。
専門家	同計画に基づきモニタリング調査等を行い、湿原の状態を把握する。必要があれば維持管理計画の見直しを協議会に提案する。
七山村役場	県(環境課等)と協力し、地域住民やボランティアの活動を支援する。
県(環境課等)	団体の運営が一定の水準を保っているように支援する。

※その他、必要に応じて団体で協議していく

a)維持管理項目

機関	維持管理項目
地域住民	オオミズゴケの除去、木本類の除去、耕起と大型多年生草本の除去、浚渫、ヨシ・マコモ・カササゲの除去、ミツガシワの生育量調整、草刈り作業、火入れ作業、木道・木柵の補修改修、森林の広葉樹林化等
ボランティア	湿原のガイド、環境教育(マナー教育)のレクチャー、監視、指導、訪問者数の把握(車の台数等を含む)、森林の広葉樹林化等
専門家	モニタリング調査等
県(環境課等)	溜池の水位管理、各湿地の水深調節・水質調査、広報活動(情報の公開を含む)、森林の広葉樹林化等

※その他、団体で検討し必要があると認めたもの

【維持管理の概要を記載する事例③】 蒲生干潟自然再生全体構想

1) 維持管理計画

現在、想定される維持管理項目は、以下のとおりである。

維持管理項目	
自然再生施設の管理 干潟の環境管理	越波防止堤、堆砂垣、導流堤等の維持補修 除草や土の耕耘（水路の開削）等により、干潟面積を維持
観察施設の管理	観察舎、観察路等の維持補修
鳥類生息地保全活動	シギ・チドリ類、コアジサシ、コクガン等の渡り鳥の生息地保全活動の実施
河川区域の維持管理	河口閉塞時の河道掘削、堤防の維持管理 潟湖内のゴミ漂着物の撤去
海岸保全区域の維持管理	砂浜進入防止柵の維持補修、砂浜のゴミ漂着物の撤去、港湾緑地の維持管理
鳥獣保護区特別保護区 の監視	鳥獣保護区特別保護区内の巡視・監視 車両進入等の利用者マナーの監視
モニタリング	モニタリングの実施（例）地形測量、植生調査、鳥類、底生動物、水質調査等
環境教育等への活用	地域住民、ボランティア活動の支援 総合学習における環境教育への活用を支援 一般市民、県民への自然観察会、環境ガイドの実施

※維持管理計画の詳細については、今後、協議会の中で自然再生実施計画を策定する際に、多様な主体とともに柔軟に策定するものとする。



チェックポイント



- ☐ 全体構想に必要なに応じてその他自然再生の推進に必要な事項は記載されていますか。
（目標達成に必要な自然再生事業等の取り組みの種類や概要、自然再生のモニタリング・維持管理に関する事項、自然環境学習の推進に関する事項等が想定されます。）
- ☐ モニタリングは実施されることになっていますか。
- ☐ モニタリング結果は協議会内で評価されることになっていますか。
- ☐ モニタリング結果の評価は計画に適切に反映されることになっていますか。

3-6. 自然再生協議会の参加者

全体構想では、「協議会に参加する者の名称又は氏名、及びその役割分担」を定める必要があります。

記載項目の例

- 多様な主体が参加する協議会において、各主体の役割を明確にするため、「協議会に参加する者の名称又は氏名、およびその役割分担」を記載します。

解説

(1) 「協議会の役割分担」検討における留意事項

▶ 役割分担の重要性

自然再生の取り組みは、多様な主体が、多岐にわたる活動をそれぞれの役割において実施することが基本です。協議会の構成員は、自然再生事業等の取り組みに参加することが求められており、具体的かつ明確な役割分担とすることにより、各構成員の責任を明確にし、自覚を促すことにつながります。

一方、役割分担を明確にした場合は、他の構成員の役割に関心を失い、協議会全体で協力し合うという意識が希薄になる可能性もありますので注意しましょう。

▶ 役割を定義する方法

構成員の役割分担には様々なタイプが想定されます。地域の状況に応じたタイプの役割分担を検討していきますが、地域によっては複数のタイプを組み合わせた形で役割分担が定められることもありますので、協議会で十分に協議しましょう。

表：役割分担のタイプと役割分担の例

タイプ	役割の例	
自然再生の目標ごとの分担	・ 多様な動植物が生息する水辺の保全と再生 ・ 環境負荷が小さい地域づくり ・ 啓発活動と環境学習の推進	
目標達成のための取り組みごとの分担	・ 水生植物の適正な管理 ・ 利用者の計画的な誘導 ・ 移植による植生復元 ・ 排水ルールの整備 ・ パンフレットの作成	・ 希少種の生息場所の確保 ・ エコツーリズムの推進 ・ 外来種の駆除 ・ ゴミ拾いの実施
事業の実施段階ごとの分担	・ 調査と計画策定 ・ 中長期計画の実施 ・ 維持管理	・ 短期計画の実施 ・ モニタリング
エリア区分ごとの分担	・ 海エリア ・ 川エリア	・ 山エリア
取り組みへの関わり方による分担	・ 主導して積極的に行う ・ 助言、指導、情報提供 ・ 将来的に連携を図る	・ 行われる取り組みへの参加や支援 ・ 協力が期待される

【取り組みごとに役割分担する事例】 三方五湖自然再生全体構想

表 三方五湖自然再生取り組みの役割分担

	研究者	行政				地域団体・住民など							地域外の人々
		環境省	福井県	美浜町	若狭町	漁業関係者	農業関係者	観光関係者	教育関係者	環境保全団体	地元住民		
■多様な魚介類がすみ、水鳥が羽ばたく水辺の再生と保全													
①多様な生きものを育む水辺の再生	◇	◇	◎	◎	◎	○	○				○	○	○
②湖と田んぼのつながり再生	◇	◇	◎	◎	◎	○	◎				○	○	○
③重要な魚類の生息環境の再生と保全	◇	◇	◎	○	○	○	○				○	○	○
④外来生物の駆除	◇	◇	◎	◎	◎	◎	◎				○	○	○
⑤自然のしくみを活かした水質浄化	◇	◇	◎	◎	◎	○					○	○	
⑥調査研究・モニタリング調査の実施	◎	◇	◎	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	○
■「三方五湖」の自然を活かした地域のにぎわい再生													
①環境配慮型で取り組みやすい農法の研究・普及	◇	◇	○	○	○		◎				◎	○	
②イメージを活かした商品づくりとPR			○	◎	◎	○	○	◎				○	○
③自然を体験・体感できる観光などの推進			○	◎	◎	○	○	◎			○	○	○
④自然再生に関わる情報システムの構築	◇	◇	◎	◎	◎	○	○	○	○	◎	○	○	○
■生活の中で受け継がれてきた湖の文化の伝承													
①伝統的な漁法、農法、行事、食文化、遊びの伝承	◇					◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○
②湖の伝統文化祭の開催				◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○
③環境学習の場の提供		◇	◎	◎	◎	○	○	○	○	◎	○	○	○
④ゴミゼロ活動の実施			◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○

- ◎ 主導して積極的に行う
○ 行われる取り組みへの参加や支援
◇ 助言、指導、情報提供

【エリアごとに役割分担する事例】 竜串自然再生全体構想

表5-1 役割分担表

			地域住民・団体	専門家	観光関係機関	農林水産業関係機関	土佐清水市	高知県	農林水産省	環境省	林野庁	海上保安庁	
沿岸生態系の保全と再生	対象区域（海域）	豊かなサンゴ群集の保全と再生											
		良好なサンゴ群集の保全とモニタリング			●	●	●	●	●	●	●	●	
		サンゴ再生手法の調査研究の推進			●	●	●			●	●		
		オニヒトデなどのサンゴ食害生物のモニタリング・駆除			●	●	●	●	●	●	●		
		海域の物理的・化学的環境の改善											
		海底の泥土除去などによる海域の物理的・化学的環境の改善				●					●		
		海域における環境負荷軽減手法の検討				●					●		
	漁網・ロープなどの海底ゴミの除去			●				●	●	●			
	関連区域（陸域）	濁りが出ない災害に強い森づくり											
		崩壊地の復旧と植生の導入			●	●		●	●	●			●
		適切な管理による災害に強い森林への誘導			●	●		●	●	●			●
		環境負荷が小さい川・里づくり											
河川からの土砂流出防止対策			●	●		●	●	●					
公共事業などにおける環境配慮			●			●	●	●					
生活排水や農業排水の水質の向上			●			●	●						
自然と共生した活力ある地域づくり	地域社会	持続可能な自然環境の利用と地域産業の活性化											
		自然環境にやさしい観光業への転換・活性化			●		●		●	●	●	●	
		再生した竜串湾の自然を持続できる地域産業への転換・活性化			●	●	●	●	●	●	●	●	
		持続可能な自然環境の利用に関するルールづくり			●	●	●	●	●	●	●	●	●
		地域の多様な主体の参加と連携の推進											
		地域内外への情報発信			●		●		●	●	●	●	
		環境学習の推進とネットワーク化、人材の育成			●	●	●	●	●	●	●	●	
		地域の多様な主体の活動への参加の促進			●	●	●	●	●	●	●	●	
活動拠点としての既存施設の活用			●	●	●		●	●		●			

▶ 役割分担の合意形成

協議会の役割分担も協議会の議論を経て合意形成を図ります。協議会の事務局や主要なメンバーがベースとなる案を作成・提示して、その案に対して協議を行い、関係者で承認を行う形の協議が多いと想定されます。

しかし、その形で合意形成を行う場合は、各構成員にとっては「与えられた役割」となり主体性を失わせたり、具体的な活動イメージができずに役割を果たせないといった懸念もあります。ベース案を提示する際には各構成員に説明を行い、意見や認識をすり合わせておくことが大切です。十分留意して合意形成を進めていきましょう。

▶ その他の留意事項

役割分担の実効性を高めるためには、協議会構成員が以前から行っている活動をベースに、役割を検討することが基本です。特に継続的に行う維持管理の取り組みでは、構成員の普段の仕事に取り入れやすい形で役割を設定することが有効です。

役割分担は自然再生事業実施計画の策定時など、必要に応じて見直しましょう。

コラム Column

役割分担に関する法定協議会へのアンケート

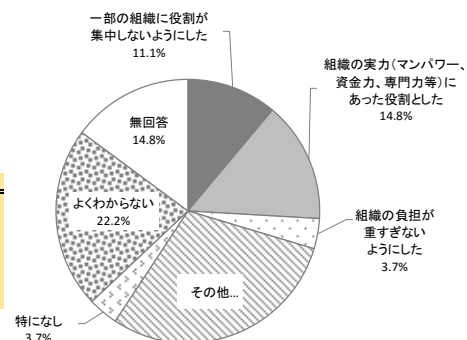
平成 30 年度自然再生協議会全国会議において、自然再生基本方針の見直しにむけた意見等を議論するにあたり、全国の自然再生協議会を対象に事前アンケートを実施しました。

Q5-4(1) 役割分担について留意した点は何ですか？

	回答数	構成比
1 一部の組織に役割が集中しないようにした	3	11.1%
2 組織の実力(マンパワー、資金力、専門力等)にあった役割とした	4	14.8%
3 組織の負担が重すぎないようにした	1	3.7%
4 その他	8	29.6%
5 特になし	1	3.7%
6 よくわからない	6	22.2%
無回答	4	14.8%
	27	100.0%

4 その他[自由記入欄]

- ・全体構想の各施策の実施に関わる関係機関、行政機関、関連専門家・NGO・地域住民の所属に留意した
- ・役割分担を学識、行政、個人、団体、市民、学校等で区分した
- ・自然再生箇所の維持管理やふれあい活動を行う団体を協議会とは別に新たに設立した
- ・構成員の主体性
- ・広範囲に及ぶため、各委員が出来ることをやるスタンスを取っている
- ・あまり具体的なことを議論できなかったことから、ひとまず関係する機関、団体には一通り役割分担を割り振った
- ・各構成員の専門分野が生かせるようにした
- ・H30年度事業開始のため、役割分担の段階に至っていない



(2) 「協議会の役割分担」等の記載における留意事項

- ▶ 「協議会に参加する者の名称又は氏名」を記載するにあたっては、ほとんどの協議会で、協議会の委員名簿を掲載しています。

「役割分担」は表を用いて示すとわかりやすくなります。ほとんどの協議会の全体構想において、役割分担表が掲載されています。

- ▶ 委員名簿では、一般的に次のような項目が記載されます。

〔項目例〕

- ▶ 区分（「学識者」「団体」「個人」「関係行政機関」「地方公共団体」等）
- ▶ 所属
- ▶ 役職
- ▶ 代表者名
- ▶ 分科会・小委員会の所属
- 等

- ▶ 協議会の役割分担については、将来的に協力を期待する主体として、協議会の構成員以外の地域住民、学校、自治会、その他団体を記載する場合もあります。

【協議会の構成員以外を役割分担に記載している事例】 榎野川河口域・干潟自然再生全体構想

(2) 役割分担表

協議会への参加者及び教育機関など協力参加を願う機関の役割分担は表4-1 に示すとおりである。

表4-1 役割分担表

作業項目	作業内容	協議会参加主体					協力参加を願う主体	
		事業実施者	学識者	公募委員	関係自治体	地元自治会等	教育機関	
			個人	団体				
豊かな泥干潟の再生	・カキ殻分布域での上下層置換、カキ殻粉砕片や堆積砂との混合等による底質改善 ・カキ・カキ殻との共生	○	○ 助言		○ 協力	○ 協力		
豊かな砂干潟の再生	・カブトガニの生育に配慮し、干潟を耕耘などにより再生・改善	○	○ 助言	○	○ 協力	○ 協力	○ 協力	
カブトガニ産卵場保全	・干潟に点在しているカブトガニの産卵場所を保全・維持	○	○ 助言	○	○	○	○ 協力	○ 協力
豊かなアマモ場・浅場の再生	・アマモ場の再生・維持管理 ・干潟・浅場造成そして、アマモ場造成 ・親水関連施設（後浜整備、潮干狩り、レクリエーション施設、自然体験学習施設等）の整備	○	○ 助言	○ 協力	○ 協力	○ 協力		○ 協力
豊かな泥浜・レク干潟の再生	・野鳥の餌場として現状環境を保全 ・一部区域では客土等を行い、干潟を再生 ・泥遊びなどの泥浜やレクリエーション場の設定	○	○ 助言	○ 協力	○ 協力	○		○ 協力
豊かな後浜（背後地）の再生	・ヨシ原、鳥類餌場などを保全 ・後浜と干潟を利用した自然体験活動、環境学習場所、潮干狩りや散策などの場の設定	○	○ 助言		○ 協力	○	○ 協力	○ 協力
現状干潟の観察・維持	・カキやカキ殻の存在する場、カブトガニが生育する場等についての状況観察しながら維持	○	○ 助言		○	○	○ 協力	○ 協力
全区域を対象とした共通項目	・干潟等の課題解明、再生方法検討等の研究 ・海域・水域の水環境の改善への取り組み ・自然体験などの環境学習・教育 ・住民が参加できる仕組みづくり ・産学官民のネットワークづくり ・事業の環境モニタリング ・様々な情報の管理・提供 等	○	○	○	○	○	○ 協力	○ 協力

※ 助言は参加できなくても、技術的な教授や意見等を述べる。
協力は支援をしたり、実際に参加する。

【役割分担を表で記載している事例①】 伊豆沼・内沼自然再生全体構想

【各主体の基本的な役割】

関係機関	果たすべき役割
地域住民、地元関係団体	自らの地域の豊かな自然を守り持続的に利用するとともに次世代に伝えていくため、自然再生活動に積極的に参加する。また、周辺農家においては、ラムサール湿地という特性を生かした環境保全型農業への取り組みなどを実践する。
環境関連団体、NPO等	自然環境保全活動の実践から得られた経験や専門的知識及びそれぞれが有する広域的なネットワークを活用し、自然再生活動に取り組む。
学識経験者	各取り組みに対して専門的・技術的な助言を行うとともに、現場でのフィールドワークや専門的研究に取り組む。
財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団	伊豆沼・内沼に最も近い現場で活動しているという利点を活かし、伊豆沼・内沼の環境保全活動の先導役と総合的な調整役を果たす。また、各実施計画の策定へも主体的に参加する。
環境省	国指定鳥獣保護区保護管理計画に基づいた実施者への助言指導を行う。
国土交通省	河川管理の観点から実施者への助言指導を行う。
農林水産省	周辺農地や農業用水利施設等の適切な利用の観点から実施者への助言指導を行う。
宮城県	生物多様性の保全・再生や健全な水環境の回復について、実施計画策定主体として総合的な調整役を担うとともに、その主要な事業の実施主体となる。
登米市・栗原市	伊豆沼・内沼の賢明な利用と環境学習について、実施計画策定主体として総合的な調整役を担うとともに、その主要な事業の実施主体となる。

【役割分担を表で記載している事例②】 巴川流域麻機遊水地自然再生全体構想

種 別 会 員 名	協議会委員							その他	
	学 識 者	静 岡 県 土 木 部	静 岡 市	中 部 地 方 整 備 局	団 体	個 人	市 民	学 校 ・ 団 体	
■良好な水環境の再生									
①池沼部の水深の維持管理	◇	◎	○	◇	○	○	△	△	
②水質・水位などの把握	◇	◎	◎	◇	○	○	△	△	
③湧水の保全・再生	◇	◎	◎	◇	○	○	△	△	
④適正な水質および底質の管理	◇	◎	◎	◇	○	○	△	△	
⑤澄んだ水の確保と水の流れを再生するための検討・実施	◇	◎	◎	◇	◎	◎	△	△	
■在来種の保全と生態系のバランスを保つ									
①外来種の管理手法の検討および対策の実施	◇	◎	◎	◇	○	○	△	△	
②動植物の生息・生育環境の保全・再生	◇	○	○	◇	◎	◎	△	△	
③動植物の事前調査・モニタリング調査の実施	◇	◎	◎	◇	○	○	△	△	
④適正な開放水面の検討・維持管理	◇	○	○	◇	◎	◎	△	△	
⑤表土の保全と土の持ち込みに関するルールづくり	◇	◎	◎	◇	○	○	△	△	
■人と自然との持続的な関わりづくり									
①環境学習の場としての活用方法の検討・実施	◇	◎	◎	◇	◎	◎	△	△	
②水田の維持管理・利用方法の検討・実施	◇	◎	◎	◇	◎	◎	△	△	
③利用に関するルールづくり・対策の実施	◇	○	○	◇	◎	◎	△	△	
④風俗・風習の継承		○	○	◇	◎	◎	△	△	
⑤清掃作業の実施		◎	◎	◇	◎	◎	△	△	
⑥安全管理の推進		◎	◎	◇	◎	◎	△	△	
⑦持続的な自然資源活用のための検討実施	◇	○	○	◇	◎	◎	△	△	
⑧今後を担う人材の育成	○	○	○	◇	◎	◎	△	△	
■周辺とのネットワークづくり									
①周辺の自然環境とのネットワーク形成の推進		◎	◎	◇	◎	◎	△	△	
②自然再生事業の情報の発信および収集と市民参加の推進	◇	◎	◎	◇	◎	◎	△	△	
③市民、団体、企業、行政とのネットワーク形成の推進		◎	◎	◇	◎	◎	△	△	

◎：主導して積極的に取り組む。

○：行なわれている取り組みへの参加や支援を行う。

◇：助言、指導、情報の提供を行なう。

△：将来的に連携を図るもの。

【役割分担を表で記載している事例③】 上山高原自然再生事業全体構想

■ 上山高原自然再生協議会 名簿

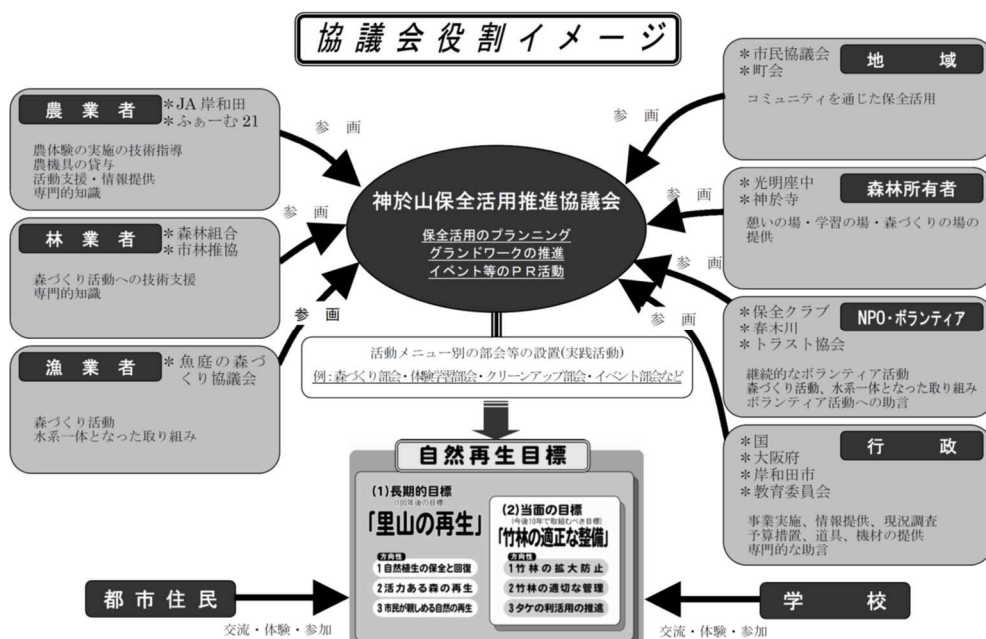
所 属 等	備 考	役割
特定非営利活動法人上山高原エコミュージアム	N P O	○ 自然再生事業実施者 ・ 自然環境保全の実施
新温泉町	地方公共団体	○ 自然再生事業実施者 ・ 広域調整 ・ 運営体制の整備支援 ・ 各種活動の支援
兵庫県（環境担当部、但馬県民局）	地方公共団体	○ 自然再生事業実施者 ・ 施設等基盤整備の支援 ・ 各種活動の支援
環境省（近畿地方環境事務所）	関係行政機関	○ 活動の支援及び助言
林野庁（近畿中国森林管理局兵庫森林管理署）	関係行政機関	○ 活動の支援及び助言
神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授 武田 義明	専門家	○ モニタリング及び評価
日本イヌワシ研究会兵庫地区委員 三谷 康則	専門家	○ モニタリング及び評価
兵庫ウスイロヒョウモンモドキを守る会 近藤 伸一	専門家	○ モニタリング及び評価
但馬を映像で発信する会 コウノトリ環境経済 コンソーシアム 木村 尚子	地域住民	○ 自然再生事業への参画
特定非営利活動法人 森と地域・ゼロエミッション サポート倶楽部 小島 正樹	地域住民	○ 自然再生事業への参画

<参考>特定非営利活動法人上山高原エコミュージアムの事業推進体制

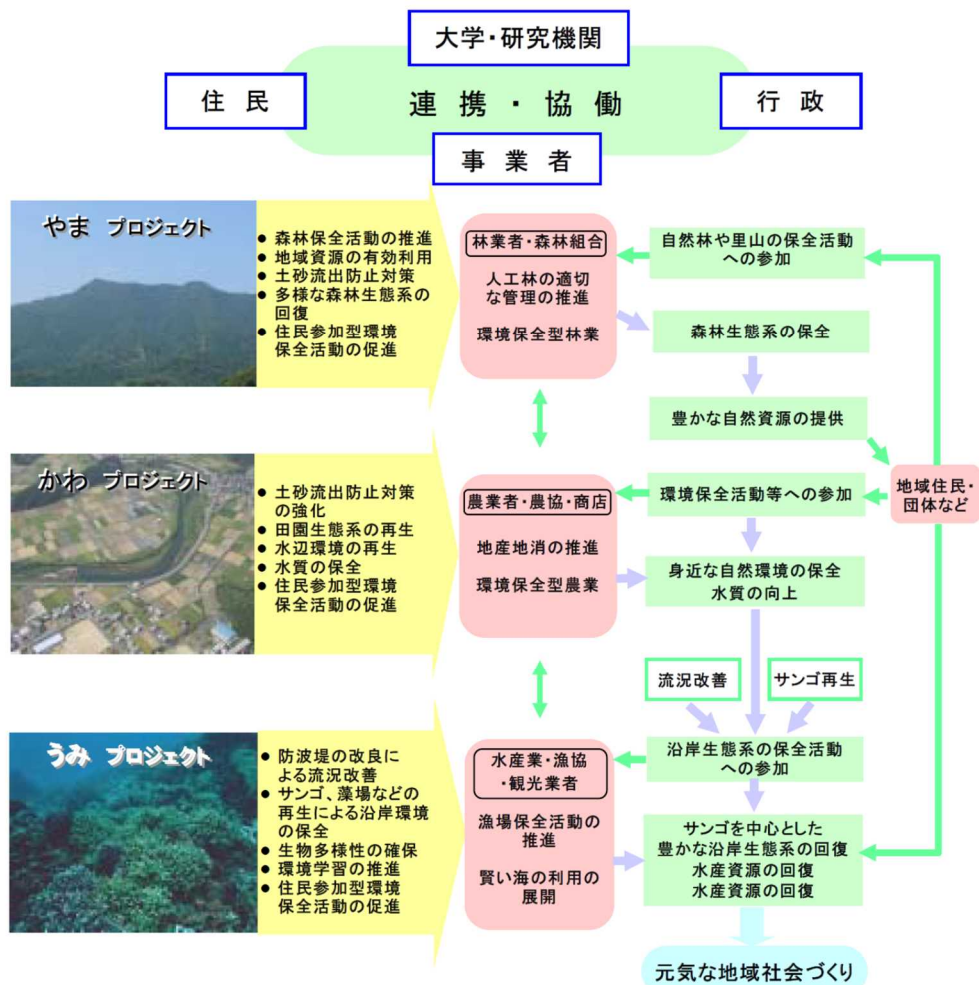
組織体制	主な役割
特定非営利活動法人 上山高原エコミュージアム	○ 自然再生の運営 ○ 各種プログラムの企画・実施 ○ 研究者や実践団体などとのコーディネート ○ 物販販売、民泊・ホームステイ窓口 等
保 全 部 会	自然再生作業の企画・実施・管理 ・ ススキ草原の保全・復元作業と現場の管理、火入れ等多様な手法の試行 ・ ブナ林の復元作業（ブナ苗育成の管理、植樹の実施） ・ 有償ボランティアの管理、作業台帳の管理 など
プログラム部会	八田の資源の活用について全体的なイベントやコースづくり等の企画・実施 例：・春の火入れフェスティバルなど季節毎のイベント企画 ・ 歴史文化などテーマごとに巡るコース設定の検討 など
サテライト部会	八田の様々な資源（サテライト）の掘り起こし、魅力付け、新たなサテライトづくり等の企画・実施 ・ サテライトの掘り起こし、魅力付け検討・インタープリターの養成など
P R 部 会	様々な情報をどうやって内外へ発信するか等の企画・実施 ・ 内外へのニュースの企画・発行・ホームページの企画など
調 査 研 究 部 会	自然再生事業のうち特にモニタリングの企画・実施・コーディネート ・ 上山高原の自然環境等、様々な調査・研究の企画・実施 ・ 他グループ、研究機関とのコーディネート ・ 研究への対応・研修への対応 ・ インタープリターの体制づくり

※このほか、炭焼きプロジェクトなど部会横断的なプロジェクトがある。

【役割分担をイメージ図で記載している事例①】 神於山地区自然再生全体構想



【役割分担をイメージ図で記載している事例②】 竹ヶ島海中公園自然再生全体構想





チェックポイント



- ☐ 全体構想に協議会に参加する者の名称、氏名及びその役割分担は明示されていますか。

3-7. 添付資料

全体構想には別添資料を付けることが出来ます。多くの協議会が全体構想の別添資料として協議会の委員名簿や設置要綱、運営細則等を付しています。

添付資料の例

- 「協議会に参加する者の名称又は氏名」を示す協議会の委員名簿
- 協議会の規約（設置要綱、運営規則等）
- 参考文献の一覧や語句の説明

【協議会委員名簿を添付資料にする事例】 伊豆沼・内沼自然再生全体構想

(5) 協議会に参加する者の名称・氏名（平成21年10月31日時点）

区 分		氏 名	職 名
学識経験者 (7名)		〇〇 〇〇	東北工業大学工学部環境情報工学科准教授
		〇〇 〇〇	独立行政法人水産総合研究センター中央水産研究所 水産遺伝子解析センター主任研究員
		〇〇 〇〇	東北大学東北アジア研究センター准教授
		〇〇 〇〇	財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団主任研究員
		〇〇 〇〇	宮城大学食産業学部准教授
		〇〇 〇〇	東北大学大学院工学研究科教授
		〇〇 〇〇	山形大学理学部生物学科教授
地 元 関 係 団 体 (1 0 団 体 9名)	農協	〇〇 〇〇	栗っこ農業協同組合若柳支店長
		〇〇 〇〇	みやぎ登米農業協同組合新田支店長
	土地改良区	〇〇 〇〇	迫川上流土地改良区理事長・伊豆沼土地改良区理事長
		〇〇 〇〇	穴山土地改良区理事長
		〇〇 〇〇	新田北部土地改良区理事長
	漁協	〇〇 〇〇	伊豆沼漁業協同組合組合長理事
	商工会	〇〇 〇〇	栗原南部商工会会長
		〇〇 〇〇	若柳金成商工会副会長
〇〇 〇〇		登米中央商工会会長	
環境関係団体・NPO等 (7名)		〇〇 〇〇	登米市迫町白鳥ガン愛護会会長
		〇〇 〇〇	NPO 法人シナイモツゴ郷の会理事長
		〇〇 〇〇	栗原市若柳愛鳥会会長
		〇〇 〇〇	日本雁を保護する会会長
		〇〇 〇〇	ナマズのがっこう代表
		〇〇 〇〇	宮城昆虫地理研究会理事
		〇〇 〇〇	宮城県野鳥の会宮城県支部幹事
公募委員 (5名)		〇〇 〇〇	(栗原市若柳在住)
		〇〇 〇〇	(宮城郡七ヶ浜町在住)
		〇〇 〇〇	(栗原市若柳在住)
		〇〇 〇〇	(仙台市泉区在住)
		〇〇 〇〇	(栗原市築館在住)
行政機関 (10名)	(国)	〇〇 〇〇	農林水産省東北農政局整備部地域整備課長
		〇〇 〇〇	国土交通省東北地方整備局北上川下流河川事務所長
		〇〇 〇〇	環境省東北地方環境事務所野生生物課長
	(県)	〇〇 〇〇	宮城県環境生活部次長
		〇〇 〇〇	宮城県農林水産部次長
		〇〇 〇〇	宮城県土木部次長
	(市)	〇〇 〇〇	登米市市民生活部長
		〇〇 〇〇	登米市産業経済部長
		〇〇 〇〇	栗原市市民生活部長
		〇〇 〇〇	栗原市産業経済部長

※ 計38名。

【参考文献を添付資料にする事例】 三方五湖自然再生全体構想

参考文献・引用資料

- ・「みどりのデータ・バンク総括報告書」福井県自然環境保全調査研究会、昭和60年
- ・「湖沼調査報告書」環境庁、平成5年
- ・「三方五湖の保全・活用に関する報告書」三方五湖の保全・活用に関する検討委員会、平成18年
- ・「若狭三方縄文博物館 常設展示図録」若狭三方縄文博物館、平成18年
- ・「ラムサール条約湿地 三方五湖の魚たち」環境省中部地方環境事務所、平成20年
- ・「第23回嶺南地域流域検討会 資料1」福井県、平成21年
- ・「三方五湖環境教育プログラム」環境省中部地方環境事務所、平成22年
- ・「福井県地質図2010年版」福井県、平成22年
- ・「わかさ美浜町誌 美浜の歴史 第三巻 美浜をさかのぼる」美浜町、平成23年

【語句の説明を添付資料にする事例】 竜串自然再生全体構想

語句の説明

イシサンゴ類 [p. 8, 13]

造礁サンゴの大部分を占める種類。熱帯から温帯にかけて広く分布。

栄養塩 [p. 2]

海水や陸水に含まれ、植物プランクトンや大型海藻類の栄養になる物質。硝酸塩・亜硝酸塩・アンモニウム塩・リン酸塩・ケイ酸塩など。栄養塩が過多になると、植物プランクトンなどの異常発生が起こり、生態系のバランスが崩れる。また、サンゴの育成に対しても、例えば過剰のリンはその骨格形成を阻害するなど直接的に悪影響を及ぼすことが指摘されている。

エコツーリズム [p. 20]

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方。

SPSS [p. 15]

底質中懸濁物質含有量（contents of Suspended Particles in Sea Sediment）の略称。海域の赤土汚染をモニタリングする簡便な手法として1985（昭和60）年に沖縄県衛生環境研究所で開発された。海底から土砂を採取し、容器内で懸濁させた時の透視度から懸濁物質（赤土など）の量を推測する。

NPO [p. 6, 21, 23]

Non-Profit Organization（非営利団体）の略語で、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のことを指す。特定非営利活動促進法により法人格を得た団体をNPO 法人という。

沿岸生態系 [はじめに, p. 5, 6, 8, 9, 12, 13, 14, 24, 25, 26]

陸に近い水域の生態系（生態系参照）。

オニヒトデ [p. 3, 5, 12, 14, 23, 24]

ヒトデの一種。サンゴの天敵として知られ、その大発生はサンゴに被害をもたらす。

海中公園 [p. 2, 4]

海中公園地区とその周辺1km の海面の普通地域、海中景観を利用するための施設を総括したもの。

3-8. 全体構想の見直し

自然再生の取り組みは順応的管理の考え方を取り入れて進めることから、全体構想を定期的に見直す機会をもうけましょう。

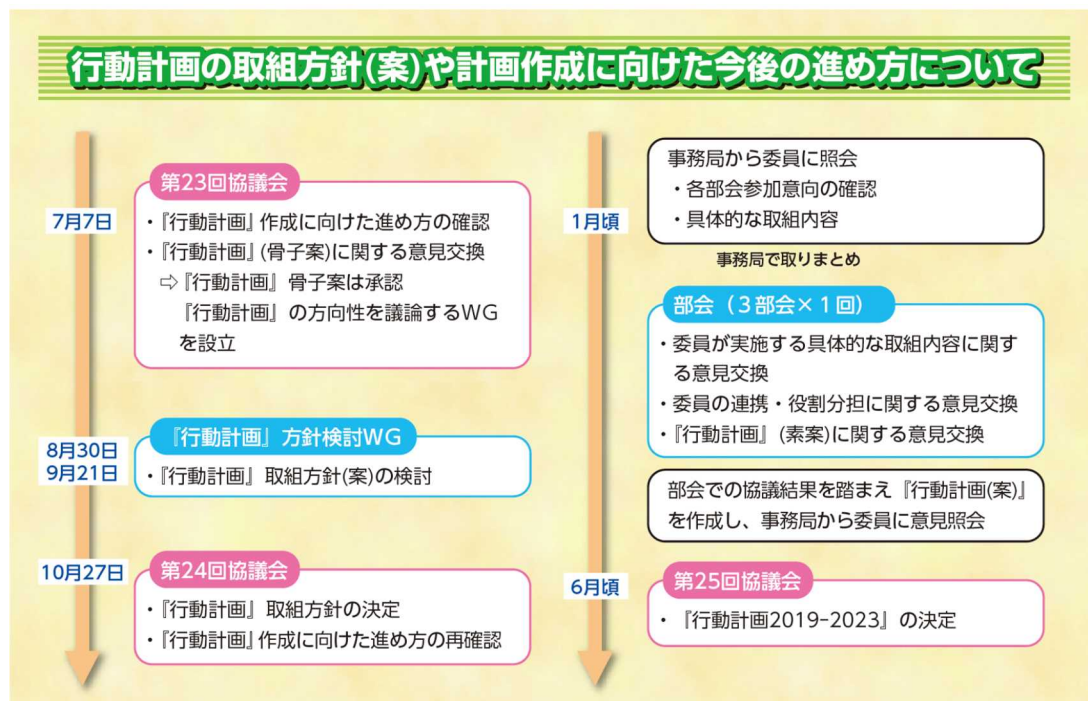
解説

全体構想策定後、年月が経過すると、情勢等の変化により見直しや新たな視点が生じてくることも多くなります。また、10年、20年と全体構想の見直しをしていないと、見直し作業に対する抵抗感が生じてきます。

国の基本方針は5年に1回見直しており、基本方針見直しのタイミングにあわせて協議会の全体構想を見直すことで、効率的に全体構想の内容が社会の潮流に遅れていないかを確認することができます。実施計画の見直しとあわせることでも合理的に見直しができます。

理念を変えるのは大変な労力を伴いますし、大きく変わるものではないため、見直しにあたっては、現況の次点更新や、新たな視点の追加（SDGs、地域循環共生圏、森里川海プロジェクト等）、これまでの活動の成果と課題の追加等を行うことが考えられます。

変更ありきではなく、確認するだけでも見直すに越したことはありません。



行動計画の作成スケジュール例
(石西礁湖自然再生協議会)

15年以上自然再生協議会を続けて思うこと

神於山（こうのやま）での取り組みは、1999年から始まり、2003年に協議会が設立され、2004年に全体構想、2005年に実施計画を策定するという駆け足での始まりでした。

一つの市域での取り組みで15年以上続いているのは

・対象が里山で“人がかかわることによって成り立つ自然ということ”で、取り組み方がわかりやすいこと

・市の郊外にありアクセスが良いこと

・自主的、主体的に参加しやすい仕組みがあること

・市がボランティアを育成し、維持・管理活動を協働で行ったり、その後の活動を支援し多様な参加や体験活動が行われていること

・活動を通じて、愛着や思い入れを持つようになったこと

などが考えられます。日常の活動も“手作り感”が強く、立派な施設などはありませんが、全体で年間総活動日数は約300日、活動延べ人数は約3,000人の数がボランティアで維持・管理活動に参加しています。保安林事業で行った放置竹林等の整備は、その後雑木林や管理竹林となり、シイタケや炭焼きにも利用され、ササユリ・キンラン・ギンランそしてオオムラサキが復活し、フクロウも営巣するようになりました。不法投棄や放置されて暗くて汚い山から、ハイキング・自然観察など多くの人が訪れる山となりました。一方で個人所有地等に全く手が入らず、より一層荒れた場所も残ってしまっています。また団体ごとで担当エリアを分けており、交流の機会も少なく、山全体としての取り組みが課題となっています。

また今後の課題は次世代へのバトンタッチです。体験活動やボランティア講座を開催していますが、現状維持といったところです。

改めて里山の魅力と役割を特に若い世代や若いファミリー層に向けて様々な手段で発信していきたいと思います。

神於山保全活用推進協議会 NPO法人神於山保全くらぶ
理事・事務局長 田口 雅士



体験活動「道づくり」
「すごい！道になってる」の声



台風で傾いたクリの木を起こす

4. 国（主務省庁）の役割・支援

主務省庁（環境省、農林水産省、国土交通省）では、自然再生の取り組みを推進するため、自然再生協議会の設立や運営に対して、相談対応などの支援を行っています。

4-1. 自然再生相談窓口

環境省では、自然再生を実施しようとする者（実施者）からの相談にワンストップで対応するため、自然再生相談用メールアドレスを開設しています。

詳細

自然再生に興味を持たれたり、自然再生協議会を設立してみようとなった場合には、気兼ねなくご相談ください。

環境省自然再生担当メールアドレス：shizen-saisei@env.go.jp

また、国の出先機関は、自然再生協議会に関係行政機関等の立場で参加し、技術的事項や事業実施に関する助言等の支援を行っています。環境省、農林水産省及び国土交通省の出先機関にも相談窓口を設置しています。（環境省自然再生推進法のホームページに相談窓口の一覧表を掲載しています。（改訂中））

環境省「自然再生推進法」ホームページ：

<https://www.env.go.jp/nature/saisei/law-saisei/index.html>

又は「自然再生推進法」で検索

4-2. 自然再生協議会全国会議

主務省庁（国）では、自然再生協議会全国会議を開催することにより、法定協議会間の連携、自然再生の効率的な運営手法や有効な情報等に関する意見交換・情報共有を促進するよう支援を進めています。

詳細

全国から自然再生協議会の関係者が一同に集まり、自然再生に取り組まれている地域の現地視察や、協議会間で意見交換・情報交換を行う「自然再生協議会全国会議」を毎年開催しています。

自然再生事業実施地区で開催され、開催地の法定協議会と環境省が全国会議の企画・運営を行います。

北海道から沖縄まで全国各地から自然再生協議会の関係者が集まります。会議は1日目の昼に始まり、2日目の昼に解散という工程で2日間に及びます。

1日目に開催場所の自然再生事業の取り組みを現地視察したり、実施状況の報告や質疑応答を行い、2日目は環境省が設定したテーマで発表や意見交換を行い情報を共有するスタイルで実施することが多いです。

自然再生協議会のメンバー（人数制限あり）には、会議出席のための交通費や宿泊費が国から支給されます。



全国会議での意見交換

（平成 30 年度 麻機遊水地保全活用推進協議会）



全国会議での再生地視察

（平成 30 年度 麻機遊水地保全活用推進協議会）

自然再生協議会全国会議

令和元年度の自然再生協議会全国会議は 9 月 18 日（水）・19 日（木）の 2 日間の日程で、山口県の樫野川河口域・干潟自然再生協議会の取り組み地域で開催されました。会議には全国各地から 66 名（事務局除く）が集まりました。

ホテルでスライドを使った樫野川河口域・干潟自然再生協議会の取り組みの講演を聞いた後、バスに分乗して河口域干潟に移動、干潟に足を踏み入れました。一時期は環境の悪化が深刻だった干潟ですが、干潟や流域での様々な取り組みの結果、確実に「里海」として再生しており、多種多様な生物が生息している状況を確認することができました。自然再生の活動のシンボルでもあり、国指定天然記念物カブトガニがみられるとあって、参加者は熱心に干潟を観察していました。

その後は、きらら自然観察公園に場所を移し、開発を免れた干潟や広大なヨシ原を取り入れた公園が渡り鳥の貴重な中継地やねぐらとして利用されている様子を見学しました。

1 日目の最後は懇親会（任意参加）です。公式プログラムを終え、リラックスした状態で参加者同士で相談したり、数年ぶりの再会に談笑するなど、親睦を深めたり、新たな出会いが生まれていました。

2 日目は関係省庁からの最新の情報提供に加え、「協議会の設立」「人材の育成・確保」「資金の確保」の 3 テーマについて 3 つのグループにわかれて意見を交わしました。60 分の分科会では「時間がたりない」「もう少し長ければよい」と中身の濃い議論が行われました。

「いろいろな協議会の関係者の意見が聞けてよかった」「有用な情報が得られた」「自分たちの課題がクリアに見えた」と充実した会議だったようです。



4-3. 自然再生専門家会議

主務大臣が提出された自然再生事業実施計画に対し助言を行う場合は、自然再生専門家会議を開催し意見を聞くこととなっています。

詳細

助言を行わない場合においても、自然再生専門家会議の中で、様々な分野の専門家である同会議の委員より自然再生事業の実施に係る留意事項等幅広いアドバイスを頂くことにより、これを実施者等にフィードバックしているところです。

また、必要に応じて、同会議の委員により自然再生の取り組みを進めている現地での調査や自然再生協議会構成員との意見交換等を実施しています。



自然再生専門家会議
(平成 30 年度 第 1 回会議)



委員による現地調査
(平成 29 年度 久保川イーハートブ自然再生協議会)

自然再生専門家会議は原則公開としており、会議資料や議事録は環境省ホームページで閲覧することが可能です。

環境省「自然再生推進法」ホームページ：

<https://www.env.go.jp/nature/saisei/law-saisei/index.html>

又は「自然再生推進法」で検索

4-4. 自然再生推進会議

関係行政機関の職員により構成される自然再生推進会議を設置しており、自然再生の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るための連絡調整を行っています。

詳細

自然再生推進会議は原則公開としており、会議資料や議事録は環境省ホームページで閲覧することが可能です。

環境省「自然再生推進法」ホームページ：

<https://www.env.go.jp/nature/saisei/law-saisei/index.html>

又は「自然再生推進法」で検索

4-5. 情報提供・発信

主務省庁（国）において、ウェブサイト、パンフレットの配布、協議会へのメール及び各種会議等を通じて、自然再生に関する情報提供を行っています。

詳細

環境省「自然の再生」ホームページ：パンフレット等を掲載

<https://www.env.go.jp/nature/saisei/index.html>

又は「自然の再生」で検索

環境省「自然再生推進法」ホームページ：各協議会の全体構想・実施計画等を掲載

<https://www.env.go.jp/nature/saisei/law-saisei/index.html>

又は「自然再生推進法」で検索

農林水産省「自然再生の推進」ホームページ：

http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/s_nature/

国土交通省「自然再生事業」ホームページ：

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_fr_000104.html

4-6. 関連事業の情報提供

主務省庁（国）において、パンフレット及び協議会へのメール等を通じて、実施者等が活用できる関連事業等の情報提供を行っています。

詳細

事業の活用については、各協議会に参加している関係行政機関及び関係地方公共団体の構成員や、環境省の自然再生窓口（shizen-saisei@env.go.jp）、各主務省庁の自然再生担当者、（活用する事業が明確な場合は）各事業担当の省庁にご相談ください。

（一例）

「生態系ネットワーク財政支援制度集」パンフレット：

http://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/kankyo/gaiyou/panf/seitaikei_network.pdf

4-7. 環境省の関連事業の紹介

4-7-1. 生物多様性保全推進支援事業

「生物多様性保全推進支援事業」では、自然共生社会づくりを着実に進めていくため、地域における生物多様性の保全再生に資する活動等に対し、必要な経費の一部を国が交付します。

詳細

対象となる事業の要件（2019年度）は下表の通りです。

交付対象事業	交付対象者(活動団体)	交付割合
1. 地域における生物多様性の保全再生に資する活動 下記①～⑤のいずれかに該当する活動であって、地域における生物多様性の保全再生に資する活動を支援します。 ①外来生物対策 ②重要地域の保全・再生 ③広域連携生態系ネットワーク構築 ④国内希少野生動植物種等対策 (H29までに採択された事業のみ) ⑤地域・民間の連携促進活動への支援	①地方公共団体、地域生物多様性協議会 ②、③地域生物多様性協議会（地方公共団体、地域住民、土地所有者、NPO法人等で構成） ④地域連携保全活動支援センター、地方公共団体	1 / 2 以内
2. 動植物園等による生息域外保全 動物園・植物園・水族館等が主体となって実施する、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の飼育・繁殖の取り組みを支援します。	動物園・植物園・水族館等	定額補助 (上限あり)
3. 国内希少種の保全活動 地域・民間等が主体となって実施する、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の保全活動を支援します。	地方公共団体・NPO法人・民間企業等（NPO法人・民間企業等は、市町村等が事前確認）	定額補助 (上限あり)
4. 地域における特定外来生物の早期防除計画策定の支援 地域に未侵入や侵入初期の種を対象に、早期発見・防除の効果を高めるため、地域計画の策定を支援します。	地方公共団体、地域生物多様性協議会	定額補助 (上限あり)

上記対象事業の「1. ② 広域連携生態系ネットワーク構築」の要件は「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律又は自然再生推進法に基づく計画の策定又は当該計画に基づく事業であって生態系ネットワークの構築に係る広域の取組等」となっており、自然再生事業実施計画等の策定が交付対象になっています。（ただし、交付対象となる「地域生物多様性協議会」の中には国の職員を含めることができないことに注意が必要です。）

法定協議会では同事業を活用して、「1. ② 広域連携生態系ネットワーク構築」等の要件で自然再生全体構想を作成した協議会や、「1. ① 外来生物対策」等の要件で外来種の駆除等の活動を実施している協議会があります。また、現在は法定協議会ではないものの、「1. ② 広域連携生態系ネットワーク構築」の要件で自然再生全体構想・自然再生事業実施計画の作成を目指す協議会もあります。

4-7-2. 環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業

平成30年4月に閣議決定された「第五次環境基本計画」では、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱しており、「環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業」により「地域循環共生圏」の創造による持続可能な地域づくりを通じて、環境で地方を元気にしていくとともに、持続可能な社会を構築していくこととしています。

詳細

事業では、地域循環共生圏の創造を強力に推進するため、以下①～④の業務を行います。

- ①地域循環共生圏創造に向けた環境整備
- ②地域循環共生圏創造支援チーム形成
- ③総合的分析による方策検討・指針の作成等
- ④戦略的な広報活動

特に①②は地域循環共生圏の構築に取り組む地域・自治体を支援するメニューであり、①により中核となる人材の発掘、ステークホルダーの組織化や事業計画策定に向けた構想の具体化等の環境整備を図るとともに、環境整備が整った地域等に対しては、②により専門家チームを派遣し、経済合理性と持続可能性を有する事業計画の策定を支援します。

○各地域がその特性を生かした強みを発揮
→地域資源を活かし、自立・分散型の社会を形成
→地域の特性に応じて補完し、支え合う

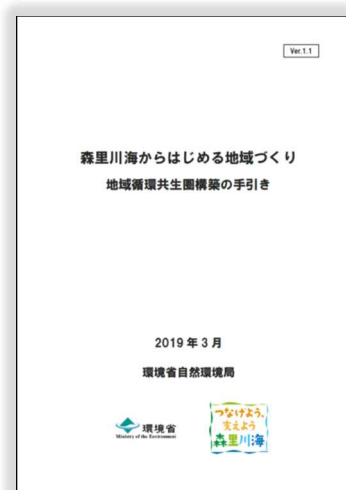


地域循環共生圏構築のイメージ

自然再生の取り組みは、少子高齢化・人口減少社会の影響により、資金等の経済面や保全活動の担い手等の人材面での取り組みの継続性に課題を抱えています。

自然再生の取り組みの継続的を高めるためには、「地域循環共生圏」の考え方も取り入れながら、経済的インセンティブの付与を介して、実施者が経済的合理性に沿って自然再生を推進していくことにより、持続可能な地域づくりのなかで自然再生に取り組むことが重要です。

環境省では、「森里川海からはじめる地域づくり～地域循環共生圏構築の手引き～」をホームページで公開しています。自然再生の取り組みを行おうとする協議会にとっても役に立つ資料となっていますので、参考にしてください。



地域循環共生圏構築の手引き

5. 参考資料

5-1. 参考となる取り組みの事例

- 2020年（令和2年）12月末時点で、全国で26の自然再生協議会が設立され、その対象は森林から里山、湖沼やサンゴ群集など多岐にわたっています。本手引で取り上げている事例はその一部ですが、すべての協議会の概要や自然再生全体構想等の書類を以下のサイトにとりまとめています。類似の活動を行っている協議会を参考にしてみたいはいかがでしょうか。

詳細

自然再生協議会の概要や取り組みの事例や、自然再生全体構想、自然再生事業実施計画といった必要書類の事例については環境省ウェブサイトで確認できますので、書類等の作成にあたって、類似の協議会の資料などを参考にしてみてください。

環境省「自然再生協議会の取組状況」ウェブサイト：

<https://www.env.go.jp/nature/saisei/kyougi/>

又は「自然再生協議会の取組状況」で検索



環境省 Ministry of the Environment 文字サイズ 標準 大 ENHANCED BY Google

自然再生 自然再生推進法 自然再生協議会の取組状況 その他の自然再生に関する取組 関連情報 問い合わせ先

TOP > 自然再生協議会の取組状況

自然再生協議会の取組状況



全国の自然再生協議会の取組状況です。

全国の自然再生協議会の取組状況



1 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会 > 2 銅路湿原自然再生協議会 > 3 麻機遊水地保全活用推進協議会 >

4 多摩川源流自然再生協議会 > 5 神於山保全活用推進協議会 > 6 榎原湿原地区自然再生協議会 >

5-2. 自然再生基本方針の見直し（2019年12月）

- 「自然再生基本方針」は、自然再生推進法（平成14年法律第148号）第7条に基づき、自然再生に関する施策を総合的に推進するために策定する基本方針です。
- おおむね5年ごとに見直しを行うことが法律上定められており、前回見直し（平成26年11月）より5年が経過することから、主務省である環境省、農林水産省及び国土交通省と関係省の文部科学省が、自然再生専門家会議等において、有識者の意見を伺いながら見直し案の検討を行ってきたものです。

詳細

（1）新たな施策を追加

- 国際的目標である「持続可能な開発目標」（SDGs）の活用を明記
- これを地域において実現するための新たな施策である「地域循環共生圏」構築の推進にかかる内容を新規に追加

（2）新たな情勢変化等を反映

- 人口減少等の自然環境を取り巻く状況の変化の反映
- 希少種の保全及び外来種対策にかかる情報の反映
- 生態系の防災・減災機能の発揮の推進にかかる情報の反映
- 生態系ネットワーク形成の推進にかかる情報の反映
- グリーンインフラの推進にかかる情報の反映 等

（3）新たに成立・改正された法律

- 新たに成立した「気候変動適応法」と「種の保存法」改正の内容を反映

（4）よりわかりやすい構成に変更

- 自然再生の推進に関する重要事項についての項目を整理し、一か所にまとめて記載等

【参考】 自然再生推進法の概要

- 平成15年(2003年)1月1日施行(附則第1条)
- 環境省、農林水産省、国土交通省の3省で共管する法律(法第18条)
- 「自然再生協議会」が地域主導のボトムアップで進める「自然再生事業」を実施する上での理念や手続き等を規定(法第8～10条)
- 生態系、河川環境、農村景観など自然環境に関し様々な専門的知識を有する者によって構成される「自然再生専門家会議」を組織し、「自然再生協議会」に対して助言(法第9、17条)
- 自然再生に関する施策を総合的に推進するため「自然再生基本方針」を閣議決定し、おおむね五年ごとに見直し(法第7条)

5-3. 自然再生推進法、自然再生基本方針

5-3-1. 自然再生推進法等

自然再生推進法（平成14年法律第148号）

（目的）

第一条 この法律は、自然再生についての基本理念を定め、及び実施者等の責務を明らかにするとともに、自然再生基本方針の策定その他の自然再生を推進するために必要な事項を定めることにより、自然再生に関する施策を総合的に推進し、もって生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「自然再生」とは、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）、自然環境に関し専門的知識を有する者等の地域の多様な主体が参加して、河川、湿原、干潟、藻場、里山、里地、森林その他の自然環境を保全し、再生し、若しくは創出し、又はその状態を維持管理することをいう。

2 この法律において「自然再生事業」とは、自然再生を目的として実施される事業をいう。

3 この法律において「土地の所有者等」とは、土地若しくは木竹の所有者又は土地若しくは木竹の使用及び収益を目的とする権利、漁業権若しくは入漁権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者をいう。

（基本理念）

第三条 自然再生は、健全で恵み豊かな自然が将来の世代にわたって維持されるとともに、生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを旨として適切に行われなければならない。

2 自然再生は、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門的知識を有する者等の地域の多様な主体が連携するとともに、透明性を確保しつつ、自主的かつ積極的に取り組んで実施されなければならない。

3 自然再生は、地域における自然環境の特性、自然の復元力及び生態系の微妙な均衡を踏まえて、かつ、科学的知見に基づいて実施されなければならない。

4 自然再生事業は、自然再生事業の着手後においても自然再生の状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を加え、これを当該自然再生事業に反映させる方法により実施されなければならない。

5 自然再生事業の実施に当たっては、自然環境の保全に関する学習（以下「自然環境学習」という。）の重要性にかんがみ、自然環境学習の場として活用が図られるよう配慮されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、地域住民、特定非営利活動法人その他の民間の団体等が実施する自然再生事業について、必要な協力をするよう努めなければならない。

（実施者の責務）

第五条 この法律に基づいて自然再生事業を実施しようとする者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）その他の法律の規定に基づき自然再生事業の対象となる区域の一部又は全部を管理する者からの委託を受けて自然再生事業を実施しようとする者を含む。以下「実施者」という。）は、基本理念のっとり、自然再生事業の実施に主体的に取り組むよう努めなければならない。

（他の公益との調整）

第六条 自然再生は、国土の保全その他の公益との調整に留意して実施されなければならない。

（自然再生基本方針）

第七条 政府は、自然再生に関する施策を総合的に推進するための基本方針（以下「自然再生基本方針」という。）を定めなければならない。

2 自然再生基本方針には、次の事項を定めるものとする。

- 一 自然再生の推進に関する基本的方向
- 二 次条第一項に規定する協議会に関する基本的事項
- 三 次条第二項第一号の自然再生全体構想及び第九条第一項に規定する自然再生事業実施計画の作成に関する基本的事項
- 四 自然再生に関して行われる自然環境学習の推進に関する基本的事項
- 五 その他自然再生の推進に関する重要事項

3 環境大臣は、あらかじめ農林水産大臣及び国土交通大臣と協議して自然再生基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 環境大臣は、自然再生基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、広く一般の意見を聴かなければならない。

5 環境大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、自然再生基本方針を公表しなければならない。

6 自然再生基本方針は、自然再生事業の進捗状況等を踏まえ、おおむね五年ごとに見直しを行うものとする。

7 第三項から第五項までの規定は、自然再生基本方針の変更について準用する。

（自然再生協議会）

第八条 実施者は、次項に規定する事務を行うため、当該実施者のほか、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門的知識を有する者、土地の所有者等その他の当該実施者が実施しようとする自然再生事業又はこれに関連する自然再生に関する活動に参加しようとする者並びに関係地方公共団体及び関係行政機関からなる自然再生協議会（以下「協議会」という。）を組織するものとする。

2 協議会は、次の事務を行うものとする。

- 一 自然再生全体構想を作成すること。
- 二 次条第一項に規定する自然再生事業実施計画の案について協議すること。
- 三 自然再生事業の実施に係る連絡調整を行うこと。

3 前項第一号の自然再生全体構想（以下「自然再生全体構想」という。）は、自然再生基本方針に即して、次の事項を定めるものとする。

- 一 自然再生の対象となる区域
- 二 自然再生の目標
- 三 協議会に参加する者の名称又は氏名及びその役割分担
- 四 その他自然再生の推進に必要な事項

4 協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、協議会が定める。

5 協議会の構成員は、相協力して、自然再生の推進に努めなければならない。

（自然再生事業実施計画）

第九条 実施者は、自然再生基本方針に基づき、自然再生事業の実施に関する計画（以下「自然再生事業実施計画」という。）を作成しなければならない。

2 自然再生事業実施計画には、次の事項を定めるものとする。

- 一 実施者の名称又は氏名及び実施者の属する協議会の名称
- 二 自然再生事業の対象となる区域及びその内容
- 三 自然再生事業の対象となる区域の周辺地域の自然環境

との関係並びに自然環境の保全上の意義及び効果

四 その他自然再生事業の実施に関し必要な事項

- 3 実施者は、自然再生事業実施計画を作成しようとするときは、あらかじめ、その案について協議会において十分に協議するとともに、その協議の結果に基づいて作成しなければならない。
- 4 自然再生事業実施計画は、自然再生全体構想と整合性のとれたものでなければならない。
- 5 実施者は、自然再生事業実施計画を作成したときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、主務大臣及び当該自然再生事業実施計画に係る自然再生事業の対象となる区域の所在地を管轄する都道府県知事に、当該自然再生事業実施計画の写し（当該自然再生事業実施計画の添付書類の写しを含む。以下同じ。）及び当該自然再生事業実施計画に係る自然再生全体構想の写し（当該自然再生全体構想の添付書類の写しを含む。以下同じ。）を送付しなければならない。
- 6 主務大臣及び都道府県知事は、前項の規定により自然再生事業実施計画の写し及び自然再生全体構想の写しの送付を受けたときは、実施者に対し、当該自然再生事業実施計画に関し必要な助言をすることができる。この場合において、主務大臣は、第十七条第二項の自然再生専門家会議の意見を聴くものとする。
- 7 第三項から前項までの規定は、自然再生事業実施計画の変更について準用する。

（維持管理に関する協定）

第十条 自然再生事業の対象区域の全部又は一部について自然再生に係る維持管理を実施しようとする実施者は、当該区域の土地の所有者等と協定を締結して、その維持管理を行うことができる。

（実施者の相談に応じる体制の整備）

第十一条 主務大臣は、実施者の相談に的確に応じることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

（自然再生事業の実施についての配慮）

第十二条 国の行政機関及び関係地方公共団体の長は、自然再生事業実施計画に基づく自然再生事業の実施のため法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該自然再生事業が円滑かつ迅速に実施されるよう、適切な配慮をするものとする。

（自然再生事業の進捗状況等の公表）

第十三条 主務大臣は、毎年、自然再生事業の進捗状況を公表しなければならない。

- 2 主務大臣は、第九条第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により自然再生事業実施計画の写し及び自然再生全体構想の写しの送付を受けたときは、これを公表しなければならない。

（自然再生事業実施計画の進捗状況の報告）

第十四条 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、自然再生事業実施計画に基づき自然再生事業を実施する者に対し、当該自然再生事業実施計画の進捗状況について報告を求めることができる。

（財政上の措置等）

第十五条 国及び地方公共団体は、自然再生を推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（自然再生に関するその他の措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、自然再生に関して行われる自然環境学習の振興及び自然再生に関する広報活動の充実のために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門的知識を有する者等が行う自然再生に関する活動の促進に資するため、自然再生に関する情報を適切に提供するように努めるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、自然再生に関する研究開発の推進、その成果の普及その他の自然再生に関する科学技術の振興を図るものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、自然再生事業の実施に関連して、地域の環境と調和のとれた農林水産業の推進を図るものとする。

（自然再生推進会議）

第十七条 政府は、環境省、農林水産省、国土交通省その他

の関係行政機関の職員をもって構成する自然再生推進会議を設け、自然再生の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

- 2 環境省、農林水産省及び国土交通省は、自然環境に関し専門的知識を有する者によって構成する自然再生専門家会議を設け、前項の連絡調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

（主務大臣等）

第十八条 この法律における主務大臣は、環境大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣とする。

- 2 この法律における主務省令は、環境大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣の発する命令とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、平成十五年一月一日から施行する。

（自然再生事業に係る配慮）

- 2 この法律の施行後五年を経過するまでの間は、自然再生事業については、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）の施行状況その他土地の形状の変更、工作物の新設等の事業に係る自然環境の保全上の支障を防止するための措置の実施状況等に留意して、適正な配慮がなされるものとする。

（検討）

- 3 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

自然再生推進法施行規則

平成十五年四月一日

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、自然再生推進法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（自然再生事業実施計画等の写しの送付）

第二条 法第九条第五項の規定による自然再生事業実施計画の写し及び当該自然再生事業実施計画に係る自然再生全体構想の写しの送付は、次に掲げる事項を記載した書類を添付して行うものとする。

- 一 実施者の名称又は氏名及び主たる事務所の所在地又は住所
- 二 当該自然再生事業に係る自然再生協議会に参加している者の名称又は氏名
- 三 当該自然再生事業の対象となる区域を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図

（報告）

第三条 主務大臣は、法第十四条の規定により、法の施行のために必要な限度において、文書により、自然再生事業実施計画に基づき自然再生事業を実施する者に対し、当該自然再生事業実施計画の進捗状況について報告を求めることができる。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

5-3-2. 自然再生基本方針

自然再生基本方針

平成 15 年 4 月閣議決定

平成 20 年 10 月閣議決定（第一回変更）

平成 26 年 11 月閣議決定（第二回変更）

令和元年 12 月閣議決定（第三回変更）

目次

- 1 自然再生の推進に関する基本的方向
 - (1) わが国の自然環境を取り巻く状況
 - (2) 自然再生の方向性
 - ア 自然再生事業の対象
 - イ 地域の多様な主体の参加と連携
 - ウ 科学的知見に基づく実施
 - エ 順応的な進め方
 - オ 自然再生の継続実施
 - カ 自然再生後の自然環境の扱い
 - キ 自然再生の役割
 - ク その他自然再生の実施に必要な事項
- 2 自然再生協議会に関する基本的事項
 - (1) 協議会の組織化
 - (2) 協議会の運営
- 3 自然再生全体構想及び自然再生事業実施計画の作成に関する基本的事項
 - (1) 科学的な調査及びその評価の方法
 - (2) 全体構想の内容
 - (3) 実施計画の内容
 - (4) 情報の公開
 - (5) 全体構想及び実施計画の見直し
- 4 自然再生に関して行われる自然環境学習の推進に関する基本的事項
 - (1) 自然環境学習への活用の重要性
 - (2) 実地に学ぶ場としての活用
 - (3) 人材の育成
 - (4) 持続可能な開発のための教育（ＥＳＤ）
 - (5) 自然環境学習プログラムの整備
 - (6) 情報の共有と提供
- 5 その他自然再生の推進に関する重要事項
 - (1) 国・地方公共団体等の役割
 - ア 自然再生推進会議・自然再生専門家会議
 - イ 調査研究の推進
 - ウ 情報の収集と提供
 - エ 普及啓発
 - オ 協議会の支援
 - (2) 自然再生の推進に関する重要事項
 - ア 地域循環共生圏の構築の取組
 - イ 地域の産業と連携した取組
 - ウ ＳＤＧｓ達成に向けた取組
 - エ 気候変動対策の取組
 - オ 東日本大震災等自然災害の経験を踏まえた自然再生
 - カ 生態系ネットワークの形成
 - キ 自然再生における希少種の保全及び外来種対策
 - ク 全国的、広域的な視点に基づく取組の推進
 - ケ 小さな自然再生の推進

1 自然再生の推進に関する基本的方向

(1) わが国の自然環境を取り巻く状況

自然環境は、生物多様性と自然の物質循環を基礎とし、生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っています。そして、自然環境は、地球温暖化の緩和、気候変動適応、水・大気・土壌の環境保全、野生生物の生息環境としての役割などの機能を有しており、現在及び将来の人間の生存に欠かすことのできない基盤となっています。また、自然環境は、社会、経済、科学、教育、文化、芸術、レクリエーションなど様々な観点から人間にとって有用な価値を有しています。

しかし、これまで人間が行ってきた自然の再生産能力を超えた自然資源の過度な利用などの行為により、自然環境の悪化が進んできました。さらに、本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎え、環境保全の取組や里山等の二次的自然の管理にも影響を与えています。その結果、生物多様性は減少し、人間の生存基盤である有限な自然環境が損なわれ、生態系は衰弱しつつあります。

わが国は、その地史や気候等を背景として、多様で豊かな自然環境を有しており、私たちは様々な恩恵を享受しています。一方、私たちは、地震、台風、豪雨などによる自然災害への備えを怠ることはできません。

戦後、高度経済成長期を経て自然災害に対する安全性や物質的な生活水準は向上してきましたが、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動の増大に伴い、自然環境に大きな負荷を与えてきました。この中で急激な工業化とそれに伴う開発により、農地や林地の都市的土地利用への転換や沿岸域の埋立てなどの土地利用の変化が進んだ結果、国土の自然の質が低下し、多くの野生生物の生息・生育地が減少してきました。

また、薪炭材や落葉の利用、採草などの人為的働きかけによって二次的な自然環境が維持されてきた里地里山等においても、エネルギー源の化石燃料へのシフト、生活・生産様式の変化に伴う生物由来の資源の利用の低下、過疎化・高齢化の進行など、社会経済状況の変化が進みました。その結果、人為的働きかけが縮小撤退し、国内の資源が過剰使用（アンダーユース）の状態になったことや、不適切な農薬・化学肥料の使用、経済性・効率性を優先した基盤整備が進行したこととあいまって、人と自然の相互作用により形成されてきた特有の生態系の質が変化してきました。

加えて、国境を越えた人や物の流れの増大などに伴い、野生生物の本来の移動能力を超えて人為的に導入された外来種が増加し、地域固有の生物相や生態系に対して大きな脅威を与えています。

このように、直接間接を問わず、様々な人間活動、人為の影響等によって、自然海岸や干潟、湿原などが減少しているほか、人工林や二次林の手入れ不足、耕作放棄地の拡大等により、わが国の生態系の質の劣化が進んでおり、多くの野生生物の生息・生育環境の悪化や個体数の減少がみられ、メダカに代表される身近な野生生物の絶滅のおそれが高まるなど、わが国の自然環境は大きく変化しています。

これらに加えて、温室効果ガスの人為的な増加によって、気候変動による生態系への深刻な影響が懸念されており、わが国においても、気候変動による生物の分布の変化や生態系への影響が報告されており、今後その影響は拡大すると予測されています。

こうした自然環境の悪化などに対し、改善に向けた動きとして、平成 20 年 6 月に施行された生物多様性基本法に基づき、平成 24 年 9 月に「生物多様性国家戦略 2012-2020」が策定され、生物多様性条約第 10 回締約国会議において採択された愛知目標（以下「愛知目標」という。）の達成に向けたわが国のロードマップが示されるとともに、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の経験を踏まえた今後の自然共生社会のあり方が示され、自然共生社会の構築や愛知目標の達成のための施策を推進することとなりました。

また、平成 30 年 4 月に第五次環境基本計画が閣議決定され、地域資源を持続可能な形で最大限活用することで、環境・経済・社会の統合的向上を図り、農山漁村も都市も活かし、わが国の地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を提唱しています。

自然再生の実施に際しては、これらを基本として取り組んでいく必要があります。

(2) 自然再生の方向性

現在、自然と共生する社会の実現と地球環境の保全が重要な課題となっています。人間も生態系の一部であり、自然の恵みがあることで初めて暮らしていくことができ、また、私たちが地域ごとに有している食文化、工芸、郷土芸能などの多様な文化は、各地の豊かな自然環境に根ざしたものだといえます。このような認識に立って、自然環境の価値を再認識し、長い歴史の中で育まれた地域固有の動植物や生態系その他の自然環境について、生態系の保全や生物種の保護のための取組を推進すべきことはもちろん、過去に損なわれた自然環境を積極的に取り戻す自然再生によって地域の自然環境を蘇(よみがえ)らせ、自然の恵みを享受できる地域社会を創りあげていくことが必要となっています。

日本の国土は、南北に長く、モンスーン地帯に位置することなどから、豊かな生物相を有するとともに、変化に富んだ美しい自然を有しています。同時に、狭い国土面積に稠密(ちゆうみつ)な人口を抱え、その地形、地質、気象などの条件から自然災害を受けやすいという特性があるほか、土地利用の転換圧力が強い都市地域、農林水産業等を通じ二次的な自然を維持形成してきた農山漁村地域など、地域によって、自然を取り巻く状況に大きな違いがあります。海域についても、黒潮、親潮などの海流と南北に長く連なる列島があいまって、多様な環境が形成されています。特に沿岸域には長く複雑な海岸線や砂浜、磯、干潟、藻場、サンゴ礁など多様な生態系がみられ、陸域と同様に豊かな生物相を有しています。その一方で、沿岸に人口や産業が集中したことから、浅海域や内湾を中心に埋立てや汚濁負荷の流入などの影響を受けてきました。このため、わが国での自然再生を考える際には、地域の自然環境の特性や社会経済活動等、地域における自然を取り巻く状況をよく踏まえるとともに、これらの社会経済活動等と地域における自然再生とが相互に十分な連携を保って進められることが必要です。

さらに、森林、草原、農地、都市、河川、湿原、沿岸、海洋等の生態系は、流域の水循環、物質循環等を介して密接な関係を有していることや、広い範囲を移動する野生生物の生態学的特性を踏まえ、地域の自然再生を進めるに当たっては、周辺地域とのつながりや流域単位の視点などの広域性を考慮した生態系ネットワークの考え方を踏まえる必要があります。

また、気候変動をはじめとする地球環境の変化は、生態系に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、環境の変動に対する適応力の高い、地域に固有の健全な生態系を確保することが重要であるとともに、生物の多様性の保全及び持続可能な利用は地球温暖化の緩和や気候変動への適応等に資することを踏まえて、自然再生に取り組む必要があります。

持続可能な社会を目指すためには、自然共生社会、低炭素社会、循環型社会の3つの社会づくりに統合的に取り組んでいく必要があること、また、今後、人口減少や国土利用の再編が進む中で長期的視点に立って人と自然のより良いバランスを回復し、海洋を含む国土全体にわたって自然の質を向上させていく必要があること、さらには、生物多様性に関する科学と政策のつながりを強化し、科学を政策に反映させる必要性が国際的にも強調されてきていること、こうした認識の下に地域の将来像を検討し、その実現に向けた広範な取組と連携しつつ、戦略的に自然再生を進めていくことが大切です。

これらの考え方に加え、生物多様性基本法の基本原則を踏まえ、自然再生の視点として、次の4つを掲げます。

①過去の社会経済活動等により損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的とし、健全で恵み豊かな自然が将来世代にわたって維持されるとともに、地域に固有の生物多様性の確保を通じて、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを旨とすべきこと。

②地域に固有の生態系その他の自然環境の再生を目指す観点

から、地域の自主性を尊重し、透明性を確保しつつ、地域の多様な主体の参加・連携により進めていくべきこと。

③複雑で絶えず変化する生態系その他の自然環境を対象とすることを十分に認識し、科学的知見に基づいて、長期的な視点で順応的に取り組むべきこと。

④残された自然の保全を優先するとともに、自然生態系の劣化の根本的な要因を取り除くことが重要であり、当面の局所的な絶滅を防ぐなどの短期的な対策と併せて、劣化要因とその複合作用の結果として生じる劣化状況を把握した上で対策の検討、実施に取り組むよう留意すべきこと。

これらの視点を踏まえた上で、自然再生の推進に関する基本的方向を次のとおり示します。

ア 自然再生事業の対象

自然再生を目的として実施される事業（以下「自然再生事業」という。）は、今後重視すべき先の4つの視点を明確にした新たな取組であり、開発行為等に伴い損なわれる環境と同種のことをその近くに創出する代償措置としてではなく、過去に行われた事業や人間活動等によって損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として行われるものです。陸域の森林や草原、里地里山、陸水域の河川や湖沼、湿原、海域の砂浜や干潟、藻場、サンゴ礁など、多様な生態系が事業の対象となります。

このような自然再生事業には、良好な自然環境が現存している場所においてその状態を積極的に維持する行為としての「保全」、人間活動や開発等により自然環境が損なわれた地域、あるいは自然資源の利用や維持管理を通じた自然に対する人間の働きかけの減少により二次的な自然環境が劣化した地域において、それらの自然環境を取り戻す行為としての「再生」、大都市など自然環境がほとんど失われた地域において大規模な緑の空間の造成などにより、その地域の自然生態系を取り戻す行為としての「創出」、こうした自然環境の状況をモニタリングし、その結果を踏まえつつ良好な状態を長期間にわたって持続させていくために必要となる行為としての「維持管理」を含みます。

イ 地域の多様な主体の参加と連携

自然再生事業は、それぞれの地域に固有の生態系その他の自然環境の再生を目指すものです。このため、どのような自然環境を取り戻すのかという目標やどのように取り戻すのかという手法の検討等については、それぞれの地域の自主性・主体性が尊重されることが重要です。

自然再生事業の実施に当たっては、当該自然再生事業の構想策定や調査設計など、初期の段階から事業実施、実施後の維持管理に至るまで、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人その他の民間団体（以下「NPO等」という。）、自然環境に関し専門的知識を有する者、土地の所有者等地域の多様な主体が参加・連携し、相互に情報を共有するとともに、透明性を確保しつつ、自主的かつ積極的に取り組むことが重要です。

ウ 科学的知見に基づく実施

自然再生事業は、科学的知見に基づいて実施するべきであり、地域における自然環境の特性や生態系に関する知見を活用し、自然環境が損なわれた原因の全体像を社会経済活動等との関係を含めて科学的に明らかにするなど、科学的知見の十分な集積を基礎としながら、自然再生の必要性の検証を行うとともに、自然再生の目標や目標達成に必要な方法を定め、実行し、それを検証するという過程に沿って実施することが必要です。

この場合、自然再生の目標については、持続的に良好な状態を維持することが技術的にも社会経済的にも可能な自然環境を目標として設定し、その中で、自然の復元力やサイクルを踏まえた持続可能性を考慮して、長期及び短期の目標を設定することが重要です。その際、自然の変動やかく乱が生ずることによって本来の生態系が維持される仕組みがあることを理解することも大切です。目標は、わかりやすく、できる限り具体的なものとする必要があり、その設定に当たっては、自然再

生事業の対象地の自然環境の変遷の分析を踏まえて検討を行い、過去の特定の時期の状況を目標とする、あるいは地域の特徴的な種や生態系の状態に着目して目標を設定するなどの方法が考えられます。

自然再生を行う方法については、自然の復元力及び生態系の微妙な均衡を踏まえて行うことが重要であり、工事等を行うことを前提とせず自然の復元力に委ねる方法も考慮し、再生された自然環境が自律的に存続できるような方法を含め、十分検討することが重要です。また、自然再生の取組による自然環境の再生状況について評価することも大切であり、必要に応じて有識者などの協力を得て自然環境の質的な変化を評価することに加え、自然再生に取り組む組織の成果や発展過程を明らかにしていくことも重要です。

また、わが国では、間伐材や粗朶(そだ)などの地域の自然資源を用いたり、人力を十分に活用した作業を行うなど伝統的な手法を行ってきたことを踏まえ、このような手法のうち自然と調和したきめ細かで丁寧な手法について、地域における経験と実績に基づく知見の把握や伝承に努めるとともに、特に、地域によっては、火入れや池さらいなどの実施が自然のかく乱の代替として生物多様性の維持に必須であるなど、その有効性を確認しつつ、自然再生の手法として用いていくことも必要です。

エ 順応的な進め方

自然再生事業は、複雑で絶えず変化する生態系その他の自然環境を対象とした事業であることから、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得て、自然環境に関する事前の十分な調査を行い、事業着手後も自然環境の再生状況をモニタリングし、その結果を科学的に評価し、これを当該自然再生事業に反映させる順応的な方法により実施することが必要です。

これを進めていくため、自然再生の実施者は、成功・失敗にかかわらず順応的な取組の情報を可能な限り公開することに努め、国は、順応的な取組の参考となる事例を集約し広く情報発信することに努める必要があります。

また、自然再生において、自然の復元力が十分に発揮されるよう条件を整えることにより回復の過程に導く場合や、その回復の過程の中で補助的に人の手を加える場合がありますが、生態系の健全性の回復には一般に長い期間が必要であることを十分に認識すべきです。

このため、自然再生事業の実施に当たっては、自然再生の目標とする生態系その他の自然環境の機能を損なうことのないよう、自然環境が再生していく状況を長期的・継続的にモニタリングし、必要に応じ自然再生事業の中止や中止した場合に周辺環境へ影響が及ばないようにすることを含め、計画や事業の内容を見直していく順応的な進め方によることが重要です。

オ 自然再生の継続実施

自然再生の実施には長期間を必要とすることから、綿密な維持管理を行う箇所と自然の遷移や復元力に委ねる箇所をゾーニングすることなどにより維持管理作業の省力化について検討することが重要です。また、再生された自然環境は、次世代も享受するものとなるため、自然環境の将来計画の検討や自然環境調査などを行う際は、地域の子供たちの参加を促し、次世代の実施を見据え、担い手の育成を図りながら、目指すべき自然環境の目標を共に考えていくことも重要です。

さらに、新たな実施者や協力者の獲得を図るためには、雑誌やインターネット等のツールを活用して若者や女性等に対しても情報発信を積極的に行うことや、地域住民の関心の高い取組と連携すること、大学等の学術機関との連携を図り研究者や学生の自然再生への参加を促すことが重要です。

カ 自然再生後の自然環境の扱い

計画された事業の実施中のみならず事業完了後においても、継続的なモニタリングを実施することにより自然環境を監視し、自然環境が再び劣化した場合には、必要に応じて科学的知見をもとに対応を行うことによ

り、自然環境が安定するまで適切な措置を講ずることが必要です。

また、再生されつつある自然環境を再び劣化させないためには、豊かな自然の適切な利用に関するルール作りなどの検討を行うことや希少動植物の捕獲・採取を防止するための知識の普及を行うことが重要です。

さらに、再生された自然環境が将来にわたって適切に維持されるよう、自然再生の実施に際しては、地域の実状に応じて、周辺地域も含む土地利用や自然環境の保全に関する様々な施策との広範な連携や必要な財政上の措置を講ずるよう努めることも重要です。

キ 自然再生の役割

わが国が有する文化は、自然環境と密接な関係を持ち、国土全体にわたる豊かな自然は元より、地域が有する独特の自然環境の影響も色濃く受けて育まれているものです。例えば、小動物や草花を楽しむ季節を読みとる感性である「花鳥風月」や、花見、螢狩り、月見、紅葉狩り、雪見などの文化、野焼きなどの維持管理手法、ふなずしなどの伝統的食文化は、地域の豊かな自然環境と共にあり、情緒豊かな心を育む源となるものです。

また、自然再生の取組は、地域住民と共に行うものであり、地域独特の自然や文化と密接な関わりを持つものであることから、地域コミュニティの維持・再生につながるものです。このため、地方公共団体等は、地域コミュニティの保全・再生に資する自然再生の取組に対して、必要な支援に努めることが重要です。

さらに、自然再生の取組は、自然環境を保全・再生していくものであると同時に、豊かな景観の保全・再生につながるものです。人間の活動の影響を受けることなく原生の状態を維持している原生的自然や農村の人々や生業などによって形成される田園地域や里地里山のような二次的自然など自然環境が織りなす美しい景観は、地域固有の資産であり、地方公共団体等は、その方向性を明らかにし、地域と一体となって、美しい景観を形成し、国民への提供に努めることが重要です。

ク その他自然再生の実施に必要な事項

自然再生に関する施策の実効を期するためには、地域住民等の理解と協力が不可欠であり、自然再生の取組に際しては、地域の協議会での話し合いを通じて合意の形成を図るとともに、自然再生の対象となる区域において一定の権原を持つ土地の所有者等の理解と協力を得ながら進めることが不可欠です。地域の民間団体や地域住民などの参加、協働という形をより一層活発化させていくため、民間団体などが民有地も含めて活動を展開していくことを地域全体で支えていくことが重要です。また、民間団体が主導する自然再生事業は、早期の事業実施や効果発現につながることを期待できるものであるため、国や地方公共団体は、民間団体が主導する自然再生事業が円滑に進むよう必要な情報を提供するとともに、活動の支援に努めることが重要です。

2 自然再生協議会に関する基本的事項

地域における自然再生の推進に際しては、自然再生事業を実施しようとする者(以下「実施者」という。)が、地域住民、NPO等、自然環境に関し専門的知識を有する者、土地の所有者等その他の自然再生事業又はこれに関連する活動に参加しようとする者、関係行政機関及び関係地方公共団体により構成される自然再生協議会(以下「協議会」という。)を組織し、協議会において、自然再生全体構想の作成、自然再生事業実施計画の案の協議、自然再生事業の実施に係る様々な連絡調整が適切になされる必要があります。この際、自然再生が、地域の自然的社会的状況に応じて、国土の保全その他の公益との調整に留意して実施されるよう、協議会において十分検討することが必要です。

協議会の組織化及び運営は、実施者及び協議会が責任を持って行うことになりますが、その際、次の事項に留意するものとします。

(1) 協議会の組織化

ア 実施者は、その実施しようとする自然再生事業の目的や内容等を明示して協議会を組織する旨を広く公表し、NPO等地域において自然再生事業に関する活動に参加しようとする者に対し、幅広くかつ公平な参加の機会を確保すること。

イ 自然再生は、地域の多様な主体が連携し実施されるものであり、協議会にはできるだけ、自然再生に参加する地域の多様な主体が参加するよう努めること。

この場合、協議会において科学的な知見に基づいた協議等が行われることが重要であることを踏まえ、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協議会への参加を確保することが特に重要であること。

また、自然再生事業を円滑に推進する観点から、土地の所有者等の関係者についても自然再生の趣旨を理解し自然再生に参加する者として協議会への参加を得ることが重要であること。

ウ 関係行政機関が実施者の相談に的確に応じるなど、関係行政機関及び関係地方公共団体は、協議会の組織化に係る必要な協力を行うとともに、その構成員として協議会に参加し、自然再生を推進するための措置を講ずるよう努めること。

(2) 協議会の運営

ア 協議会の運営に際しては、自然再生事業の対象となる区域における自然再生に関する合意の形成を基本とし、協議会における総意の下、公正かつ適正な運営を図ること。

イ 協議会においては、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得て客観的かつ科学的なデータに基づいた協議等がなされるよう、地域の実状に応じた体制を整えることが重要であること。

ウ 協議会は、希少種の保全上又は個人情報保護上支障のある場合等を除き、原則公開とし、協議会の運営に係る透明性を確保すること。また、協議会の運営に当たっては、必要に応じ外部からの意見聴取も行うこと。

エ 協議会は、自然再生事業の実施に係る連絡調整の継続的な実施のための方法や当該自然再生事業のモニタリングの結果の評価及び評価結果の事業への適切な反映のための方法について協議すること。

オ 協議会の運営等の事務の担い手は、協議会の合意の下、協議会に参加する者から選任することとし、協議会に参加する者は積極的に運営に協力すること。

3 自然再生全体構想及び自然再生事業実施計画の作成に関する基本的事項

自然再生事業の実施に当たっては、自然再生全体構想（以下「全体構想」という。）及び自然再生事業実施計画（以下「実施計画」という。）を作成することが必要です。

全体構想は、自然再生基本方針に即して、自然再生の対象となる区域、自然再生の目標、協議会に参加する者の名称又は氏名及びその役割分担、その他自然の再生の推進に必要な事項を定めるとし、地域の自然再生の全体的な方向性を定めます。また、実施計画は、自然再生基本方針に基づき、個々の自然再生事業の対象となる区域及びその内容、当該区域の周辺地域の自然環境との関係並びに自然環境の保全上の意義及び効果、その他自然再生事業の実施に関し必要な事項を定めるとし、全体構想の下、個々の自然再生事業の内容を明らかにするものです。

全体構想及び実施計画の作成に当たっては、次の事項に留意するものとします。

(1) 科学的な調査及びその評価の方法

全体構想及び実施計画の作成に当たっては、協議会において、必要に応じて分科会、小委員会等の設置を行うことなどを通じて、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得つつ、事前の調査とその結果の評価を科学的な知見に基づいて行うこと。

その際、実行可能なより良い技術や方法が取り入れられているか否かの検討等を通じて、全体構想及び実施計画の妥当性を検証し、これらの検討の経過を明らかにできるように整理する必要があること。

(2) 全体構想の内容

ア 全体構想の作成に当たっては、事前に地域の自然環境に係る客観的かつ科学的なデータの収集や社会的状況に関する調査を実施し、その結果を基に協議会において十分な協議を行うこと。

イ 全体構想は、地域の自然再生の対象となる区域における自然再生の全体的な方向性を定めることとし、当該地域で複数の実施計画が進められる場合には、個々の実施計画を束ねる内容とすること。

ウ 全体構想においては、自然再生の対象となる区域やその区域における自然再生の目標について、地域における客観的かつ科学的なデータを基礎として、できる限り具体的に設定するとともに、その目標達成のために必要な自然再生事業の種類及び概要、協議会に参加する者による役割分担等を定めること。

(3) 実施計画の内容

ア 実施者は、実施計画の作成に当たっては、全体構想、地域の自然環境及び社会的状況に関する最新のデータに基づき、協議会における十分な協議の結果を踏まえて行うこと。

イ 自然再生事業の対象となる区域及びその内容については、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得て、事前に地域の自然環境に係る客観的かつ科学的なデータを収集するとともに、必要に応じて詳細な現地調査を実施し、その結果を基に、地域における自然環境の特性に応じた適正なものとなるよう十分検討すること。その際、事業の対象となる区域とその周辺地域との関係を分析した上で、周辺地域における様々な取組との連携の必要性について検討を行うこと。

ウ 実施計画には、自然再生事業の対象となる区域とその周辺における自然環境及び社会的状況に関する事前調査の実施並びに自然再生事業の実施期間中及び実施後の自然再生の状況のモニタリングに関して、その時期、頻度等具体的な計画を記載することとし、その内容については、協議会において協議すること。また、自然再生の状況のモニタリングの結果を科学的に評価し、これを当該自然再生事業に反映させるなど、順応的な進め方についても協議すること。

エ 自然再生事業の実施に関連して、自然再生事業の対象となる地域に生息・生育していない動植物が導入されることなどにより地域の生物多様性に悪影響を与えることのないよう十分配慮すること。

オ 全体構想の下、複数の実施計画が作成される場合には、各実施者は、協議会における情報交換等を通じて、自然再生に係る情報を互いに共有し、自然再生の効果が全体として発揮されるよう配慮すること。

(4) 情報の公開

全体構想及び実施計画の作成に当たっては、その作成過程における案の内容に係る情報を原則公開とし、透明性を確保すること。

(5) 全体構想及び実施計画の見直し

実施者は、自然再生事業の実施期間中又は実施後のモニタリングの結果について、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得つつ科学的に評価した上で、必要に応じ自然再生事業を中止することを含め、当該自然再生事業への反映について柔軟な対応を行うとともに、必要に応じて、全体構想については協議会が、実施計画については実施者が、それぞれ主体となって柔軟に見直すこと。この場合、実施計画の見直しについては、協議会での十分な協議の結果を踏まえて行うこと。

4 自然再生に関して行われる自然環境学習の推進に関する基本的事項

全体構想の対象となる区域において自然環境学習を実施しようとする者は、自然環境学習の推進に関して、次の事項に留意するものとします。

(1) 自然環境学習への活用の重要性

環境保全の推進のためには、課題を発見・解決する力やコミュニケーション能力などの「未来を創る力」、環境の変化に気付く力や自然環境の不可逆性を理解する力などの「環境保全のための力」を有する人材を育む環境教育が必要であり、

その実施に当たっては、地域を教材として実感を伴った学びの機会を提供すること、双方向型のコミュニケーションにより気付きを「引き出す」ことなどが重要です。

また、特に自然環境学習は、自然環境に対する関心を喚起し、共通の理解を深め、意識を向上させるとともに、希薄化した自然と人間との関係を再構築する上で重要であり、地域における自然環境の特性を踏まえ、科学的知見に基づいて実施される自然再生は、自然環境学習の対象として適切なものです。

このため、家庭、学校、地域、職場などにおける生涯にわたる質の高い環境教育・学習の機会の多様化を図るために、自然再生事業を実施している地域が自然環境学習に積極的に活用されることが大切であり、自然再生事業の実施に当たっては、学校教育機関や研究機関、博物館及び公民館等の社会教育施設、ビジターセンターなどの自然環境学習施設など、地域の関係機関との協力と連携を強化する必要があります。その際、過剰な利用により自然再生に悪影響が及ばないようなルール作りを併せて行うことも重要です。

(2) 実地に学ぶ場としての活用

自然環境学習を効果的に行うためには、単なる知識の伝達にとどまらず、「五感で感じる」原体験としての自然体験や保全活動への参画なども必要であり、また、そのための自然とふれあえる空間作りも重要です。このため、自然再生事業が実施されている地域を、その地域の自然環境の特性、自然再生の技術及び自然の回復過程等自然環境に関する知識を実地に学ぶ場となるよう十分に配慮しながら、積極的に自然環境学習に活用・提供する必要があります。

(3) 人材の育成

自然環境学習の円滑な推進のため、NPOやボランティア等との連携を図りつつ、地域ごとに自然環境学習を担う人材の育成に努めることや、大学・大学院等の高等教育においても、環境及び環境教育の研究と人材養成を行う場となり得ることを自然再生事業を実施している地域が認識することも重要です。

(4) 持続可能な開発のための教育（ESD）

自然再生事業は防災・減災や持続可能な社会づくりにも資するものであるため、自然環境学習の実施に当たっては、自然が豊かな恵みをもたらす一方で災害リスクも有することを踏まえた防災・減災の観点や、ものごとを主体的に考え行動できるような持続可能な社会づくりの担い手を育てる「持続可能な開発のための教育（ESD）」の観点を取り入れていくことも重要です。

(5) 自然環境学習プログラムの整備

自然環境学習を含めた自然環境の活用について十分検討し、実施計画において、対象となる区域における具体的な自然環境学習プログラムを整備するよう努めることが重要です。また、学校と連携した自然環境学習の実施に当たっては、学校側と十分に調整を図り、学校側のニーズや指導計画を踏まえた学習プログラムを作成し提示することなどが効果的であり、計画的・継続的な活動にもつながることを認識しながら取り組むことが重要です。

(6) 情報の共有と提供

自然環境学習の場、機会、人材、プログラム等に係る情報を地域の中で広く共有するよう努めるとともに、関連施策と連携することを含め、情報提供機能の充実に努めることが重要です。

5 その他自然再生の推進に関する重要事項

その他、自然再生の推進に当たっては、次の重要事項に留意するものとします。

(1) 国・地方公共団体等の役割

ア 自然再生推進会議・自然再生専門家会議

環境省、農林水産省、国土交通省は、自然再生を率先して進める観点から、自然再生推進会議での連絡調整などを通じて、その他の関係行政機関を含めた連携の一層の強化を図ること。

また、自然再生推進会議及び自然再生専門家会議については、原則公開とし、これらの会議の運営に係る透明性を確保すること。この観点から、その構成、事務局など、これ

らの会議の設置に関する事項は、それぞれの会議の設置の際に別途定め、公開すること。

イ 調査研究の推進

国及び地方公共団体は、地域の自然環境データを長期的・継続的に把握し適切に提供するとともに、気候変動等による自然環境への影響評価を行い、自然再生事業の実施と連携しつつ、自然再生に関する技術の研究開発に努めること。

ウ 情報の収集と提供

自然再生を将来にわたって効果的に推進するため、国及び地方公共団体は、調査研究の推進と科学技術の振興を図るのに併せて、国内又は海外における自然再生に関する事業や活動の実例など、自然再生に関する情報を収集し、海外を含めて広く情報提供を行うこと。その際、国は、全国における多様な実施者により実施されている自然再生事業について、その概要と進捗状況を網羅的に紹介するホームページの作成など、効率的かつ効果的な情報の収集と提供がなされるよう手法の検討と体制整備に努めること。

エ 普及啓発

自然とふれあい、その恵沢を享受する国民一人一人においても、自然再生の取組により再生された自然が生態系サービスを提供するものであることを理解し、協力するよう努めること。国及び地方公共団体は、自然環境の現状やその保全・再生の重要性について、地域住民、NPO等のほか一般国民においてもその理解を促進し、自覚を高めるため、普及啓発活動を積極的に行うこと。

オ 協議会の支援

実施者は、協議会を組織したとき、又は全体構想若しくは実施計画を作成したときは、主務大臣及び当該自然再生事業の対象となる区域の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を報告するとともに、関連する資料を送付し、技術的支援その他の必要な協力を求めることができること。国は、協議会等に対する技術的支援を行うため必要に応じて自然再生専門家会議を開催するほか、協議会の設立や協議会間の情報交換、地域住民・民間団体等が行う自然再生活動等への支援を行うとともに、地方公共団体と協力して自然再生の推進に努めること。また、自然再生協議会の設立を検討している団体に対して、自然再生に活用できる事業制度や協議会の継続的取組に資する資金確保などの各種手法についての情報を提供するなど必要な措置を講じること。

(2) 自然再生の推進に関する重要事項

ア 地域循環共生圏の構築の取組

第五次環境基本計画では、各地域で地域資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて近隣地域等と共生・対流し、より広域的なネットワーク（森・里・川・海の連関による自然的つながりや人、資金等の経済的つながり）として、「地域循環共生圏」を構築していくことを目指しています。

自然再生は地域の自主性を尊重した取組として実施されていますが、少子高齢化・人口減少社会の影響により、資金等の経済面や保全活動の担い手等の人材面での取組の継続性に課題を抱えています。自然再生の取組の継続性を高めるためには、「地域循環共生圏」の考え方も取り入れながら、経済的インセンティブの付与を介して、実施者が経済的手法も視野に入れつつ自然再生を推進していくことにより、持続可能な地域づくりの中で自然再生に取り組むことが重要です。

イ 地域の産業と連携した取組

自然再生を持続的かつ効果的に進めるためには、地域の産業と連携しつつ対応することが重要です。特に農林水産業は自然の物質循環機能に依存した持続可能な生産活動であり、田園地域・里地里山等の二次的自然の形成に大きく寄与してきました。このことを踏まえ、自然再生事業に関連して、関係者の合意を得ながら、農業や化学肥料などの削減等による環境に配慮した農業生産活動、水と生態系のネットワークの保全に配慮した水路、ため池、水田のあぜ等の持続的な維持管理活動や基盤整備の実施、生物多様性に配慮した森林施業の実施、漁場環境の再生状況に応じた漁具の選定や漁期の設定など、地域の環境と調和のとれた取組を推進することが重要です。これらの地域では、長年にわたる人の営みと自然の相互作用によって特有の生態系

や文化が形成されてきたことを踏まえ、農林漁業者をはじめとする地域の知見を尊重し、生物多様性の維持にとって重要な伝統的維持管理の手法を活用しながら自然再生を進めるとともに、自然資源の循環利用や生きものをブランドに活用した農林水産物の販売、エコツーリズムなど自然資源を生かした観光の促進などにより、地域の産業や社会経済活動と自然再生を関連付け、地域社会の活性化につなげることに、持続可能な取組としていくことが重要です。

また、企業と連携して自然再生を進めることも重要です。自然再生の実施者にとっては、資材や労力、技術の面で支援を受けることがつながり、企業にとっては、社会貢献活動の効果的な情報発信や社員等への福利厚生に加え、活動で生じたバイオマスを燃料として利用することによる地球温暖化対策への貢献など様々な取組につながる可能性があります。このように、自然再生の実施者と企業の双方に利益をもたらし得るため、両者が積極的な情報交換を行い、連携を図ることが重要です。

ウ SDGs達成に向けた取組

平成27年9月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、「持続可能な開発目標」（SDGs）として17のゴールと169のターゲットが提示されており、17のゴールにはエネルギー、持続可能な消費と生産、気候変動、生物多様性等、多くの環境関連の目標が含まれました。SDGsは、複数の課題を統合的に解決することを目指すことや、1つの行動によって複数の側面における利益を生み出すマルチベネフィットを目指すことといった特徴を持っています。

SDGsの実現は地域の課題解決にも直結することから、自然再生の実施に当たっては、地域循環共生圏構築の取組等と併せて、SDGsのゴール等を活用することにより、関係者間で目標に向けた共通言語を持ち、当事者意識を持って取り組むことができることから、地域の課題解決を一層促進することが期待されます。また、企業がSDGsへの取組を推進していることも踏まえ、自然再生においてSDGsのゴール等を取り入れることにより、企業との連携を図っていくことも重要です。

エ 気候変動対策の取組

気候変動に対応するためには、地球規模での温室効果ガス的大幅削減を目指すとともに、気候変動への適応に取り組む必要があります。

このため、自然再生の実施に当たっては、多くの炭素を樹木や土壌に固定している森林の適正な管理、泥炭や土壌に炭素を貯蔵している湿原、草原等の適正な保全、海洋生態系として炭素（ブルーカーボン）を蓄積している藻場等の保全、また、人工林の間伐、里山林の管理、二次草原における採草などの生態系の適切な管理によって生じる草木質系バイオマスの利用や、温室効果ガスの排出を低減した工法の採用等を通じた地球温暖化対策への配慮が必要です。

また、適応策の更なる充実・強化を図るため、平成30年6月には「気候変動適応法」が公布され、平成30年11月には「気候変動適応計画」が閣議決定されました。これに基づき、気候変動による生態系や種の分布等の変化のモニタリングを実施して気候変動に対する順応性の高い健全な生態系の保全や、必要に応じて劣化した生態系の再生を図るとともに、多面的な機能の発揮が期待される生態系ネットワークの形成や防災・減災等に資する「生態系を活用した適応策」（EbA）の推進を図っていくことが重要です。

オ 東日本大震災等自然災害の経験を踏まえた自然再生

東日本大震災等の自然災害の発生により、豊かな恵みをもたらす自然は、時として大きな脅威となって災害をもたらすものであり、私たちはそうした両面性を持つ自然と共に生きていることを、改めて意識させられました。私たち日本人は、自然と対立するのではなく、自然に対する畏敬の念を持ち、自然に順応し自然と共生する知恵や自然観を培ってきたことを踏まえ、自然再生の取組を進めることが重要です。

自然再生事業の実施に当たっては、地震や津波の影響を受けた干潟や藻場等の生態系について、生き残った動植物個体や植物の栄養体、埋土種子などが生態系の回復に大きく貢献するといった自然の回復力を評価できるようモニタリングを実施し、その回復状況や地域の復興状況・意向を

踏まえて、自然再生の手法や体制を検討していくことが重要です。

また、東日本大震災等の自然災害からの復興に当たっては、地域の暮らしを支える自然環境や森・里・川・海のつながりなどの重要性を多くの人に理解してもらうための取組や、自然環境の再生を通して、地域の土地利用や産業構造、社会資本の将来の在り方を見据えつつ、森・里・川・海のつながりを再生していくことが必要です。また、自然生態系は、津波などの災害が発生した際に、地域を災害から守り、被害を軽減・緩衝する効果を有していることから、国は災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を評価し、積極的に保全・再生することで、生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）を推進しています。このような自然生態系が有する防災・減災機能を活用した取組を踏まえて自然再生に取り組んでいくことが重要です。国は生態系を活用した防災・減災の発揮に向けた実例などの情報を収集し、幅広く情報提供に努めていくことが重要です。

カ 生態系ネットワークの形成

自然再生に当たっては、多自然川づくり、干潟・藻場等の浅海域の再生、都市公園の整備等の社会資本整備と併せた生物の生息・生育環境の確保の取組や緑地の保全及び緑化の推進のための施策によって、自然環境の保全・再生・創出・維持管理を行い、生態系ネットワークの形成を進めていくことが重要です。

生態系ネットワークの形成に当たっては、保護地域だけでなく、民間が保全する地域等も含めた保護地域以外の生物多様性保全上重要な地域なども視野に入れつつ、流域圏など地域的なまとまりにも着目し、様々なスケールで森・里・川・海を連続した空間として積極的に保全・再生を図るための取組を関係機関が横断的に連携して総合的に進めることが重要です。また、形成に当たって外来種の生息・生育範囲を拡大させることがないよう留意することも必要です。さらに、国は生態系ネットワーク形成の実例などの情報を収集し、幅広く情報提供に努めていくことが重要です。

また、地球環境保全に寄与する観点から、地域の実情に応じて、地球規模で移動する野生動物の生息地・中継地の保全・再生など、国際的な生態系ネットワーク形成への配慮も重要です。

キ 自然再生における希少種の保全及び外来種対策

今日、様々な人間活動による圧迫に起因して、多くの種が絶滅し、また、絶滅のおそれのある種が数多く生じていることから、現在と将来の人類の豊かな生活を確保するために、絶滅危惧種の保全の一層の促進が重要です。平成29年6月に改正された「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」においては、里地里山等の二次的自然に生息・生育する種の生息・生育地の保全等に向けて、特定第二種国内希少野生動植物種制度等が創設されました。自然再生の取組は、絶滅危惧種の生息地の確保につながるものであり、平成30年4月に閣議決定された希少野生動植物種保存基本方針を踏まえ、絶滅危惧種に関する情報及び知見を参考としながら、希少野生動植物種等の指定状況も考慮して行うことが重要です。

その際、自然再生を実施している地域に絶滅危惧種等が生息している場合、保護増殖事業等との連携にも配慮しつつ、生息・生育地の整備や管理、生息・生育状況のモニタリング等を行うとともに、緊急的な措置を講じないと種の存続が危ぶまれる場合、自然再生の取組と併せて、生物を自然の生息・生育地の外において保全する「生息域外保全」の考え方を取り入れることも重要であり、必要に応じて、動植物園、水族館、自然系博物館など生息域外保全を行うことが可能な組織と連携を図りながら自然再生を進めることが重要です。

これに加えて、外来種被害防止行動計画等の考え方も踏まえ、地域に固有の生態系その他の自然環境の再生のため、特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律の規制の対象である特定外来生物だけでなく、国内由来の外来種、さらには他地域に生息・生育し遺伝的形質の異なる同種の生物導入による遺伝的かく乱により、問題が発生する可能性があることも考慮して、外来種の意図的な導入又は非意図的な侵入を未然に防ぐとともに、新たに自然

再生を実施する場合は、外来種が侵入しにくい環境になるよう配慮し、現在進行している自然再生において既に外来種が侵入している場合は積極的に防除を進めるよう努めることが重要です。また、自然再生の対象となる区域に外来種の侵入や拡散が認められた場合、国や地方公共団体等が提供する外来種に関する情報や知見を参考としながら迅速に対応することが重要です。

ク 全国的、広域的な視点に基づく取組の推進

国は、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国際的取組の動向を踏まえつつ、わが国の自然的社会的状況に応じた自然再生の取組の推進に努めることが重要です。また、各地域の特性を活かした取組とともに、わが国の生物多様性は海や空を介して周辺の各国とつながっているといった国際的な視点も含め、生物多様性から見た国土のランドデザインを考慮し、国土レベルの生物多様性の総合評価や生態系ネットワーク構想の具体的な進展も踏まえ、自然再生の必要性の高い地域を明らかにするための検討を進めるなど、全国的、広域的な視点に立った取組の計画的な推進に努めることが重要です。

このため、生物多様性の現状や危機の状況等を空間的に評価した地図化作業を進めていくことや地域における自然環境の現状や将来の姿を明確にすることが重要であり、国は地図化やそれを全国的に進めていくためマニュアル作成に努め、地方公共団体は地域の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画である生物多様性地域戦略の策定を進めるなど自然環境の現状や将来の姿を明確にするよう努めることが重要です。

また、持続可能で魅力ある国土づくりや都市・地域づくりを進めるため、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境の有する多様な機能を活用したグリーンインフラなどの取組を推進することも重要です。

さらに、大都市圏等、一つの地方公共団体の範囲を越えるような広範囲の地域において自然環境が減少又は劣化している場合には、国及び地方公共団体は、当該地域の多様な主体の参加を得て、生息範囲が広範な高次消費者等を指標種とすることや技術情報の共有などにより生態系のネットワーク化の必要性など広域的な観点からの共通の認識を形成し、計画的に自然再生に取り組むことが重要です。

ケ 小さな自然再生の推進

地域住民等が行う小さな自然再生の取組は、協議会による自然再生の取組と併せて全国各地で展開されることにより、広域的な自然環境の保全・再生につながることを期待できるものであるため、国や地方公共団体は取組の参考となる事例の整理・情報発信に努めることが重要です。

小さな自然再生の実施に当たっては、地方公共団体が定める生物多様性地域戦略で示される地域の自然環境が目指す方向や内容を参考とするとともに地域の遺伝的特性に適合した種を用いることや外来種を持ち込むことのないよう努める必要があるため、必要に応じて国や地方公共団体、地域の自然環境の情報や知識を豊富に有する自然系博物館などに相談することも重要です。

また、小さな自然再生の推進に当たり、広範囲かつ多様な主体で連携して行うことが効果的なものについては、協議会を設立するなどにより発展的に取り組むことが重要です。